

石川県埋蔵文化財情報

第 46 号

巻頭図版（庄・西島遺跡 一針C遺跡 小川B遺跡）

令和3年度上半期の発掘調査から 部長 川畠 誠 … (1)

発掘調査略報

庄・西島遺跡（加賀市） (2)

一針C遺跡（小松市） (4)

小川B遺跡（白山市） (6)

令和3年度上半期の出土品整理作業 (8)

調査研究報告

古墳時代前期段階における日韓の鉄製板甲 新美祥人夢 … (11)

加賀市九谷A遺跡の木地師関連資料などの紹介 久田正弘 … (25)

中能登町徳丸遺跡出土土器の紹介 久田正弘 … (33)

古代加賀国分寺と古濱八幡社～伝承復元の試み 浜崎悟司 … (47)

2022年3月

公益財団法人 石川県埋蔵文化財センター

写真解説

庄・西島遺跡

Y 2 区全景（上空から）

遺跡推定域の西端に近い（Y 2 区、津波倉町地内）調査区である。北接する平成 27 年度調査区で確認された古代建物群の延びが期待されたが、調査の結果、同建物群は本調査区の北辺で途切れることが判った。一方で、本調査区南寄りに建物 2 棟を、東接する Y 3 区では南壁にかかる井戸 1 基を検出するなど、調査区南方の未調査地に新たな建物域が展開する可能性も窺われた。

井戸（Y 3 区）（北から）

Y 2 区の東隣りに位置する Y 3 区で確認された、検出面での直径約 4 m、本体部は 1 ~ 1.3 m を測る、平安時代の井戸である。検出面からの深さ約 2 m の位置で井戸枠とみられる板材が出土したが、廃絶時に抜かれ、投棄された材である可能性が高い。



Y2区全景（上空から）



井戸（Y3区）（北から）

写真解説

一針C遺跡

調査地遠景（P・Q区上層）（北西から）

一針C遺跡は、小松市北部を流れる梯川右岸の中流域に位置する。弥生時代から中世の集落遺跡である。平成25年度から、梯川河川改修事業に伴う発掘調査を行っており、平成29年度からは新設された堤防の内側で、増水期を避けた春期と秋期に分けて調査を行っている。

今号報告の令和3年度春期調査では、昨年度調査したO区を挟んだP区上層とQ区上層を対象に調査を行い、中世の集落跡に伴う遺構や水田などを確認した。

秋期調査は、P1区下層・Q区下層・S区上層を対象に調査を行い、古代・中世の遺構や弥生時代～古墳時代の流路を確認しており、次号に報告予定である。

中世の水田跡と畦畔（P区上層）（南東から）

P（1・2）区上層面では、調査区内を弥生時代～古墳時代にかけて蛇行して流れている梯川旧流路が埋まつた後の凹地を利用したとみられる、中世の水田を確認した。水田は約40×25mの大畦畔に囲まれた長方形で、畦畔の横には水路や柱穴列を検出した。

また、畦畔の周囲やQ区上層面では、掘立柱建物の柱穴や大小の井戸・土坑（竪穴状遺構）などを多数確認した。井戸や土坑からは、土師器や陶磁器、石臼・石塔・銅製の小杯・銅鏡・下駄・漆器椀・木製ひしゃくなど多くの遺物が出土している。



写真解説

小川B遺跡

E区全景（北東から）

白山市上小川町地内で、海岸部から約800m地点に位置する。弥生時代後期と奈良・平安時代の集落遺跡であり、中世の遺構・遺物も確認した。中央のE区では、奈良・平安時代の掘立柱建物4棟、自然石を敷き詰めた中世の土坑などを検出した。

F区全景（南西から）

北側のF区では、奈良・平安時代の掘立柱建物2棟と弥生時代後期の溝を確認し、浅い溝状の落ち込みや畝溝などを検出した。



E区全景（北東から）



F区全景（南西から）

令和3年度 発掘調査遺跡位置図



令和3年度発掘調査遺跡一覧

No.	掲載遺跡	遺跡名	所在地	調査面積(m ²)	時代	関係機関	関係事業
1	○	しょうじいじゆ 庄・西鳥遺跡	加賀市津波倉町	3,460	縄文～中世		一般国道8号改築(加賀拡幅)
2		からざくらからざくら 觀法寺墳墓群 觀法寺ジンヤマ横穴	金沢市觀法寺町	2,550	弥生～中世	国土交通省	一般国道159号改築 (金沢東部環状道路)
3	○	ひにづり 一針C遺跡	小松市一針町	4,340	弥生～中世		鶴川河川改修
4	○	おがわ 小川B遺跡	白山市上小川町	1,830	弥生～中世	国土交通省	主要地方道金沢美川小松線
5		やまと 矢田遺跡	七尾市矢田町、万行町	2,370	弥生～中世		都市計画道路外環状線
	3件	5件		14,550			

令和3年度上半期の発掘調査から

部長 川畠 誠

令和3年度は、石川県教育委員会から5件の発掘調査を受託した。関係機関ごとの調査件数は、国土交通省3件、県土木部2件となる。本号においては、主に上半期に発掘調査を実施した3遺跡の概要を紹介する。

庄・西島遺跡（加賀市）は、江沼平野のほぼ中央に位置する縄文時代～中世の集落遺跡で、津波倉廃寺想定地との重複や和同開珎の出土から、注目されてきた遺跡である。平成27年度（2015）に着手した現地調査は、国道8号線に沿って延長約1kmに及び、今年度（第7次調査）で完了したこととなる。今年度調査区は、大きく3つに分かれ、古代前半の集落跡（Y2・3区）、弥生時代後期の木棺墓（X4区）、側溝心々距離約2mを測る古代の道路遺構（K4・5区）等を確認している。Y2・3区は、奈良時代から平安時代前期に属する建物群を確認した第1次調査区B区に南接し、掘立柱建物4棟、井戸1基、土器廃棄坑、粘土採掘坑等を検出した。また、津波倉廃寺所在地を確定できる遺構は未検出であるが、軒丸瓦、平瓦片の出土から、調査区周辺に存在する蓋然性は高いと考える。いずれにしても、本遺跡に係る一連の調査で得られた、縄文時代中期～中世の遺構・遺物の整理を通じて、江沼平野における各時代における本遺跡の位置付けに大いに期待したい。

一針C遺跡（小松市）は、梯川河川改修に係り、平成25年度（2013）に調査に着手、今年度は第8次調査となる。今回は、4～6月に実施した春期調査（2,160m²）を紹介する。本遺跡は、梯川中流域右岸に位置する弥生時代～中世の集落遺跡で、河川による土壤堆積と集落形成・廃絶が累積するため、調査面は最大4面を数える。春期の調査区は、2ヶ所に分かれ、中世の水田（P区上層）、中世の集落跡（Q区上層）を確認している。中世の水田調査では、水田面、畦畔、水路等の遺構を検出し、規模が判明した水田は、平面長方形を呈し、約40m×25mを測る。中世の集落跡では、これまでの調査区と同様に、掘立柱建物、井戸、竪穴状遺構、土坑等で構成される。また、多量の土器・陶磁器や、石臼、石塔等の石製品、漆器椀、下駄、柄杓等の木製品、銅製小壺が出土している。なお、秋期調査（10～12月）の調査概要は、次号に掲載予定である。

小川B遺跡（白山市）は、手取川扇状地扇端部に位置する弥生時代～中世の集落遺跡であり、平成27年度（2015）に続く、第2次調査となる。古代前半の遺構として、総柱建物（2×2間）1棟や間仕切りをもつ建物（2×5間）1棟を含む、比較的小規模な掘立柱建物8棟を検出している。調査区周辺は、大部分が礫層をベース土とする臨海部に位置し、当該期の手取川扇状地に通有の竪穴建物を建物構成に含まないこと等、当時の集落構造を考えるうえで重要な成果といえる。また、弥生時代後期後半～末の竪穴系建物外周溝の可能性をもつ溝等を確認している。

北陸新幹線建設に係る調査は、令和2年度で全ての現地調査を完了し、今年度は財团設立以来、最も少ない調査面積となった。その一方、これまでの発掘調査に係る出土品整理、報告書刊行業務が累積しており、今後とも計画的に整理、報告書刊行を進め、その調査成果を地域史に還元していきたい。

庄・西島遺跡

所在地 加賀市津波倉町内

調査面積 3,460 m²

調査期間 令和3年4月23日～同年10月15日

調査担当 金山哲哉 水田 勝 小森康弘

齊藤綾乃 畠麻由美



遺跡位置図 (S=1/25,000)

調査成果の要点

- ・K4・5区で、古代に属するとみられる道路遺構と粘土探掘坑のほか、中世の溝を確認した。
- ・X4区では、弥生時代後期の木棺墓と土器廃棄土坑を確認した。
- ・Y2・3区では、2区で古代の掘立柱建物4棟のほか土器廃棄土坑数基を、3区で同じく古代の井戸と大型の粘土探掘坑を確認した。
- ・過年度調査区で確認された古代の建物群はY2区の北辺で途切れたが、その南側に新たな建物域が広がる可能性を確認した。



調査区配置図



Y2区遠景 (西から)

庄・西島遺跡は、江沼平野のほぼ中央に位置する、弥生時代後期・奈良・平安時代～中世の集落遺跡である。約1km四方の広大な推定域を有する本遺跡は、この地域の中心的な集落の一つと考えられている。本遺跡の発掘調査には、一般国道8号改築(加賀拡幅)工事を原因として平成27年度から着手しているが、7年目の今回が最後の調査となる。対象となったのは、津波倉町内の旧庄跨道橋の東側に位置するX4区(260m²)と西側のY2・3区(2,070m²)、南側のK4・5区(1,130m²)の3地点である。

今回の調査箇所で最も東側に位置するX4区では、標高約10mの安定した微高地上で遺構面を検出したが、削平を受けているとみられ、遺構は希薄で、弥生時代後期の木棺墓及び土器廃棄土坑各1基にとどまり、出土遺物も僅かであった。

跨道橋の南側に位置するK4・5区では、南北-北東方向に延びる、両側溝の心々約2m幅を測る道路遺構と中世溝1条を、K5区では粘土探掘坑とみられる直径1m前後の土坑の連なりを確認した。道路遺構については、一般的には路面部分にみられる波板状凹凸面が、本調査区では両側溝を平面橢円形の土坑が連続する形態で検出されているのが特徴的である。



K4区道路遺構（北から）



Y2区土器廃棄土坑（北から）



Y2区掘立柱建物（北から）



Y3区井戸（北から）

本遺構については良好な出土遺物が乏しく、詳細な時期は不明であるが、他遺構との切り合い状況から古代の遺構と考えている。

同橋西側に設定したY2-3区については、平成27年度にその北隣を同事業で調査した際に古代の掘立柱建物群を検出しており、同区域へのその広がりが想定されていた。ところが調査の結果、Y2区で確認された掘立柱建物は僅か4棟で、上記の建物群は本調査区との境界付近を南限とすることが明らかとなった。その他の遺構については、建物群が途切れた西寄りの区域において土器廃棄土坑数基を検出したが、以東は大型の粘土採掘坑と井戸を確認したY3区の中央まで遺構は皆無であった。なお、Y2区の建物4棟は南北に2棟ずつ偏って位置しており、僅かな間隔ではあるが空閑地も相俟って、南北に分離するようにも窺われる。上記のY3区の南壁外へ延びる井戸の存在も併せて、南側の未調査域一帯に新たな建物域が展開する可能性も考えられよう。

またY区一帯は古代寺院「津波倉廃寺」の推定地と重なる位置にあり、調査の度に同寺院に関する遺構・遺物の発見が期待されてきた区域である。当センター調査以外にも、近隣では加賀市農業協同組合の倉庫建設を原因として昭和54年に市教育委員会が調査を実施しているが、寺院に関する成果は得られず、残念ながら本事業の調査でも最後までその位置の特定には至らなかった。しかし今回、かつて同地で採集され、津波倉廃寺として知られる唯一の軒丸瓦資料と類似的小片1点を、Y3区において、攪乱溝からの出土ではあるが得ることができた。未だ所在不明の同寺院ではあるが、付近に存在する可能性が依然として高いことを改めて訴えかけるような発見であった。

7年間に亘り継続してきた本遺跡の発掘調査であったが、今回を以て現地調査は完了となった。東西約1kmの延長、7年間にも及ぶ調査によつてもたらされた情報量は膨大である。今後は出土品の整理作業をとおして、遺物の側面からの遺跡の検討を進めていく予定である。（金山哲哉）

ひとつはり 一針C遺跡

所在地 小松市一針町地内

調査面積 4340 m² (春期報告分 2160 m²)

調査期間 令和3年4月12日～6月10日

同年10月5日～12月15日

調査担当 浜崎悟司 松山和彦 安中哲徳

水田 勝 小森康弘 岩城栄淳

中谷光里 斎藤綾乃 犬麻由美



遺跡位置図 (S=1/25,000)

調査成果の要点

- ・P区上層では、弥生時代～古墳時代に蛇行して流れていた梯川の旧流路が埋没した後の上面に中世の水田を確認した。
- ・水田は約40×25mの大畦畔に囲まれた長方形で、畦畔の横には水路や柱穴列を検出した。
- ・畦畔の周囲やQ区上層では、掘立柱建物の柱穴や大小の井戸・土坑などを多数確認した。
- ・井戸や土坑からは土器や陶磁器、石臼や石塔などの石製品、銅製の小壺や銅錢、下駄やひしゃくなどの木製品、漆器椀など多くの遺物が出土した。

一針C遺跡は、梯川右岸に位置する弥生時代～中世の集落遺跡であり、平成25年度から河川改修に伴う発掘調査を行っている。梯川の泥らんによる削平・土砂堆積を繰り返した場所であることから、多くの箇所で複数の生活面を確認している。なお、平成28年度からは新設堤防内側の調査を実施しているが、この堤防内側においては、増水時には溢水することから調査可能期間が限られており、今年度も春期(4～5月)と秋期(10～12月)に分けた調査となっている。

春期調査ではP(1・2)区上層とQ区上層の調査を実施した。P区では約40m×25mの長方形の大畦畔に囲まれた中世の水田や水路などの遺構を確認し、畦畔の横には水路や柱穴列を検出した。その周囲やQ区では掘立柱建物や大小の井戸・土坑・竪穴状遺構など多数の遺構を検出した。竪穴状遺構は方形で壁が垂直近くに立ち上がるものと、不整形で船底状に立ち上がるものの2種類に分けられる。後者が新しい傾向にあり覆土に割られた石製品や自然石を多く含む。遺物は、土器、陶磁器、石製品のほか、井戸からは、銅製の小壺や石臼、石塔、漆器椀、下駄、木製ひしゃくなど多くの遺物が出土した。

秋期調査はP1区下層、Q区下層およびS区の調査を行い、古代・中世の集落跡や弥生時代～古墳時代の流路を確認した。調査成果は次号での報告を予定している。
(安中哲徳)



令和3年度 調査区割図



調査地遠景 上流側から一針町方向を望む (南東から)



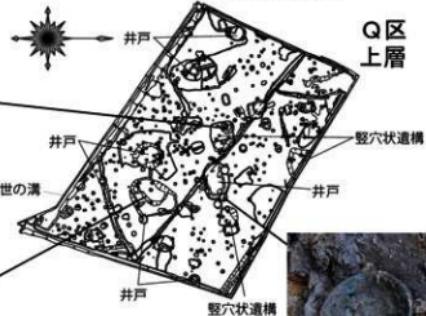
P区上層全景（北東から）



Q区上層全景（北東から）



中世の井戸（西から）



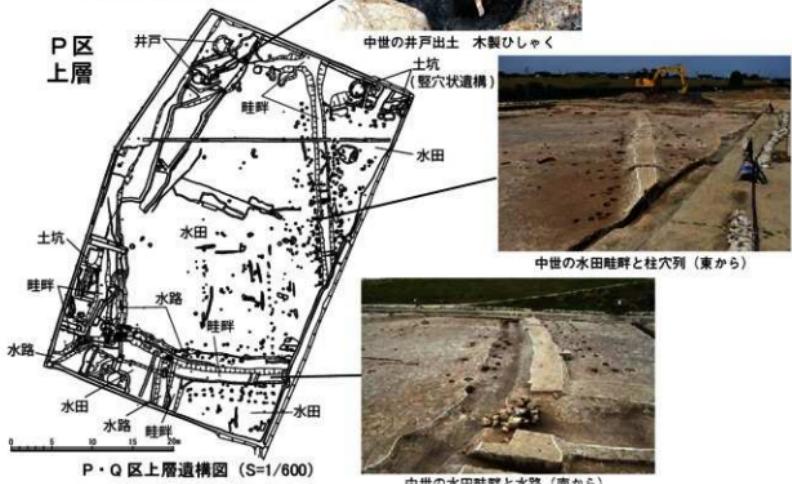
中世の井戸出土
銅製の小環



中世の竪穴状遺構（南から）



中世の井戸出土 木製ひしゃく



P・Q区上層遺構図 (S=1/600)



中世の水田畦畔と柱穴列（東から）



中世の水田畦畔と水路（南から）

おがわ 小川B遺跡

所在地 白山市上小川町地内

調査面積 1,830 m²

調査期間 令和3年6月1日～同年9月22日

調査担当 久田正弘 岩城栄淳 島本将宏



遺跡位置図 (S=1/25,000)



D区 SD01弥生土器出土状況



F区弥生土器出土状況（北から）

遺跡は白山市北西部にあって、県内最大の河川、手取川により形成された扇状地先端部に位置し、その西方約800mで日本海にいたる。

発掘調査は主要地方道金沢美川小松線改築工事に伴うものであり、平成27年度に北側交差点から農道の間で発掘調査が実施されている。

調査区域は南北に細長い形状をしており、南側から、D～F区を設定して調査を実施した。

D区の遺構検出面の殆どが疊層であり、南側に向かうほど遺構密度が低くなっていた。遺構検出面の標高は、D区は7.4～7.7m前後、E区は7.4～7.5m前後、F区は7.2～7.5m前後であり、F区北西側が低くなっている。

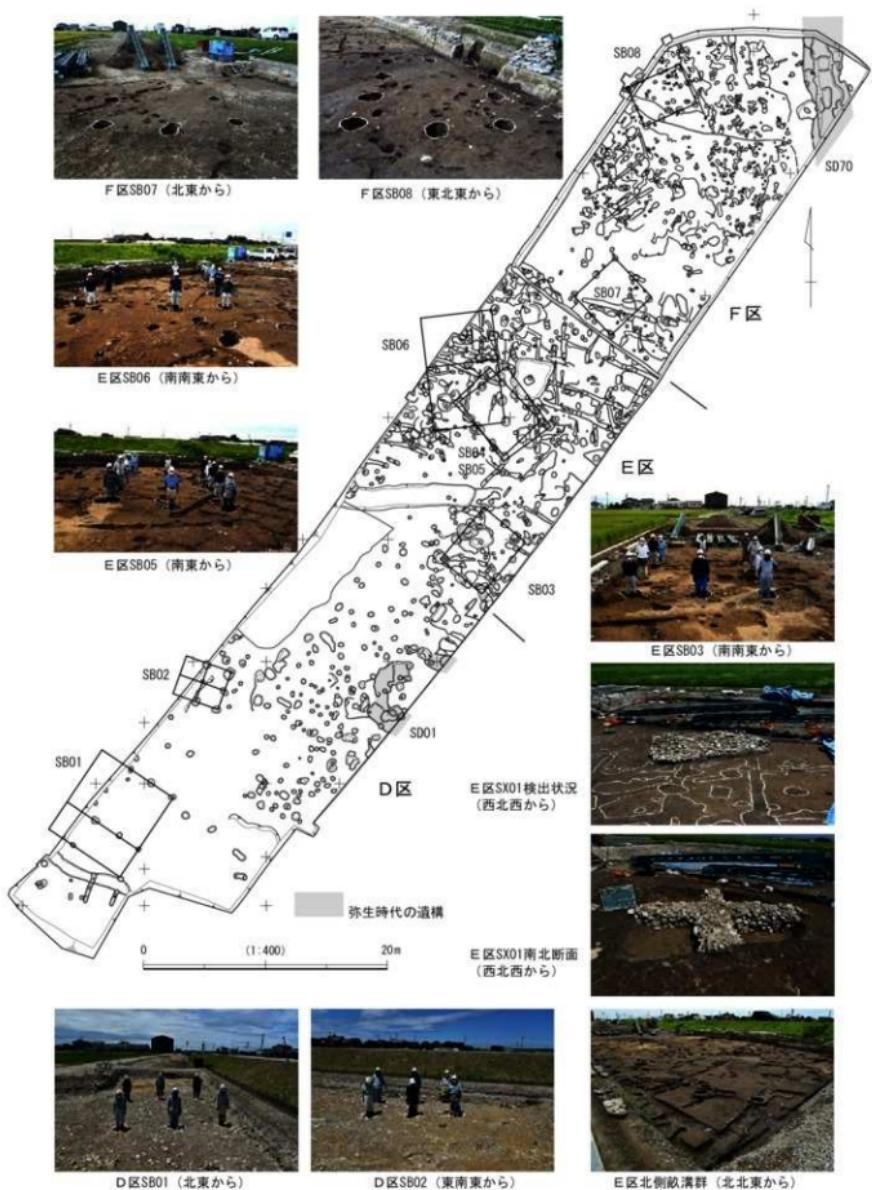
弥生時代後期後半～末の遺構は、D区SD01・P98、F区SD70などを確認したが多くない。SD01は竪穴系建物の外周溝の可能性があろう。SD70は後期後半の溝であり、調査区外へと繋がっている。調査区では所々で廃棄された弥生土器を検出した。

古代前半と思われる掘立柱建物を8棟確認した。D区SB01は梁行2間で南西側に1間延び、北西側にも延びる建物である。D区SB02は2間×2間の総柱式建物(倉庫)と思われる。E・F区では、梁行2間の側柱式掘立柱建物を6棟確認した。SB04とSB05は同じ建物の建て替えと思われる。SB06は北西側が確認できないが、梁行2間×桁行5間で間仕切りを持つ建物と判断した。しかし、北西側が調査区外なので、北側2間は別の建物の可能性もあるうが。

中世では、E区SX01を確認した。不整合形の土坑であり、掘立柱建物の柱穴や歓溝などを切っている。自然石を多量に充填しており、土は少ない。遺物は加賀焼の破片が1点出土した。

E・F区には、時期を特定出来ない歓溝群を確認した。また、E・F区の境界付近では、包含層を切り込む歓溝も確認している。

(久田正弘)



令和3年度上半期の出土品整理作業

国関係調査グループ

上半期は、山代イチマイヨリ遺跡(加賀市 令和元年度調査)、金沢城下町遺跡(小将町1番地点) (金沢市 令和元年度調査)、弓波コマダラヒモン遺跡(加賀市 令和2年度調査)、八日市地方遺跡(小松市 平成28・29年度調査)の整理作業を行った。

山代イチマイヨリ遺跡は平安時代後期の遺跡で、遺物は少なく柱状高台を持つ土師器壺等を実測・トレースしている。

金沢城下町遺跡(小将町1番地点)では、漆器、箸状木製品、結桶等の木製品の実測・トレースを行った。結桶は板状の各部品を実測したが、保存状態が良好で、加工痕や底板の跡など明瞭であった。土器、石器に関しては今年度下半期に整理を行う予定である。

弓波コマダラヒモン遺跡は、弥生時代後期から古墳時代、中世の遺跡で、土器・石器の記名・分類・接合と木製品の実測・トレースを行った。土器は壺・甕・高壺・器台・手捏ね土器・壺・皿・瓶等、石器は剝片・砥石・火打石等、それぞれ各時代を反映する遺物があり、バラエティーに富んだものであった。木製品は箸状木製品、スコップ型木製品、樹皮素材等のほか、赤色塗彩文容器のような弥生時代の漆器として貴重な遺物もあった。赤色塗彩文容器は状態も良好で漆の残りもよく、内面の鉢による加工痕も明瞭であった。口縁部と胴部に突帶を廻らし、黒漆地に赤色漆で文様を施された良品であるが、外面の精巧さに比べて器壁の厚さが均等でないなどアンバランスな面も感じられた。

八日市地方遺跡は、昨年度からの継続で、記名・分類・接合を行った。作業終了は下半期のため詳しい報告は下半期に行いたい。

(横山そのみ)



金沢城下町遺跡（小将町1番地点）木製品の実測



弓波コマダラヒモン遺跡 樹皮素材実測

県関係調査グループ

上半期は、中ノ江遺跡(能美市・小松市 令和2年度調査)、弓波遺跡(加賀市 平成28年度調査)、金沢城跡(金沢市 令和2年度調査)、西任田遺跡、中ノ庄遺跡(能美市 令和元・2年度調査)、庄・西島遺跡、加茂フルドウ遺跡(加賀市 平成27・28年度調査)、漆町遺跡(小松市 平成27年度調査)の整理作業を行った。

中ノ江遺跡は、弥生時代や古墳時代の甕、壺、高杯を中心に記名・分類・接合を行った。口縁が二つある甕は初めて見る形であったため、当初は別個体として接合していたが、口縁が接合した時は驚いた。

弓波遺跡は、井戸枠や杭、編物、漆器椀等の実測・トレースを行った。井戸枠は大型で加工の残りも良く、描きごたえのある遺物だった。

金沢城跡は、二ノ丸御殿の確認調査に伴う出土品のうち、釉薬瓦や焼瓦の記名を行った。

西任田遺跡、中ノ庄遺跡は、記名・分類・接合と木製品の分類・接合を行った。

庄・西島遺跡、加茂フルドウ遺跡は、記名・分類・接合を行った。須恵器が多く横瓶や高杯、他には土馬や瓦等の接合も行った。

漆町遺跡は、磁器や陶器を中心に行なった。実測作業は下半期に統くため、詳細については次号に報告する。

(小島紀子)



土器の接合（中ノ江遺跡）



井戸枠の実測（弓波遺跡）



石器の分類・接合（弓波遺跡）



土器の接合（西任田遺跡、中ノ庄遺跡）

特定事業調査グループ

上半期は、弓波遺跡(加賀市 平成28年度調査)、梶井衛生センター遺跡(加賀市 令和元年度調査)、松梨遺跡(小松市 令和元年度調査)、田岸遺跡(七尾市 平成30年、令和元年度調査)の整理作業を行った。

弓波遺跡は、大型木製品の実測・トレース作業を行った。特に、舟材を井戸枠に転用した180cmほどある大型木製品を外のプールから引き上げるのは大変だった。沢山の方々に協力してもらい外のプールに入っている木製品を引き上げた。実測も非常に難度が高く、柱根もとても重く動かすのが大変だった。桶を井戸枠に転用した木製品もあり、実測に手間取った。

梶井衛生センター遺跡は、記名・分類・接合、出土品実測・トレース作業を行った。木製品では矢板などがあった。

松梨遺跡は、記名・分類・接合、出土品実測・トレース作業を行った。墨書き器が2点あった。

田岸遺跡は、記名・分類・接合作業を行った。縄文土器ばかりという遺跡の整理は初めてであったため、縄文独特の文様の継ぎがどうなっていくのかを推定するのが難しい。土偶も出土しており、破損部分の破片を探している。接合作業は下半期に続くことから、詳細は次号で報告する。

(土生久美子)



柱根の実測（弓波遺跡）



井戸枠の実測（弓波遺跡）



井戸枠の実測（弓波遺跡）



縄文土器の接合（田岸遺跡）

古墳時代前期段階における日韓の鉄製板甲

新美祥人夢

はじめに

古墳時代の鉄製甲冑は、「板甲」と「札甲」に大別されている。前者は長方形あるいは三角形といった鉄板を革や鉄を用いて組み上げることによって甲の形となる。後者は小札という穿孔された鉄板を有機質性の紐で組み上げて甲の形をなす。本稿で取り扱うのは前者の板甲で、古墳時代前期段階の所謂「縦矧板革綴短甲(板甲)」と「方形板革綴短甲(板甲)」、韓半島に見られる「縦長板釘結板甲」とよばれる製品に限る。

本稿での甲冑の名称に関しては、筆者が分類・名称設定を行ったもの以外は橋本達也氏の意見を取り入れ、表記と名称は、橋本2021に従うこととした⁽¹⁾。

1 古墳時代前期段階における鉄製甲冑の研究略史

鉄製甲冑の研究は戦前から積極的に行われてきた分野であり、膨大な量に及ぶ。その中でも甲冑研究には「甲冑を対象とした研究」と「甲冑を材料とした研究⁽²⁾」に大別される⁽³⁾。以下では前者を中心として、古墳時代前期の甲冑に限り、主要なものを中心概観する。

古墳時代の鉄製甲冑の研究は、末永雅雄氏の『日本上代の甲冑』が嚆矢となる。末永氏は静岡県松林山古墳出土資料を観察し、革綴技法が用いられることや加工痕から判断して武装具の一種と推測し、「カルタ鉄革綴製品」と名称設定した。その後に滋賀県安土瓢箪山古墳出土資料の発見に伴って、「鉄方形板革綴短甲」を新たに設定した。末永に続き、小林謙一氏は方形板革綴板甲の形態が変化に富むことを指摘し、野上丈助氏は「長方板革綴短甲の成立をもって形式の統一がされた」と評価し、前段階の方形板革綴板甲には形式の多様性がみられることを提起した。

古谷毅氏は鉄製甲冑の製作方法や設計などを中心に当時の研究課題の整理を行った。古谷氏はこの論文の中で、各部材の使用箇所が規定され、部位を入れ替えることができないものを「割付系甲冑」とし、帶金を有する甲冑のことを「帶金式甲冑」と名称設定した。

高橋克壽氏は大阪府紫金山古墳出土の縦矧板革綴板甲の検討を行い、古い段階の方形板革綴板甲の地板の配置が縦方向に並ぶことに着目し、縦矧板革綴板甲と方形板革綴板甲が同一の系譜であるとした。また、鉄加工技術の発達を背景に押付板枚数・地板形状が変化することなどから縦矧板革綴板甲→方形板革綴板甲押付板2段式→方形板革綴板甲押付板1段式と変遷すると提唱した。

橋本達也氏は方形板革綴板甲を調査し、①押付板②前胸構造③地板配置④地板枚数⑤地板長幅比⑥覆輪といった属性、中でも①・③・⑤を重視してA～Eの5タイプを設定した。これは高橋氏の押付板での変遷觀を補強する形であるが、押付板形態のみでの型式的位置付けが困難なことを指摘し、別のBタイプを設けている。この論文内で注目すべき点は、韓半島南部で出土する縦長板釘結板甲と日本列島で出土する縦矧板革綴板甲・方形板革綴板甲との共通点と相違点を整理し、「縦矧板革綴短甲・方形板革綴短甲成立の背景に朝鮮半島からの甲冑製作工人の渡来を想定できるが、その製品の独自性と発展性はその工人の渡来が継続的・長期にわたるものではなかった(中略)ひとたび操業を開始した鉄製の甲作りは、その後独自の発展を続けることになったもの」と、列島内独自での発達と推定した。また、阪口英毅氏も前期段階の甲冑についての技術系譜に言及しており、高橋氏と橋本氏の変遷觀を妥当とした上で、地板の縦のラインに着目して更に2群に分類している。

福島正彦氏は日韓製品の製作技術を整理して、それを採用するに至った背景について述べた。また、技術発展段階からみて、半島木製品(鉄製品)→列島木製品→列島鐵製品といった推移の可能性を示唆した。

上記したように列島よりも先行して鉄製板甲が出土する半島の板甲は、東アジア出土資料の各型式間で製作契機や技術系譜に関係があることが予想されていた。その点において、近年の半島出土資料の増加は前期の鉄製甲冑研究に与えた影響は少なくない。半島内では研究者ごとの変遷観が示され、日本の方形板革縫板甲あるいは縦縫板革縫板甲は、半島南部で製作された可能性が高いと考える研究者も多い。一方、橋本氏は日韓双方の資料について型式間の比較検討から系譜的な位置付けをして、生産についての言及も行った。その中で両国の出土量と製作技法を根拠に半島と列島両地域で展開を遂げたとした。

今日の課題: 帯金式甲冑出現に至るまでの日韓の資料評価 列島内の帶金式甲冑成立期における資料は、京都府鞍岡山3号墳の出土例にて方形板革縫板甲→長方板革縫板甲=帶金式甲冑の出現に技術的系譜が繋がるものとして今日においては理解される。しかし、依然として日韓双方の研究者の製品への理解は異なっている状況にある。呉光鑑氏の見解によれば、金海大成洞39号墳で用いられる地板構成が列島の方形板革縫板甲の理念を産み出したとする。また、金榮珉両者ともに方形板革縫板甲は半島南部の伽耶にて製作された製品が列島に流入するものと考えた。

筆者は上記した橋本氏の意見に賛同する立場であるが、古墳時代前期段階において鉄製板甲出現期のみ渡来工人の流入が認められるかどうかに関しては懐疑的である。そこで今一度両地域間で工人の渡来が継続的にあったのか、あるいは列島の鉄製板甲出現期だけなのか、考察してみたいと思う。そのため本稿では、両地域の研究者の見解をまとめ、筆者なりの日韓双方の甲冑にみられる技術的系譜と古墳時代前期段階における製品の様相を明らかにし、可能な限り言及することを目的とする。

2 日本列島資料の概観

日本列島における本稿該当時期の甲は、詳細不明の物まで含めると現在40点以上確認されており、茨城県～佐賀県といった広い地域で確認されている。以下、それぞれの型式の資料について概観していくが、誌面の関係上全ての製品について具体的な説明を行うことができない為、5節に関わるものに留めたい。なお、甲本体の情報がわかる資料は表1に示した。

有機質を用いる鉄製甲 一部あるいは全体の部材に有機質を用いる甲のことであり、代表的な古墳出土資料は京都府園部塙内古墳、同府椿井大塙山古墳や奈良県東大寺山古墳、滋賀県雪野山古墳などが知られる。これら以外にも有機質製甲の資料は多く見つかっているが、引合板のみを鉄製地板、それ以外の部材については有機質を用いるという点を重視し、上記した前者の2例を取り上げることとする。

椿井大塙山古墳は、小札革縫冑が出土したことで知られるが、それとは別に2枚の鉄板が棺外北小口から冑と伴って出土した。鉄板は長さ29.5cm、幅7.5cmのものと長さ29cm、幅7cmのものがあり、厚みは4mmほどである。二孔一対の大型孔が2箇所と一側辺に沿って6箇所の穿孔がなされている。絹布を通した跡が明瞭に見られる(図9-1)。園部塙内古墳は1領の方形板革縫板甲とは別に棺外東小口から漆膜を伴って2枚出土した。鉄板は長さ27.1cm、幅5.1cmのものと長さ27.4cm、幅5.4cmである。大型穿孔はないが側辺に7箇所孔をあける。

なお、椿井大塙山古墳は4世紀前半で園部塙内古墳は4世紀後半と古墳に時期差があり、継続的に鉄と有機質を併用した甲が生産されていた可能性を示唆する。

縦縫板革縫板甲 縦に長い地板を横並びにし、革紐を用いて組み上げる甲のこと。列島における

縦矧板革縷板甲は現在のところ、前期中頃の大坂府紫金山古墳(図9-4)と前期後半の山梨県大丸山古墳(図6-2)、岡山県奥の前1号墳(図6-1)出土の3例しか確認されていない。

紫金山古墳出土資料は、列島で最古の鉄製板甲と位置付けられる。押付板3段で縦長板34堅上板2枚の計39枚から構成される。甲を組み上げるのに用いられる革縷技法は阪口氏の設定する縦第一技法が用いられている⁽⁴⁾。一方、大丸山古墳の資料は押付板がなく、縦長板のみを17枚革縷で連結して組み上げる甲である。革製の開閉装置の存在が指摘されるが、断定には至っていない。奥の前1号墳資料は不明点も多いが、押付板は無く、14~15枚の縦長板からなる縦矧板革縷板甲で、引合板を左右の前胴にもつことがわかっている。

方形板革縷板甲 方形の板を3段に組み立て、革で縷じて組み上げる。縦矧板革縷板甲の類例が少ない現状では、列島の古墳時代前期段階の甲冑を代表とする型式である。

岐阜県船来山98号墳の資料は、押付板と胴部の間に半月状の板を有する(図9-12)。この鉄板の出現理由について藤井陽輔氏は、「最上段の脇部にまで大きく局面的に鍛造する必要があることから、中央下側をあえて切り取ることで鍛造の簡便化を図ったもの」と評し、定着しない理由については甲冑製作工人の鍛造技術の熟練度に起因すると理解した。

京都府鞍岡山3号墳で出土した方形板革縷板甲は、方形板式で唯一据板を有する個体である(図9-15)。帶金は欠くものの据板を有することなどから後の帶金式甲冑と方形板革縷板甲の中間的な形態であることから方形板革縷板甲から帶金式甲冑が生み出された根拠とされる資料である。

特異な資料 奈良県和邇上殿古墳の資料は、前期段階の甲で唯一の襟付甲であると同時に列島最古の襟付甲である(図9-13)。地板の基本構成は、方形板ではあるもののそれまでの方形板とは一線を画し、5段の甲である。古墳の時期は4世紀後半で、帶金出現期直前である。茨城県狐塚古墳出土資料は後胴を縦板、前胴を方形板から構成される板甲である(図9-11)。押付板が3段であり、後胴7枚の脇部から前胴は方形板2段で構成される。

以上、列島内の資料について概観してきた。4世紀中頃の紫金山古墳の鉄製板甲の出現を契機として、鉄製板甲副葬古墳は増えるが、直後に方形板革縷板甲が出現したことにより縦矧板革縷板甲の技術は、連続的に引き継がれないものと考えられる。しかし、狐塚古墳出土資料は、①3段の押付板を有する②縦長板が地板に含まれる③後胴地板の枚数の3点から、紫金山古墳の甲製作に用いられた技術が用いられるものと理解できよう。また、半島資料は全時代を通して後胴3、5枚が基本といったことから半島的要素はみられないと考える。詳しくは後述するが、このことから筆者は列島出土の縦矧板革縷板甲の製作地が列島内であると考える。

3 韓半島資料の概観

韓半島で出土する縦矧板釘結板甲(以下、縦長板甲)は、縦矧板革縷板甲と同じく縦に長い板を横並びにするが、基本的には糸を用いて板同士を連結して、胴部を形成する所謂「縦矧式」である。製品ごとに地板の構成が異なっており、継続的な変遷を追うことができないという意見があるが⁽⁵⁾この度分類を試みた。その結果、工人集団は地域ごとに存在し、甲を製作する可能性が高いと考えられた。①後胴部の作り②袖板の接合方法③押付板形状④押付板の段数の4属性を抽出し、分類とそれぞれ名称設定を行なった(図7)。

なお、本節以降で用いる半島の板甲の部分名称に関しては、図2に準ずる。また、こちらも誌面の関係上全ての製品について具体的な説明を行うことができない為、表2を基にして次節で説明が必要なものについては隨時行っていくこととしたい。

I類…縦・横板併用袖付板甲 前胴・後胴ともに縦板から構成され袖板をもつ。袖板と接合する上部材は1段ないし2段の横方向の長板を用い、初現期にみられる袖板との接合は革縫であるが、基本的には鉢留である。出土例は蔚山含羅里55号墳、蔚山中山里1A-74号墳、釜山福泉洞57(B甲)・69(B甲)・86号墳(B甲)の計5例をこれらに設定した。

II類…縦板袖付板甲 前胴と後胴とも縦長板で構成されるが、袖板の接合がI類と異なる。この分類の袖板と胴部の接合には、接合する後胴地板の上部の側辺に切り込みを入れ2分割し、下を前胴側の地板へ上を袖板との接合に使う。基本的には鉢留である。出土例は、慶州九政洞3号櫛(A・B甲)、福泉洞38・57(A甲)・86号墳(A甲)、の計5例をこの分類に設定した。

III類…A押付板鉢留板甲 胴部の成形は縦板を用いて、後胴に筆者の設定したA式の押付板(図3)をもつ甲である。押付板は1段がほとんどを占めるが、2段の資料も存在する。出土例は、金海大成洞39号墳、福泉洞42・46・69(A甲)・71(B甲)・86(C・D甲)号墳、金海良洞里IV地区1号墳・蔚山馬山里149-4番地積石木櫛墓の計9例が該当する。

IV類…B押付板鉢留板甲 胴部の成形には縦板を使用し、筆者分類の押付板B式をもつ。押付板は2段で構成され、1段目はB-2式の押付板を用いる。出土例は、福泉洞10・71(A甲)号墳、良洞里78号墳の3例が該当する。

I類からIII類は前胴高と後胴高に明確な差を持たないが、IV類になると差が顕著になる。

特異な資料 また、上記の分類に当てはまらない資料として、福泉洞64号墳がある。当資料(図6-5)は押付板1段(あるいは2段)で、それより上部に襟甲が取り付けられた資料である。押付板の特徴としては筆者分類のIV類に含む。日本の方形板革縫板甲が半島独自にアレンジされた姿であろう⁽⁶⁾。この資料からも半島では日本の武器文化と違い、戈が武装の主力として用いられることから首を守るための襟甲が実用として必要な可能性が示唆される。

4 日韓双方の甲の比較検討

以上、日本列島と韓半島における板甲の資料について概観してきた。その結果を踏まえ本節では、共通点と相違点をまず整理し、日韓双方の板甲を段階ごとにみていくことによって、両地域の資料の関連について言及していく(図8・9・10)。

共通要素 ①縦長の板を用いて構成する甲がある②裾板を有する③押付板を有する

相違要素 ①半島は基本鉢留にて組み上げる②半島は襟甲を有する③該当期の列島資料は明確な装飾表現をしない

【第一段階】3世紀末～4世紀中頃

半島における鉄製板甲の出現がこれに該当する。半島での鉄製板甲は、馬山里149-4番地積石木櫛墓から出土したことが契機となり、同じく新羅の九政洞3号櫛に2領副葬されるに至った。当資料は、II類初現期の資料に該当し、第二段階になんしても生産され続け、分布の中心地は福泉洞古墳群になる。初現期に板甲がみられる新羅地域(都のある慶州地域の可能性)に属していた集団が鍛造技術の発達によって、板甲を製作可能になったのである。福泉洞38号墳の縦長板甲は伽耶地域での最初の鉄製板甲として出現する。九政洞3号櫛の資料と同じく、ラッパ形の襟甲を持つが、一部革縫技法にて組み上げられるといった相違点もある。38号墳からは板甲以外にも札甲(図8-4)が出土しており、それは慶州造永1B-60号墳の資料とも類似している(図6-4)。このことに鑑みると、北方系文化の流入によって半島内では最初に新羅に札甲がもたらされ、それが板甲と共に南下して伽耶の地域にもたらされたであろう。

列島の甲はこの時期、椿井大塚山古墳の様な一部鉄を用いる甲はあるものの木製甲が主流である。
【第二段階】4世紀中頃～後半

紫金山古墳を契機とした列島内での鉄製板甲の副葬が開始されるが、その後すぐに若八幡宮古墳のような2段の押付板をもつ方形板革縫板甲が登場する。これらの出現に半島の資料が関わっているかどうかであるが、少なくとも縫削板は半島資料が関係していることが阪口氏によって指摘されている^⑦。しかし、方形板の出現に関しては意見が分かれているところである。大成洞39号墳の資料は地板が縫長ではあるものの3分割されるといった特徴を持つことから呉氏が方形板革縫板甲の出現の契機となる所謂横的原理が用いられたと主張する甲である(図4・5・8-12)。しかし、その後の半島で福泉洞64号墳の例はあるものの地板分割の理念を引き継いだ甲が伝統的に生産されたと判断できるほどの出土量がない。その為、方形板革縫板甲は列島において産出し、生産されたものと現状では考えている。方形板革縫板甲の列島内での変遷は、橋本氏がすでに述べている内容に従うこととする^⑧。また、園部塙内古墳の例があることから一部鉄製引合板を用いる有機質製甲の生産は、列島内にて継続して行われていたと考えられる。

半島の資料は、福泉洞古墳群での出土量が増え、I・II類の袖板を持つ甲と袖板を持たない2系統が出現する。大きな変化としては、福泉洞86号墳A甲を最後に伽耶でのラッパ状の襟甲は姿を消し、板状後頭甲が主流となることである。

【第三段階】4世紀後半～5世紀初頭

この時期の列島の方形板革縫板甲は、狐塚古墳、和邇上殿古墳、船来山98号墳、鞍岡山3号墳など特にバリエーションに富む。狐塚古墳資料は、前記した①と③は紫金山古墳の製品からの技術を受け継いだ要素であり、②は鍛造技術の発達を背景に長大な地板の生産が可能になり、紫金山古墳資料の後胴地板の部材構成を引き継いだ結果、後板7枚を採用したと理解した。以上のことから、方形板革縫が列島内独自の要素であるともより考えうことができる。和邇上殿古墳は、上記したが列島内初の襟付板甲である。まだ裾板の理念がない列島の中で脇部の長く湾曲した半月板の出現と襟付というフォルムの潮流は、半島に求められるものであろうと考えられる^⑨。

一方、半島の縫長板甲の出土量は減るが伽耶地域の良洞里78号墳や福泉洞10号墳などで出土する。これらは板甲本体に渦巻(蕨手)文装飾があり、前段階までの板甲と様相が異なる。押付板を2段有するIV類が主流となり、上部がB-2式で構成される甲が増える傾向にある。また、前胴高と後胴高に明確な差が出てくる。そのあり方は福泉洞64号墳の方形板革縫板甲に襟甲を取り付けるための地板を取り付けたことが契機になると考えられる。

筆者は船来山98号墳を押付板2段と仮定し、B-1式のような半月状の板が小型化して日本列島の資料に現れたと理解した。根拠としては、①それまで列島資料の伝統的要素であった引合板が無いこと、②B-2式の様に三日月形を呈する押付板であり、③下部を別板で充填することの3点が挙げられる。定着しない理由は、湾曲した押付板の下部に半月状の板ではなく、鞍岡山3号墳のような方形板を充填する例が出現したことにあると考える。より湾曲する押付板の生産に向かって縫幅の狭い板の理念が半島からの影響を受けて当資料から列島内にて産出された。そして鞍岡山3号墳資料で、列島初めての裾板が出現する。列島における裾板の出現は以前より半島の影響がある可能性が示唆されてきたが、帶金状の部材の出現はそれまでに日本でない地板であることから半島からの技術流入と理解した方が自然と考える^⑩。

和邇上殿古墳、船来山98号墳例などの前段階までとの地板構成との違いを理解するときに半島の板甲、中でもII・IV類の影響を受けている可能性が高いと考えた。このことから帶金式甲冑の産出に向か

っていた列島資料が最もバリエーションに富む時に、半島系の要素を一部持った板甲が出現する背景には、半島工人の設計・製作技術の伝来あるいは設計思想の伝来があったと考える⁽¹¹⁾。

小結

以上、列島と半島の資料を概観してきた。最後に両地域の板甲の製作地と製品について今一度考えたい。

列島における製作地は、従来指摘されている通り、畿内で問題ないと筆者は考える。縦矧板・方形板革縦板甲とともに製品として一定の基準があり、工人集団自体の編成が大きくなれば変わることなく、全時代を通して概ね分布域が畿内であることから、畿内政権の管轄下において生産されたものであろう。それに対しても半島資料は胴部成形に縦長板を鉛留技法を用いて組み上げることは一貫しているが、地板構成や襟甲のパターンが統一されていない時期が長く製品自体の規格が明確に定まっていない印象を受ける。その為、製品規格の安定化が図られる前に製作地が移り、その地域で独自の発達をしたと考える。その上で筆者は、半島の板甲製作地は遅くとも福泉洞86号墳の資料製作の段階で、金官伽耶の福泉洞古墳群勢力の管轄下で甲生産が開始されていると考える。福泉洞64号墳の資料に襟甲を取り付けることが可能な技術集団がいたことも裏付けとなろう。半島資料の後胴板の枚数が5枚になるのも福泉洞86号墳資料からの段階であり、規格の統一化として捉えることもでき、袖板を持つI・II類の減少傾向もそれを裏付けると考える。

これらを踏まえ、縦矧板・方形板革縦板甲は列島と半島のどちらの「土着式甲冑」とするかであるが、縦矧板革縦板甲は、間は少々聞くものの技術の連続性を追うことができる。方形板革縦板甲の出現についても呉氏の提唱する横的原理の出現を大成洞39号墳資料に求めたとしても①福泉洞64号墳資料を半島製としても地板構成はこの時期の半島にない引合板を持つこと②福泉洞38号墳の資料を皮切りとして伽耶国内にて爆発的に増えるが、その母数は縦長板甲が多いこと③狐山古墳資料の存在の3点から列島独特の部材と理解した。しかし、半島資料からの影響によって所謂「横的原理」の出現は否定できないものとする。

半島と列島の前期段階での交流を語る上で、筒形銅器は必ずと言っていいほど取り挙げられる。製品の製作地は一旦置いておいて、伽耶と倭とで器物を共有した国際環境下であったことは否定できない。

両国の資料ともに甲製品にみられる技術の可視化としては、現れずに設計理念の共有と形で甲に現れているのかもしれない。絶えず半島から列島へ、その逆も製品の新部材産出に関わるようなインパクトがあった可能性を提言して終わりとしたい。

終わりに

本稿において用いた枠組みや着目した視点などは既存研究を多く採用したが、別の視点から列島と半島の製品にみられる関係をこれまでよりも体現的に説明することに努めた。結果としてこれまでの認識と大きく変わる点はないが、縦矧板革縦板甲の製作地が金官伽耶であると言及を行った。また、方形板という理念が列島内で産出されることも従来の研究の理解と変わることがないと考える。

列島内で木製甲は鉄製甲の生産が開始されても、継続して行われたもので、それらの資料が特異な甲の祖型となった可能性は否定できない。類例の報告を待ちたい。

本稿では筆者自身の付属具の技法と板甲自体の技法との関係、列島内出土板甲の変遷観や系統差、中国まで含めた東アジア全体での議論にまで至らなかった。筆者自身の力不足を痛感し、今後の課題としたい。

謝辞

本稿は、平成30年度花園大学文学部文化遺産学科に卒業論文として提出したものをお部改変したものです。未熟な私の研究への気持ちと考えを聞いてください、熱心に指導してくださった当時指導教官の高橋克壽氏(花園大学文学部教授)をはじめ、同期として議論に付き合ってくれた森田真史氏(花園大学文学研究科修士課程)、近藤匠氏(福井県若狭町学芸員)、業務が多忙にもかかわらず、時間惜しむことなく私の話を聞いて議論してくださった福山博章氏((公財)京都府埋蔵文化財センター)に感謝し、文末に記して礼とします。

註

- (1) 有職故実や古代以降の文献史料をたよりに末永雅雄氏によって行われた名称設定が難解で、問題視する意見があり（橋本2009・2021）、今後学会の用語設定として再設定する必要がある。この度は筆者が従来の「短甲」の名称よりも古墳時代の甲の名称として適していると判断したため、「板甲」と表記する。
- (2) 主に古墳時代中期以降の帶金式甲冑を対象として議論される研究である。田中晋作氏によって先鞭がつけられた武器・武具の組み合わせや付属具のセット関係などから古墳被葬者の性格や当時の軍事組織体制を明らかにしようとする研究である（田中2009・藤田2006）。
- (3) 橋口英毅氏が設定した甲冑研究法の種類であり（阪口2000・2013・2019）、甲冑という遺物は「技術的先進性」と「政治的重要性」という相関する二つの資料の特性から、それに対応するように前者を「甲冑を対象とした研究」、後者を「甲冑を材料とした研究」に大別した。
- (4) 織第一技法という方法であり、福泉洞38号墳の板甲においても部分的に使用が認められることから紫金山古墳の縦板革縫板甲と関係を指摘されてきた。
- (5) 狂光堂は半島でみられる鉄製板甲は、今までの認識と様相が違う資料の増加によって自律的編年が持続可能であるかどうか疑問であるとした。筆者は鉄製板甲の製作技術はそれぞれの地域が自立的産出をしたわけではなく、一地域を始点として伝播するものであるという前提の基から製品間に共通項目があり、大陸の変遷を追うことは可能と判断した。
- (6) 前胴高と後胴高に明確な差があることが従来の半島の製品とは違っており、また引合板を地板構成に含むのは本稿該当時期の半島資料では、後に先にも先にこの一例のみであることから列島製品と理解できよう。
- (7) 註(4)と同じ。
- (8) 参考文献の橋本達也1996・1998を参照。
- (9) 先行研究にて指摘されている通り有機質製甲からの派生の可能性も捨てることはできないが、弯曲した部材、中でも半島にて先に出現しているバーツな為、工人の直接的な流入とまで行かなくとも設計思想の伝来あるいは設計・製作技術の伝来があったとして、帶金フレームの産出に至ったと考える。
- (10) 園部塙内古墳、椿井大塚山古墳資料の引合板のみを鉄板で作る板甲は、半島でも出土例がある（図6-3）。引合板という列島独自の部材を持つことから列島資料が半島に渡ったと考えるが自然であろう。この資料の存在からも列島との継続的交流があったことが示唆される。

引用・参考文献（名称順、報告書の表記は誌面の関係上、割愛させていただきます。）

- 大坪一郎 2011「京都府精華町鞍岡山3号墳の調査」『考古学研究』第58巻第1号 日本考古学協会
- 阪口英毅 2009「前期・中期型甲冑の技術系譜」『考古学ジャーナル』No.581 ニューサイエンス社
- 阪口英毅 2000「古墳時代中期における甲冑副葬の意義」「衣表としての鉄器副葬」鉄器文化研究会
- 阪口英毅 2010「帶金式甲冑の成立」「遠古登攀 遠山昭登追悼考古学論集」
- 阪口英毅 2013「1金屬製品の型式学的研究 ⑨甲冑」「古墳時代の考古学 4 副葬品の型式と編年」同成社
- 阪口英毅 2019「古墳時代甲冑の技術と生産」同成社
- 末永雅雄 1934「日本上代の甲冑」増補 開耳社
- 鈴木一有 1999「鳥張の武人」「国家形成期の考古学－大阪大学考古学研究室10周年記念論集－」
- 高橋克壽 1993「4世紀における短甲の変化」「紫金山古墳と石山古墳」京都大学文学部博物図録第六冊 京都大学文学部博物館

- 高橋克壽 2003「5世紀の日韓交渉と九州」「古代日韓交渉の考古学的研究－葬制の比較－」課題番号 11410108 平成 11 年度～平成 13 年度 科学研究費補助金（基盤研究（B）（1））研究成果報告書 研究代表者 和田晴吾
- 高橋工 2009「日本古墳時代前半期の武装における外来的要素」「古代嶺南と大阪の出会いー道路・土器・鉄器ー」財団法人嶺南文化財研究院
- 田中晋作 2001「古墳時代における鉄製甲冑の出現」「季刊 考古学」第 76 号 雄山閣
- 田中晋作 2009『筒形銅器と政権交代』学生社
- 東京国立博物館 1992『伽耶文化展』朝日新聞社
- 野上丈助 1968「古墳時代における甲冑の変遷とその技術的意義」「考古学研究」第 14 卷 4 号 考古学研究会
- 橋本達也 1996「古墳時代前期甲冑の技術と系譜」「雪野山古墳の研究」考察編 八日市市教育委員会
- 橋本達也 1998「堅矧板・方形板革縞短甲の技術と系譜」「青丘学术論集 12」韓国文化研究振興財团
- 橋本達也 2009「古墳時代甲冑の形式名称－「短甲」・「挂甲」について－」「考古学ジャーナル No.581」ニューサイエンス社
- 橋本達也 2013「古墳・三国時代の板甲の系譜」「技術と交流の考古学」
- 橋本達也 2014「古墳時代前期甲冑の形式・系譜・年代論」「前期古墳編年を再考する－広域編年再構築の試み－」中国四国前方後円墳研究会第 17 回研究集会 発表要旨集・資料集
- 橋本達也・鈴木一有 2015『古墳時代甲冑集成』大阪大学大学院文学研究科考古学研究室
- 橋本達也 2021「古墳時代の甲冑・軍事組織・戦争」「第 17 回古代武器研究会発表資料」
- 福尾正彦 2003「日本と朝鮮半島の鉄製甲冑－短甲を中心に－」「東アジアと日本の考古学Ⅲ」
- 藤井陽輔・伊賀高宏 2018「帝金式甲冑成立段階における短甲の基礎研究－方形板革縞短甲と長方板革縞短甲－」「京都府埋蔵文化財情報報」第 133 号 公益財團法人京都府埋蔵文化財調査研究センター
- 藤田和尊 2006「古墳時代の王權と軍事」学生社
- 古谷 篤 1996「古墳時代甲冑研究の方法と課題」「考古学雑誌」第 81 卷 4 号 日本考古学会
- 吳 光燮 2019「韓国の帝金式板甲」「古代武器研究会 Vol.15」
- 福泉洞博物館 2010「韓国の古代甲冑」福泉洞博物館
- 釜山国立博物館 2015「甲冑、戦士の象徴」釜山国立博物館
- 埋蔵文化財研究会第 33 回研究集会実行委員会 1993「甲冑出土古墳にみる武器・武具の変遷」第 I 分冊 韓国・茨城・長野・和歌山・愛媛・熊本、第 II 分冊 九州・中国・四国編、第 III 分冊 近畿編、第 IV 分冊 中部以東編
- 李 南夷・徐 程錫 2000「斗井洞遺跡」公州大校校博物館学術叢書 00—06
- 李 賢珠 2014「三国時代における札甲製作技術の受容と展開」「古代武器研究会 Vol. 10」
- 金 桂珉 2018「韓国帝金式短甲の諸問題」「日韓交渉の考古学－古墳時代－（最終報告書 論考編）」「日韓交渉の考古学－古墳時代－」研究会・「韓日交渉の考古学－三国時代－」研究会

図出典

図 1 高橋1993より引用 図 2・3 筆者作成 図 4・5 吳2015より引用 図 6 橋本達也・鈴木一有2015、釜山国立博物館2015より引用図面を元に筆者作成 図 7 福泉洞博物館2010より引用 図 8 李賢珠2014、福泉洞博物館2010、釜山国立博物館2015より引用図面を元に筆者作成 図 9 橋本達也・鈴木一有2015より引用図面を元に筆者作成 図10筆者作成

表1 日本列島出土資料一覧

番号	府県	出土古墳	形式	引合板	堅上板	押付板	側板	地板			橋本分類 (1998)	阪口分類 (2009)	
								上重ね	段数	枚数			
										上段	中段	下段	
1	京都	園部塙内	有機質	○	-	-	×	-	-	-	-	-	-
2	京都	椿井大塙山	有機質	左右	-	-	×	-	-	-	-	-	-
3	大阪	紫金山	綾・革	左	○	3段	×	-	1	17	-	-	-
4	岡山	奥の前1号	綾・革	左右	×	×	×	-	1	12or3	-	-	-
5	山梨	大丸山	綾・革	×	×	×	×	-	1	33	-	-	-
6	福岡	若八幡宮	方・革	×	○	2段	×	中断	3	17	19	19	A I群
7	京都	園部塙内	方・革	左右	○	2段	×	中断	3	13	13	13	A I群
8	滋賀	安土瓢箪山	方・革	×	○	1段	×	中断	3	17	13	13	B I群
9	石川	南の宮1号墳	方・革	左	○	1段	×	中断	3	11	11	11	B I群
10	京都	瓦谷1号墳	方・革	左右	○	1段	×	全段	3	17	13	13	C I群
11	奈良	上殿(南小口)	方・革	左	○	1段	×	全段	3	14	14	14	C I群
12	奈良	新沢500号	方・革	左	○	1段	×	全段	3	9	14	13	C I群
13	奈良	鶴都1号	方・革	右	○	1段	×	全段	3	9	9	9	C I群
14	鳥取	中山B1号	方・革	左	○	1段	×	全段	3	13	14	15	C II群
15	岐阜	岐阜船来山98号	方・革	×	○	1段	×	全段	3	12	12	12	C II群
16	福岡	福童15号	方・革	×	○	1段	×	全段	3	11	12or13	12or13	C II群
17	佐賀	熊本山	方・革	左右	○	1段	×	全段	3	11	12	13	C II群
18	奈良	タニグチ1号	方・革	左右	×	1段	×	全段	3	9	9	9	D II群
19	奈良	上殿(北小口)	方・革(縦)	左	○	湾曲	×	全段	5	3・5	9・9	9	E II群
20	京都	鞍岡山3号	方・革	左	○	1段	○	全段	3	3	7	7	- II群
21	茨城	常陸孤塚	綾・革	右	○	3段	×	全段	-	13	-	13	-
22	奈良	五條大墓	方・革	×	×	×	×	全段	-	-	-	-	-
23	大阪	茨城將軍山	綾 or 方	-	○	-	×	全段	-	-	-	-	-

(凡例) 縦→板状板留め甲、方・革→方形状革織板甲をさす。

表2 (横木達也 1988) と(阪口英毅 2019)の表をベースに作成した。

上殿古墳の資料の「地板枚数」は、阪口氏と同じように上段から上に1・2段、中段に3・4段、下段に5段を記載した。

表2

「資料・形式」は、資料名・型式を示す。

・織甲の「ラッパ」は図7-1の「うなぎ縫の渋口」した板を横並びにし、完成形が下すぼまりの上広がりのウツバ形を呈する。

・「縦」は厚い板(図7-4)を組上げて自前の防護を行う織甲をさす。

・「横」は横木(図7-4)を組上げて自前の防護を行う織甲をさす。

・掲載前例64号墳の方形状板留め板甲は、織板地版配列がそろった阪口氏のII類の資料として扱い、綾3段の地板を1枚として記載した。

表2 韓半島出土資料一覧

番号	地域	出土古墳	資料・形式	引合板	堅上板	押付板	側板	襷甲		甲の装飾	地板		新美分類	
								板	ラッパ		枚数			
									右前	後・左前	右前			
1	新羅	馬山里149-4番地 積石木榔墓	綾・鉛	×	○?	1段	-	○	×	3	5	3	III類?	
2		A・綾・鉛	×	×	-	-	○	×	4	3	2	II類		
3		B・綾・鉛	×	×	-	-	○	×	3	5	3	II類		
4		舍羅里55号	綾・鉛	×	×	-	○	-	×	3	5	3	I類	
5		中山里1A-74号	綾・鉛	×	×	-	-	○	×	3	3	4	I類	
6	伽耶	福泉洞10号	綾・鉛	×	○	2段	○	-	○	3	5	2	IV類	
7		福泉洞38号	綾・革	×	×	-	○	-	×	3	3	3	II類	
8		福泉洞42号	綾・鉛	×	1段	○	-	×	3	3or5	3	III類		
9		福泉洞46号	綾・鉛	×	1段	-	-	×	2	5	2	III類		
10		A・綾・鉛	×	×	-	○	-	×	4	3	4	II類		
11		B・綾・鉛	×	○	-	○	-	×	3	5	3	I類		
12		福泉洞64号	方・革	○	2	○	-	×	3	7	3	IV類		
13		A・綾・鉛	×	○	1段	○	-	×	3	3	3	III類		
14		B・綾・鉛	×	○	-	○	-	○	3	5	3	I類		
15		A・綾・鉛	×	○	1段	-	-	×	3	5	3	IV類		
16		B・綾・鉛	×	○	1段	-	○	×	3	5	3	III類		
17		A・綾・鉛	×	○	-	-	○	×	3	3	3	II類		
18		B・綾・鉛	×	○	-	○	-	○	4	5	3	I類		
19		C・綾・鉛	○	2段	○	-	○	4	5	4	III類			
20		D・綾・鉛	○	1段	○	-	○	4	5	4	III類			
21		大成洞39号	綾・鉛	×	2段	-	○	×	3	(5)	3	III類		
22		良洞里IV地区1号	綾・鉛	×	2段	○	-	○	2	5	3	III類		
23		良洞里78号	綾・鉛	×	○	2段	○	-	○	5	5	5	IV類	

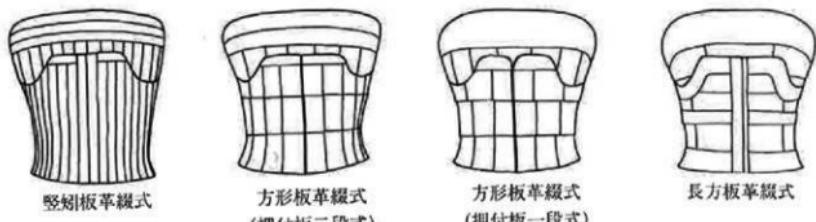


図1 古墳時代前期段階における日本列島内の鐵製板甲

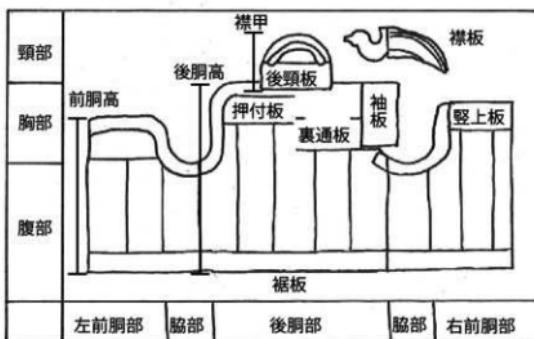


図2 韓半島出土板甲の部分名称図

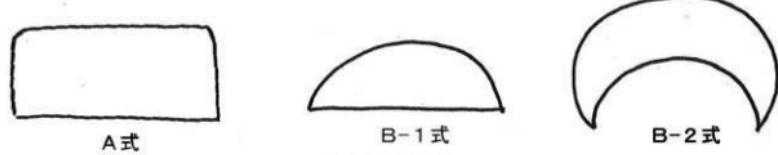


図3 押付板模式図

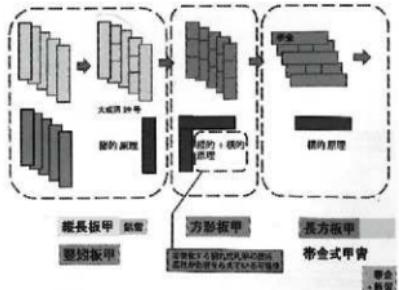


図4 合光變の方形板出現の理解

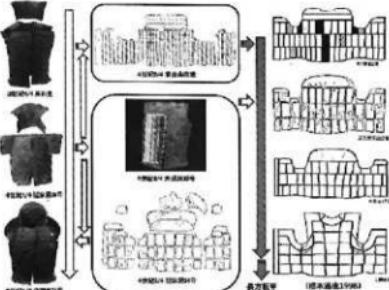


図5 合光變の方示す系統図

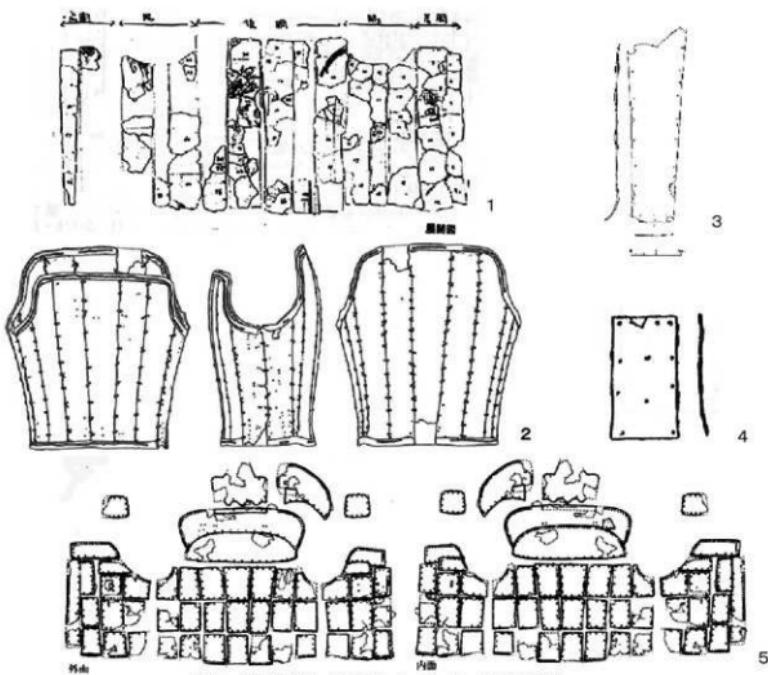


図6 日韓の甲資料 (3は1/5 1・2・4・5は縮尺不同)
1奥の前1号 2大丸山 3全北斗井洞 4造永1B-60号 5福泉洞64号

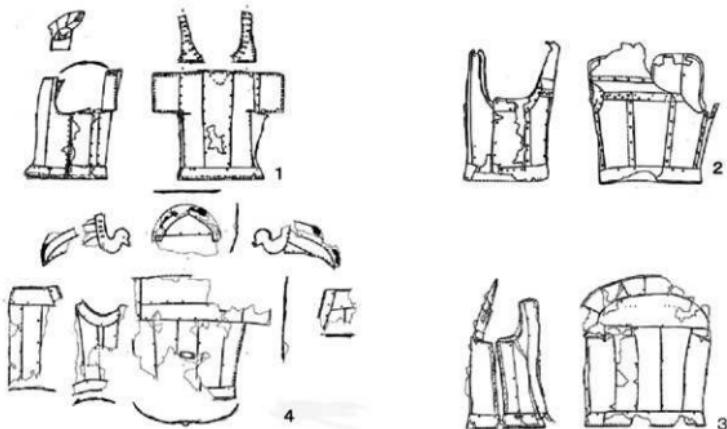
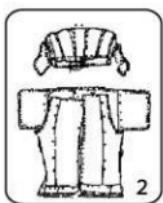
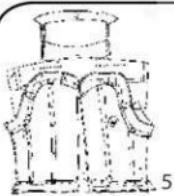
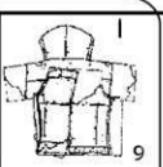
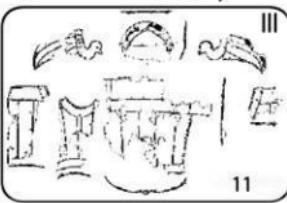
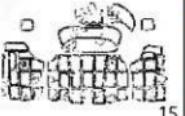
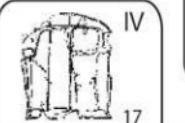
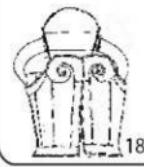


図7 半島資料分類ごとの後胴 (S=1/15)
1. II類・福泉洞86B 2. III類・福泉洞46 3. IV類・福泉洞71号A 4. I類・福泉洞86B

	新羅	伽耶
第一段階	 III ? 1	 2
第二段階	 5	 I 9
第三段階	 III 11	 II 15
	 IV 17	 10
		 12
		 13
		 14
		 18

- 1 馬山里 149-4 番地積石木椁墓 2 九政洞 3 A
 3・4 (※1/5 福泉洞 38 5 舍羅里 55
 6 中山里 1A - 74 号 7 福泉洞 86 A
 8 福泉洞 57 A 9 福泉洞 57 B
 10 良洞里 IV 地区 1 号 11 福泉洞 86 B
 12 大成洞 39 13 福泉洞 71 B
 14 福泉洞 46 15 福泉洞 64
 16 福泉洞 71 A 17 良洞里 78

図9 キャブション

- 1 植井大塚山 (1/15) 2 手光於線 (縮尺不同)
 3 柳町 (1/10) 4 紫金山 5 若八幡宮
 6 タニグチ 1 号 7 安土瓢箪山 8 ニの宮 1 号
 9 稲童 15 号 10 園部塙内 11 奥陸孤塚
 12 船木山 98 号 13 和邇上殿 14 大丸山
 15 鞍岡山 3 号

図8 韓半島出土の板甲の変遷 (S=1/15, 5・8・13・14・17・18は1/20, 7は1/40、3・15は縮尺不同)

古墳・遺跡表記は省略。※は札甲資料

日本列島

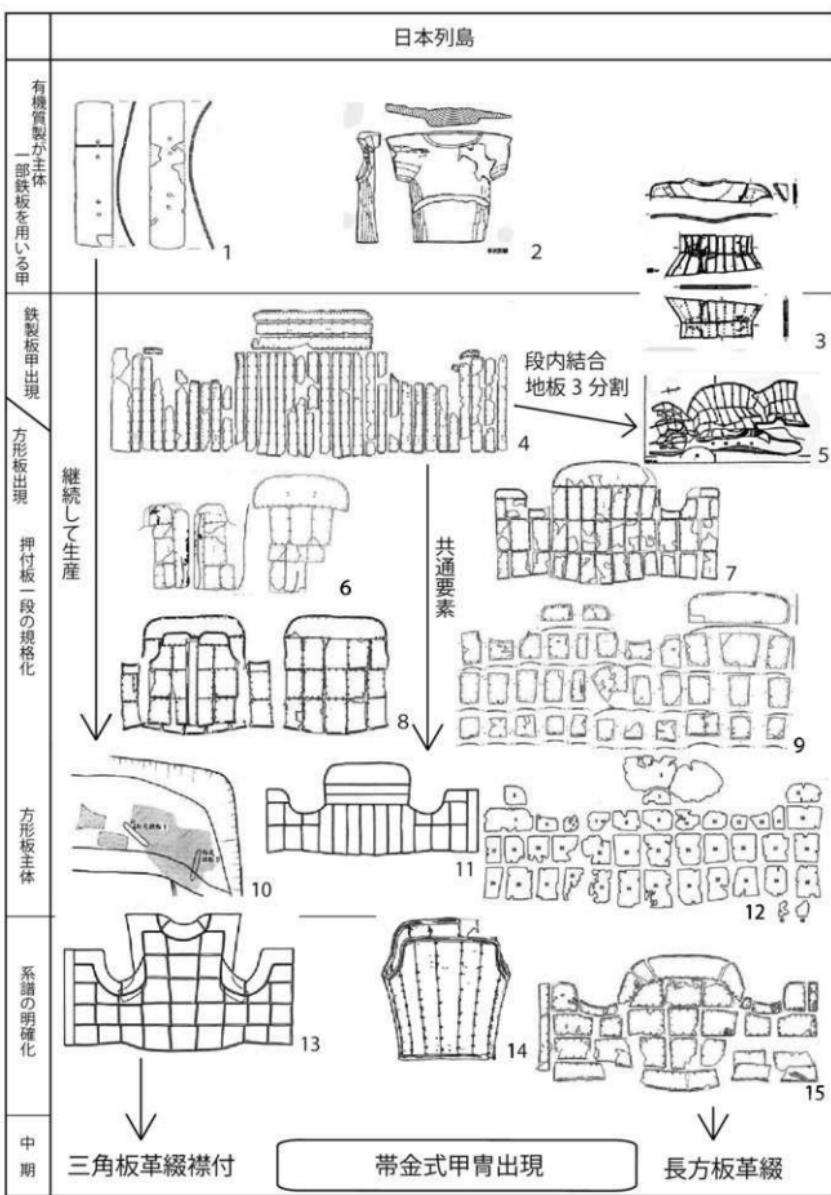


図9 日本列島出土板甲の変遷 (S-1/20 10・12・13は模式図 遺跡・古墳表記省略)



図 10 古墳時代前期段階の甲冑分布

加賀市九谷A遺跡の木地師関連資料などの紹介

久田正弘

1 はじめに

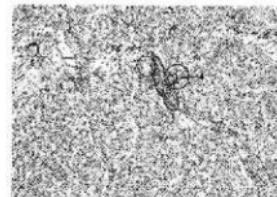
加賀市九谷A遺跡は、国指定史跡九谷磁器窯跡に近接する遺跡(第1・2図)であり、ダム建設に伴い石川県立埋蔵文化財センターなどが発掘調査を1993~2003年にかけて実施(第3図)し、第1~10次の調査成果が報告された(三浦ほか2005・藤田ほか2006)。その中で木地師関連遺構・遺物がまとめられたが、若干の疑問点を提示したい。また、現在当センターでは報告書刊行済み遺跡の遺物再整理を実施中であり、筆者が令和3年10~12月に担当した九谷A遺跡の未報告木製品(櫛・独楽)を紹介する。

2 木地師の工房

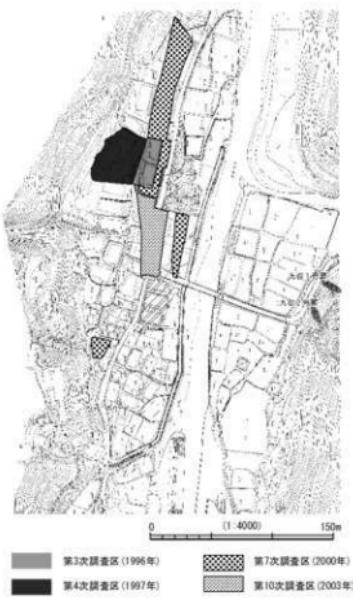
第4次調査IV区の掘立柱建物3(第5・6図)は、3×3間以上(4.6m×5.3m以上)で西側に庇を持つが、建物の北西側は排土の盛土を残したために未調査である。16世紀後半の建物と思われ、内部と周辺には薄い盛土があり、中央に開炉裏(中央に扁平な石、周辺に越前焼の破片を据え)を持ち、西・南側をL字状の溝が巡る。開炉裏・溝周辺から、鉋砥石や皿の荒型が出土(第6図)していることから、木地師の工房とされた。溝の南西コーナーには、荒型や荒い加工の木片が多数出土している。建物床面には炭化材混じりの黒色土層で覆われており、周辺の溝内には炭化材が多く認められた。また、IV区下層井戸状遺構では



第1図 石川県全体図



第2図 周辺の遺跡



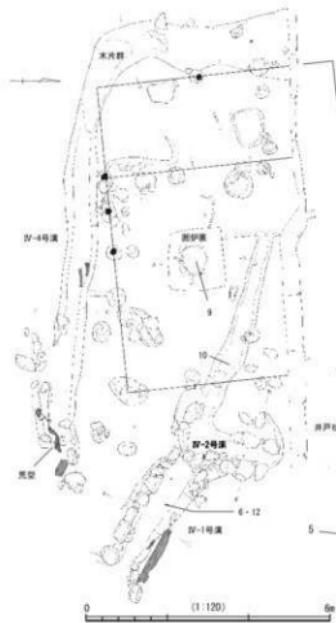
第3図 調査区配置図(一部)



第4圖 第3次I・II區全体圖



第5図 第4次調査(Ⅲ・Ⅳ区)全体図

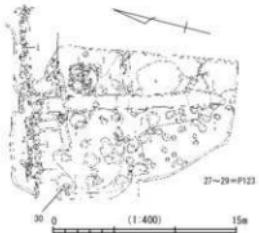


第6図 本地師の建物跡

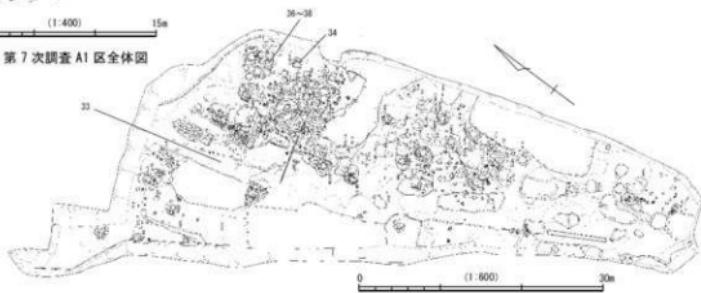


第7圖 IV區下層遺構圖

凡例



第8図 第7次調査A1区全体図



第9図 第10次調査左岸地区全体図

焼けた建築部材が定量廃棄(第7図)されており、この建物は火災にあったとされている。IV区下層5・6号溝には杭を打ち込んで板材で水路の石を護岸していたようである。建物の北東側には、井戸状遺構や溝(IV区下層、第7図)が存在し、荒型(第10図3・5・6)や鉋砥石(9・10・11)、漆器(12・14)が出土している。しかし、両者の位置関係が明確にされていなかったので、原図を確認して石垣ポイントをもとに合成したのが、第6-7図の位置関係である。IV-2号溝と5号溝は繋がる可能性が判明したが、建物の北側は保存区域となったので、調査は未了のままである。

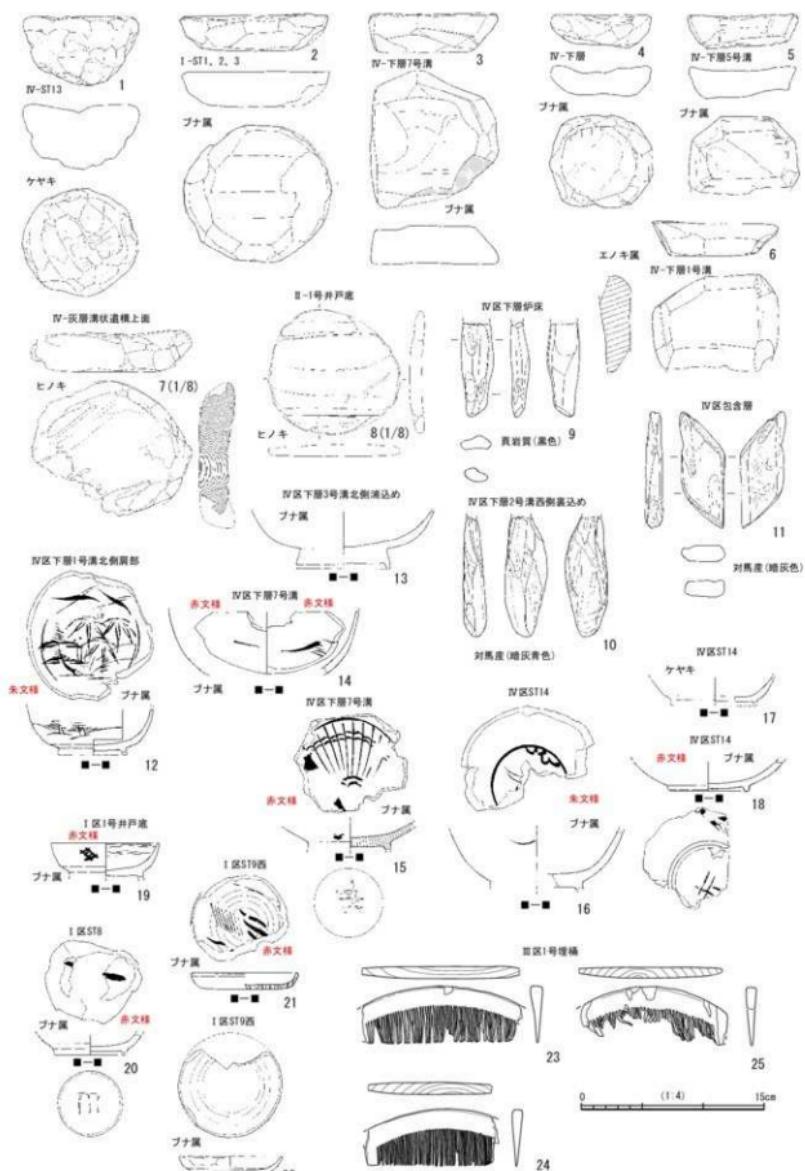
荒型は、IV区下層(第10図4・7)や工房北側のI・II区(第4図、第10図2・8)からも出土している。荒型の殆どがブナ属であり、ケヤキ・エノキ属も確認される。荒型は2段階が想定され、それより荒いもの(報告572マツ属複複管亜属・573ヒノキ)は荒型ではない可能性が想定されている(林2005)。縦木取りは第10図1(ケヤキ)だけであるが、1は芯持ち材なのでロクロ挽きには向かない材である。また、下端が尖ったままなので挽物の荒型としてはもう1段階加工が必要である。7は団正面が焼けており、板目である。8も板目であり、正面に四角い焼コゲが3つある。7・8とも挽物には向かない材と木取りである。

またIV区4号溝から、残材(クリ)が多く出土しており、荒型以外の木材加工も想定されている(宮川2006)。荒型の残材とされた報告593・594(クリ)は、他の部材加工時の残材であろう。

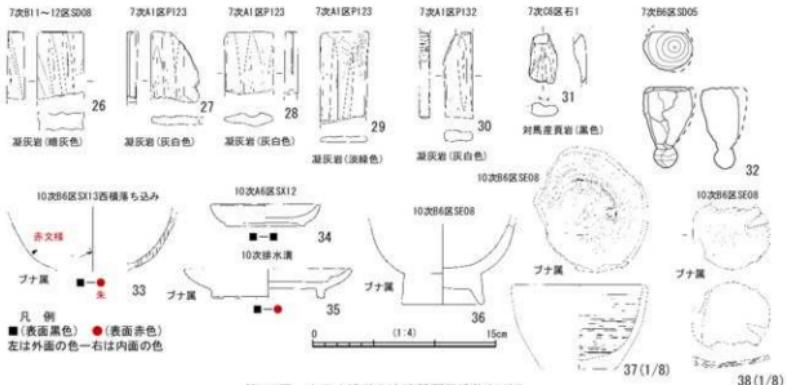
第10図7はIV区灰層状遺構上面出土の大型の荒型(ヒノキ)である。II区1号井(江戸時代)出土の8はヒノキであり、表面に四角い炭化痕が3つ列を持つようなので、荒型というよりは盆であろうか。

鉋砥石は、第7次調査で6点報告(第11図26~31)され、丘陵裾のA1区(第8図)に4点が纏まって出土し、第11図30(P132)、27~29(P123)がある。川沿いのC6区包含層(第11図31)、III区のSD08(第11図26)でも出土している(第12図)。

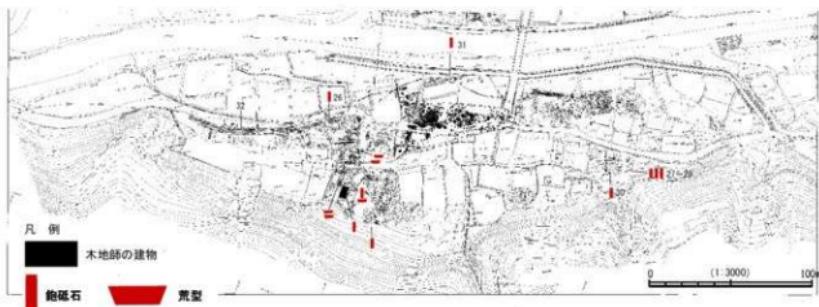
漆器などは、三浦ほか2005で第10図12~22、藤田ほか2006で第11図33~36が報告され、片面漆塗りの38、ロクロ挽の鉢37が報告されている。19・33~38は江戸時代であり、他は戦国期であろう。第12図は大型寺川左岸調査区の遺構全体図であり、荒型と鉋砥石の出土位置をプロットした。第3・4次調査区で木



第10図 九谷A遺跡出土漆器関係遺物など1



第11図 九谷A遺跡出土漆器関係遺物など2



第12図 九谷A遺跡左岸地区全体図

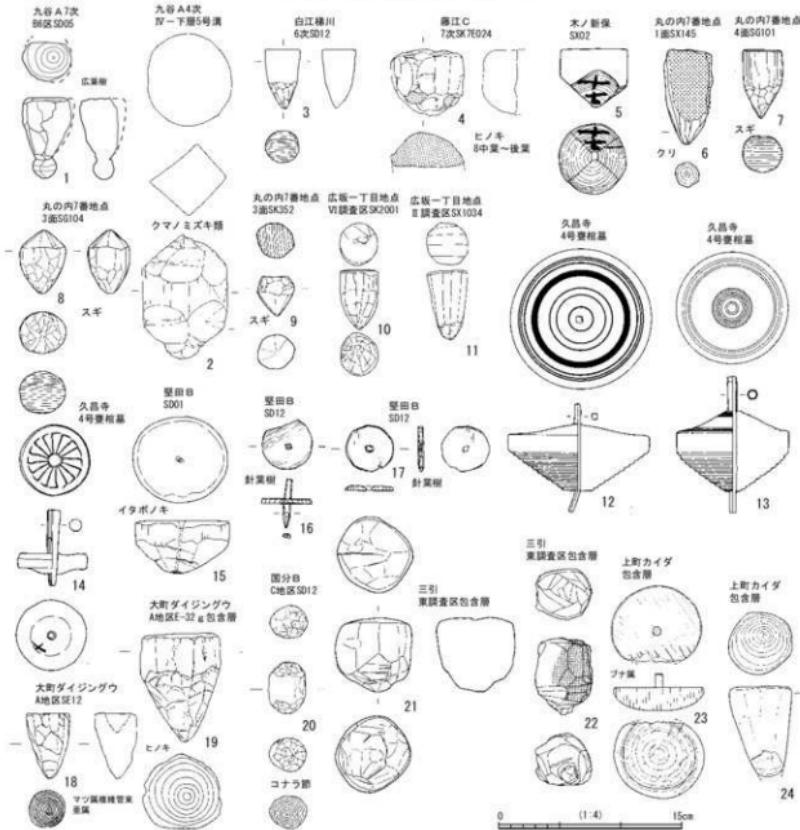
地師工房と荒型・鉛砥石が、第7次調査A1区で鉛砥石が纏まって出土しており、本地師工房は山側に立地していた可能性がある。しかし、荒型は保存状態により、調査時には残っていない可能性が高い。また、漆器・砥石なども細片ならば調査・整理担当者も気が付かないまま未報告の資料もある。よって、報告された資料のみで断定すべきではない。

3 未報告木製品の紹介

第10図23～25は第3次調査III-1号埋桶出土の横櫛であり、遺構は江戸時代前期以降(近代)の便槽(第5図)と思われる。底隔から櫛2本・鎌柄3本が出土し、鎌柄が報告(三浦ほか2005第142図532～534)されている。第10図23～25のラベルは九谷A3次III区1号埋桶鎌柄・クシ960711である、3点とも全体的に残りが悪く、25が特に酷い(第13図)。広葉樹の白木を利用し、芯を外して本体を作り出している。23は残存幅130mm・長さ46mm・厚さ10mm、24は残存幅107mm・長さ46mm・厚さ9mm、25は残存幅119mm・長さ46mm・厚さ8mmである。石川県内出土の横櫛は、樹種はイヌノキが多く、中世以降ではカバノキ属・ハシノキ亞属・ツツジ属・ネジキ属・ヒノキ・ブナ属などが確認(久田2012)されるのでイヌノキの可能性があろう。



第13図 九谷A遺跡の未報告木製品写真



第14図 県内出土の独楽

第11図32は第10次調査B-6区SD05出土である。所見は独楽と判断し、外面右側と裏側を欠損するが、長さ65mm、残存幅39mm、残存厚さ31mmである。広葉樹の芯持ち材を利用し、先端は丸い玉状に仕上げている。しかし、図では上側左右の形がアンバランスである。

4 県内出土の独楽について

九谷A遺跡の未報告木製品の中に独楽と思われる第11図32を確認したので、県内出土の独楽を集め、また(第14図)。同じ九谷A遺跡の荒型(第14図2)は、芯持ち材で下側は四角形にケズり出しており、独楽か穂の未製品であろうか。第14図12~17・23は回転軸を持つ独楽であり、他は叩き独楽である。叩き独楽は、芯持ち材を利用するもの(5・6・10・18~20・24)と辺材利用するもの(3・4・7~9・11・21~23)がある。辺材利用の3・7~9・11は結物(桶など)の栓を転用している可能性があろう。芯持ち材は、クリ(6)・ヒノキ(19)・スギか(24)・マツ属複複管束亞属(18)・広葉樹(1)・不明(10)がある。回転軸を持つ12~17があり、14は土器製である。16・17は曲物底・蓋板を転用したものと思われる。16の台は芯より材(写真を基に筆者加筆)を利用しているが、17は杼目板を利用している。

今回、第14図1を見たときに、直感的に叩き独楽と判断したが、時間の限られた中で県内の独楽を集めると、同じタイプのものが無いことを確認した。よって、第14図1は人形などの可能性も想定される。時間の限られた中、集めて報告したので漏れや間違いも多いと思われることから、今後ご教示などを頂きたい。

第1表 県内出土の独楽

番号	遺跡名	報告番号	出土位置	時期	樹種	長さ	幅	厚さ	備考
1	九谷A		7次 B6区 SD05	近世以降	広葉樹	65	(39)	(31)	芯持ち
2	九谷A	586	IV区下層 5号構	16後半	ガマノミズキ類	102	70	76	芯持ち。下面は4面加工
3	白江柳川	W73	6次 SD12	17前半~19	不明	49	26	26	
4	藤江C	229	7次 SK7E024	8世紀中~後葉	ヒノキ	54.5	60	(28)	
5	木ノ新保	W493	SK02	近世	不明	36	42	42	芯持ち。十七の墨書き
6	丸の内7番地点	83	1面 SKX145	17後半~19	クリ	78	(40)	(35)	芯持ち
7	丸の内7番地点	560	4面 SG101	16後半~17初頭	スギ	57	33	30	
8	丸の内7番地点	274	3面 SG104	17初頭~前半	スギ	52	37	35	
9	丸の内7番地点	363	3面 SK352	17初頭~前半	スギ	33	30	28	
10	広坂一丁目地点	215	II-SX1034	19第2四半期	不明	57	36	22	辺材
11	広坂一丁目地点	116	VI-SK2001	近世	不明	49	33		芯持ち
12	久昌寺	15	4号櫛桶	17後半~18後半	不明	36:62	78	78	黒文様、鉄製輪
13	久昌寺	16	4号櫛桶	17後半~18後半	不明	44:75	75	75	漆塗。鉄製輪、上部は真鍮板と塗材
14	久昌寺	14	4号櫛桶	17後半~18後半	土器	9:42	39	39	輪は木製、墨書きあり
15	堅田B	770	SD01	13中葉~後葉	イボタノキ	43	77	67	中心に穿孔。モクレーン風?
16	堅田B	1066	SD12	13中葉~14後半	針葉樹	40	40	(40)	輪あり。白は芯より材
17	堅田B	1067	SD12	13中葉~14後半	針葉樹	4	42	40	輪孔は方形
18	大町ダイジングウ	124	SE20	15後半~16前半	マツ属複複管束亞属	53	36	35	芯持ち
19	大町ダイジングウ	589	A 地区包含層	14後半~18前半	ヒノキ	89	66	61	芯持ち
21	固分B	120	C 地区 SD12	12	コナラ節	43	30	27	芯持ち
22	三引	321	東調査区包	古代~中世	スギか	64	47	42	一部辰化、辺材
22	三引	322	東調査区包	古代~中世	タヌキ跡かコナラ節	61	62	61	辺材
23	上町カイダ	1414	中世		ブナ柄	30	74	(63)	辺材。輪は別材
24	上町カイダ	1332	中世		スギか	(74)	52	54	芯持ち、年輪は密

5 まとめにかえて

報告書が刊行された資料は、公開可能な状況であるが整理・報告担当者でなければ実見することは殆どないのが普通である。筆者はたまたま職場の再整理業務で担当した資料の中で未報告資料を確認し、本稿を表すことにした。

その結果、叩き独楽の中には芯材と辺材を利用したものがあること、叩き独楽が栓と認識されている事例が多いこと、樽の栓を再利用したものを確認した。今後、栓とした木製品の中で芯持ち材や先端を加工したものは用途を再検討すべきことを提示したい。

本稿をまとめるにあたり、荒木麻理子、池田 拓、伊藤雅文、伊藤好美、高橋 敦、中村早百合、中山由美、横山純子氏の協力を得た。

参考文献

- 大西 順ほか 2002 『藤江C遺跡Ⅵ』 石川県教育委員会・(財) 石川県埋蔵文化財センター
木立雅朗ほか 1991 『上町カイダ遺跡』 石川県立埋蔵文化財センター
楠 正勝ほか 2006 『広坂遺跡(1丁目)Ⅲ(近世編1)』 金沢市埋蔵文化財センター
楠 正勝ほか 2007 『広坂遺跡(1丁目)Ⅳ(近世編2)』 金沢市埋蔵文化財センター
俺川重徳ほか 2003 『三引遺跡I(上層編1)』 (財) 石川県埋蔵文化財センター
谷口宗治・向井裕知 2004 『堅田B遺跡II』 金沢市埋蔵文化財センター
出越茂和ほか 2004 『久昌寺遺跡』 金沢市埋蔵文化財センター
柳本英道ほか 2002 『木ノ新保遺跡』 石川県教育委員会・(財) 石川県埋蔵文化財センター
布尾和史ほか 2014 『国分遺跡・国分B遺跡』 石川県教育委員会・(公財) 石川県埋蔵文化財センター
林 大智 2005 『木製品』『九谷A遺跡I』 石川県教育委員会・(財) 石川県埋蔵文化財センター
林 大智ほか 2019 『大町ダイジングウ遺跡』 石川県教育委員会・(公財) 石川県埋蔵文化財センター
久田正弘 2012 『中部・日本海側』『木の考古学』海青社
藤田邦雄ほか 2006 『九谷A遺跡II』 石川県教育委員会・(財) 石川県埋蔵文化財センター
藤田邦雄ほか 2011 『白江梯川遺跡III』 石川県教育委員会・(財) 石川県埋蔵文化財センター
三浦純夫ほか 2005 『九谷A遺跡I』 石川県教育委員会・(財) 石川県埋蔵文化財センター
宮川勝次 2006 『木製品』『九谷A遺跡II』 石川県教育委員会・(財) 石川県埋蔵文化財センター
安中哲徳ほか 2014 『金沢城下町遺跡(丸の内7番地点) I』 石川県教育委員会・(公財) 石川県埋蔵文化財センター

中能登町徳丸遺跡出土土器の紹介

久田正弘

1はじめに

当センターでは、報告書刊行済み遺跡の遺物再整理に着手しており、令和3年10~12月に筆者が担当した徳丸遺跡(岡本2004ほか)では実測されたが未報告の土器・トレース図が多くあるのを確認した。ここでは、新たな実測図(一部筆者訂正)の提示を行い、遺跡を理解する一助としたい。

2 調査の概要

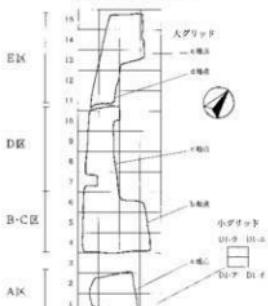
徳丸遺跡は、鹿島郡中能登町(旧鹿西町)徳丸地内に位置する遺跡(第1図)であり、北側の眉状山系から邑知地溝帯に向かう斜面地に立地する(第2図★)。調査区は南側からA~E区が設定(第3図)され、調査区は3~4面が調査(第5図)され、出土遺物の時期は、1~7期(縄文時代中期中葉~近世)に分けられている。



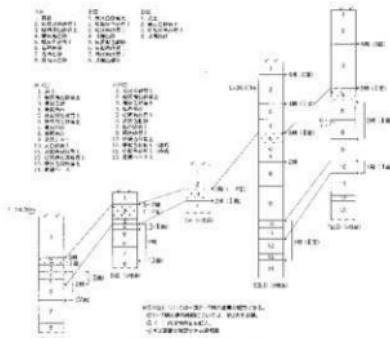
第1図 石川県全体図



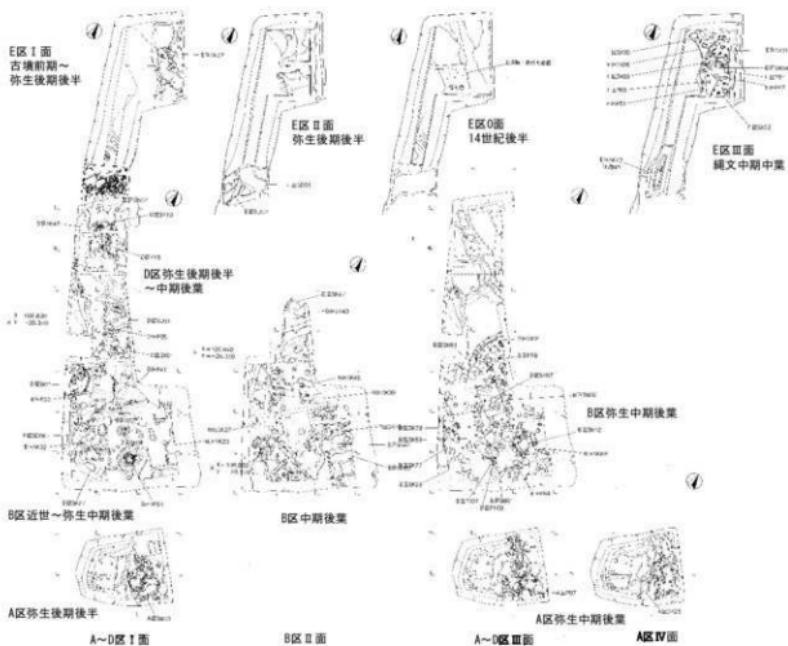
第2図 周辺の遺跡



第3図 調査区グリッド配置図



第4図 基本土層柱状図



第5図 調査区全体図

A区ではI面(弥生時代後期後半)、III・IV面(弥生時代中期後葉)が調査されている。B区ではI面(近世～弥生時代中期後葉)、II・III面(弥生時代中期後葉)が調査されている。D区ではI面(弥生時代後期後半～中期後葉)、III面が調査されている。E区では、0面(14世紀後半)、I面(古墳時代前期～弥生時代後期後半)、II面(弥生時代後期後半)、III面(縄文時代中期中葉)が調査されている。

遺跡の時期は、1期(縄文時代中期中葉～後葉、上山田・古府・古串田新・串田新・前田式)、2期(弥生時代中期後葉、八日市地方遺跡9～10期)、3期(弥生時代後期後半、法仏・月影・白江式)、4期(古墳時代中期、宮地式)、5期(古代、7世紀前半～9世紀)、6期(中世、14世紀前半)、7期(18世紀後半)が設定されている。

3 未報告資料の紹介

トレース図の注記を基に図版を作成し、図版の縮尺は報告書と合わせて縄文土器は1/5、ほかは1/4である。第6図1～3はA区出土である。1は法仏式の壺、2は2期の壺、3は3期の壺である。

第6図4～19はB区I面出土である。8・19は3期、9・10・12は2・3期、以外は2期である。土製錘車と良く言われる土製品は、玉穿孔用の錐を受ける土製品であろう。11は壺、17は木目沈線文を持つ鉢である。15は横方向の頸部突帯であり、太い沈線で羽状文を施文しており、2期より古いと思われる。20①～20⑦は同一個体と思われ、出土面は別れているが一括した。栗林式の模倣壺であり、下膨れの頸部最大径に

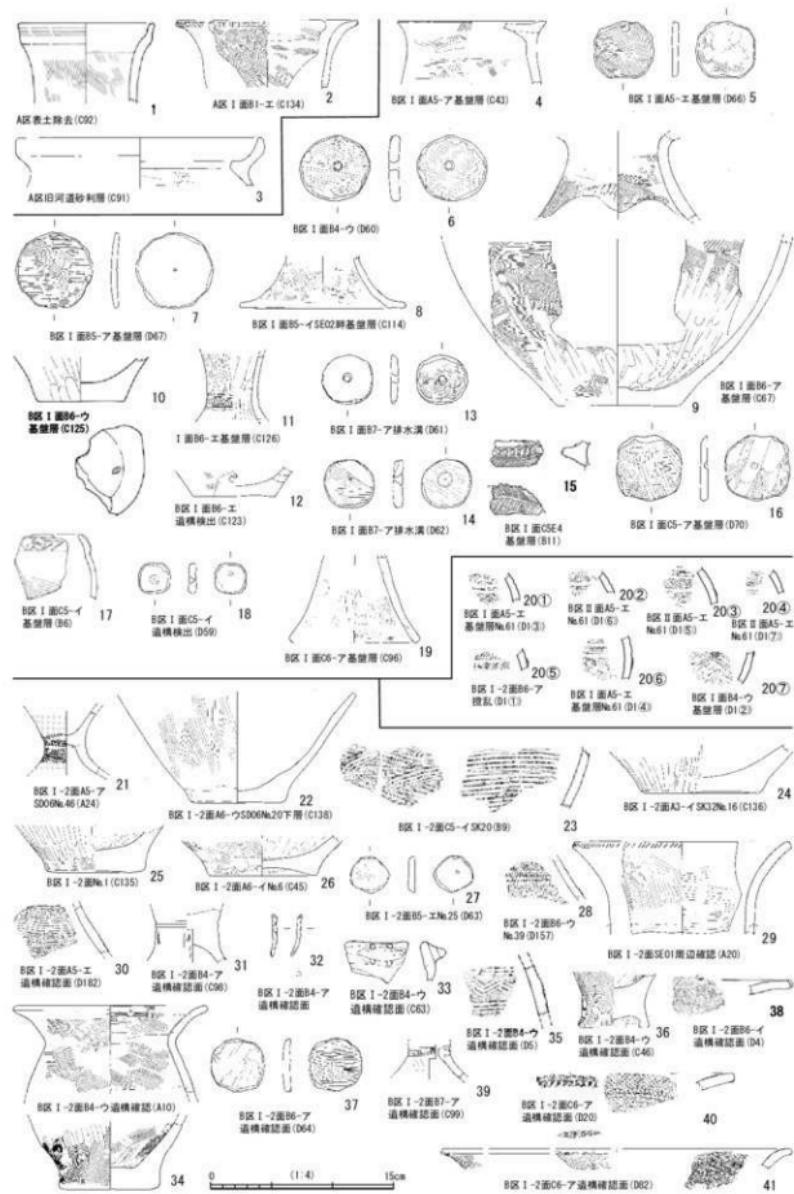
円形浮文を貼付ける。平行直線文の下に連弧文を重ね、間に縄文を施す。第6図21~41はB区I・2面出土であり、2期が殆どである。32は近世以降の釘である。23は内外面条痕調整で外面に縦の山形状文を持つ、八日市地方遺跡5期の壺である。30・35は八日市地方遺跡7~9期の壺であり、30・35の簾状文は右周りである。21・31・39は台付鉢ないし高坏の脚部である。21・28は木目沈線文を持つ。第7図42~54はB区II面出土である。43・50・52は同一個体であり、櫛描直線文と円形刺突文を交互に施す。46の底部穿孔は焼成後なので、甕を瓶に転用した。48は木目沈線文を4条施す。53・54は土製円盤である。第7図55・56はB区III面出土である。55は2期の甕、56は縄文時代晚期前半の深鉢であり、小突起がある。56の条痕は撚糸条痕と思われる。第7図57~64はB区その他である。57は八日市地方遺跡7・8期、59は2期で刷毛による縦刻みを4段充填する。58・60は3期、62~64は1期である。62・63は同一個体であり、渦巻き文の先端を高くして、先端に窪み、側面に深い沈線を施す。渦巻き状文の間には62bと63右側の文様が充填される。三叉状文もあるが、主文様ではない。

第7図65~第8図81はD区I面出土である。67は古代末の土師器壺の脚部である。68・71・80は4期、66・69・72~74は3期、65・75~77は2期、79・81は1期である。78は底部剥離後に、孔を開けて瓶に転用している。79は口縁部に上下の刻みを持つ深鉢だが、文様は沈線で施す。81は鋸歯状文を持つ浅鉢であり、刻みを充填する上山田式である。第8図82~84はD I・2面出土であり、84は3期で他は2期である。

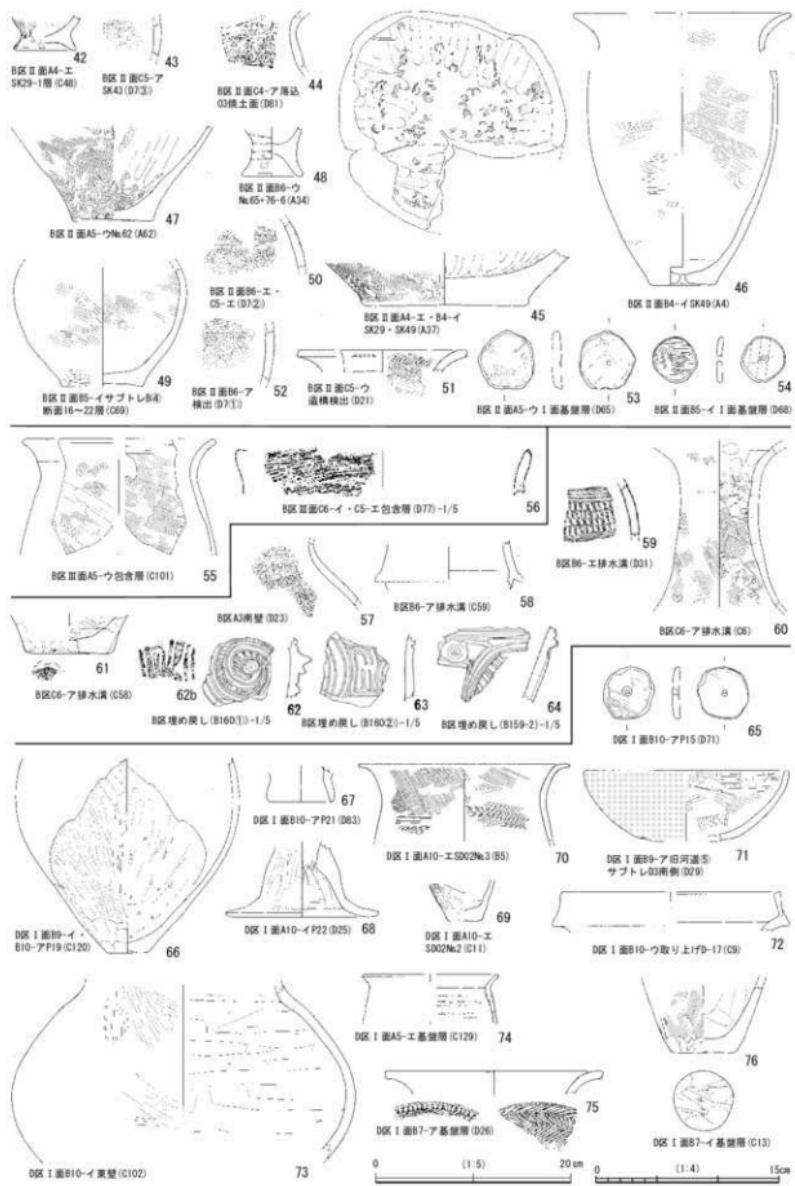
第8図85~91はD区III面出土である。85は円形刺突文を縦に施文する2期の壺である。86は4期の土師器である。87~89はサブトレ出土の縄文土器であり、1期である。90は2期の土製円盤である。91は甕となっていたが、高坏脚部と判断した。小片なので、底径はこれほど大きはないと思われる。第8図92~98はD区の出土面不明だが、92以外は全て3期であるのでI面かIII面であろう。92は双頭波頂を持つ串田新式の深鉢である。93・95・98は3期以前の猫橋式の可能性が高いと思われる。

第8図99~104はE区0面出土である。99は刀子(7期?)、102は4期、101・103・104は2期、100は底部に簾状圧痕を持ち、外面は粗い板ナデのような調整なので2期以前と思われる。第8図105はE区I面出土であり、外面は赤彩しており、3~4期の壺と思われる。第9図106~109はE区III面出土の1期の土器である。106・109は粗製深鉢でRL縄文を施す。107は有孔釣付き土器と思われ、胴部には胴部下半はミガキで上は縦位のR撚糸を施す。108は低い隆線上に刻みを施す鉢と思われる。

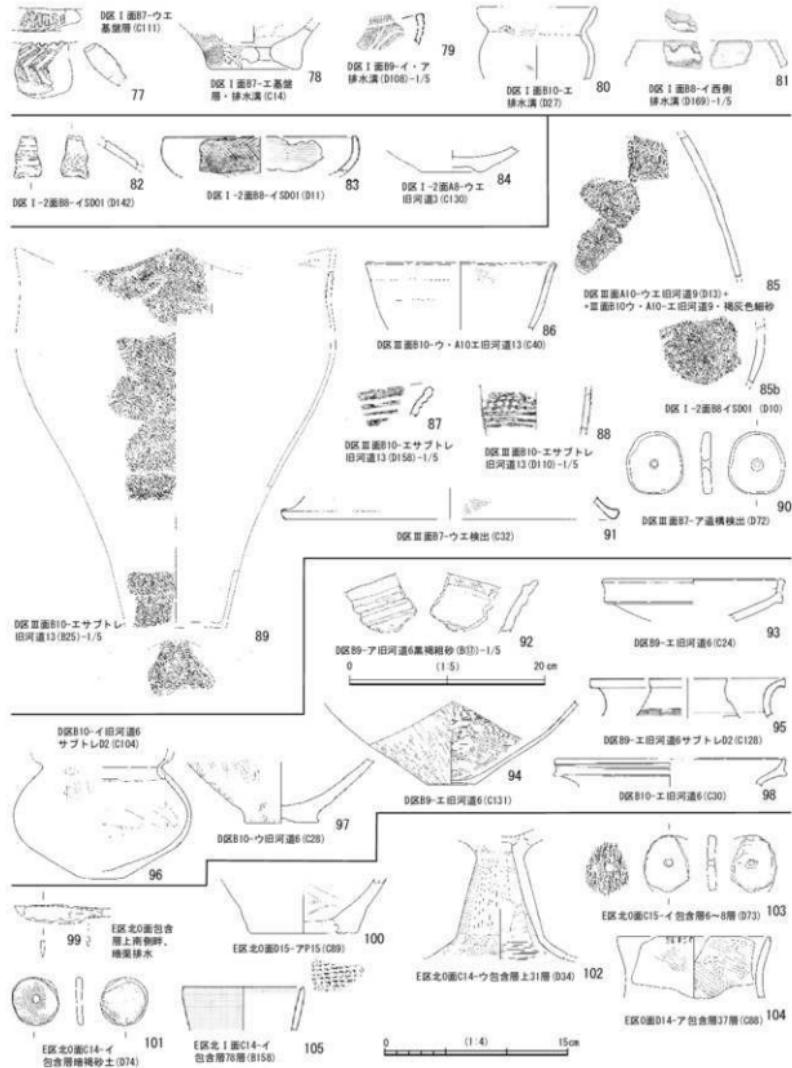
第9図110~122はE区出土面不明であるが、出土土器からI・II面と思われる。110は珠洲焼甕であり、111は4期の甕である。113~122は旧河道出土であり、112・113は3期、114・115・119~121は4期、117は古代末、116は中世であろう。122は1期の深鉢で結髪状の突起を持つ。第9図123~第10図163は面の記載が無いがIII面と思われる。ほとんどが古府式であろう。123は報告書10の同一個体であり、雑な半隆起線の中に貝殻擬縄文を施す。133・149は上山田式である。133は口唇部に玉抱き三叉文を持ち、149は三叉状文と直線文を組み合わせて縦の刻みを充填する。138は台形の波頂部を持つ。151・153は口縁部から渦巻き状文が始まる古府式である。152・159は串田新式である。152は縦の隆線上に貝殻擬縄文、中にS字状文を施す。159には撚糸文が施文され、表面のミガキが丁寧である。156は報告書15を改変し、左下はB50-2を合成した。大きな波頂部を持つ深鉢であり、隆線・半隆起線文が施文されない部分は縄文施文後に刻みを施す古府式である。第11図165は報告書147であるが、ここで正面図と展開図(164)を提示する。壺型土器の把手は長い獸面を表現しており、やや顔が右側を向いている。胴部には渦巻き状文と貝殻擬縄文を充填する。SX01は古府式と古串田新式がまとまって出土しているが、古串田新式であろう。



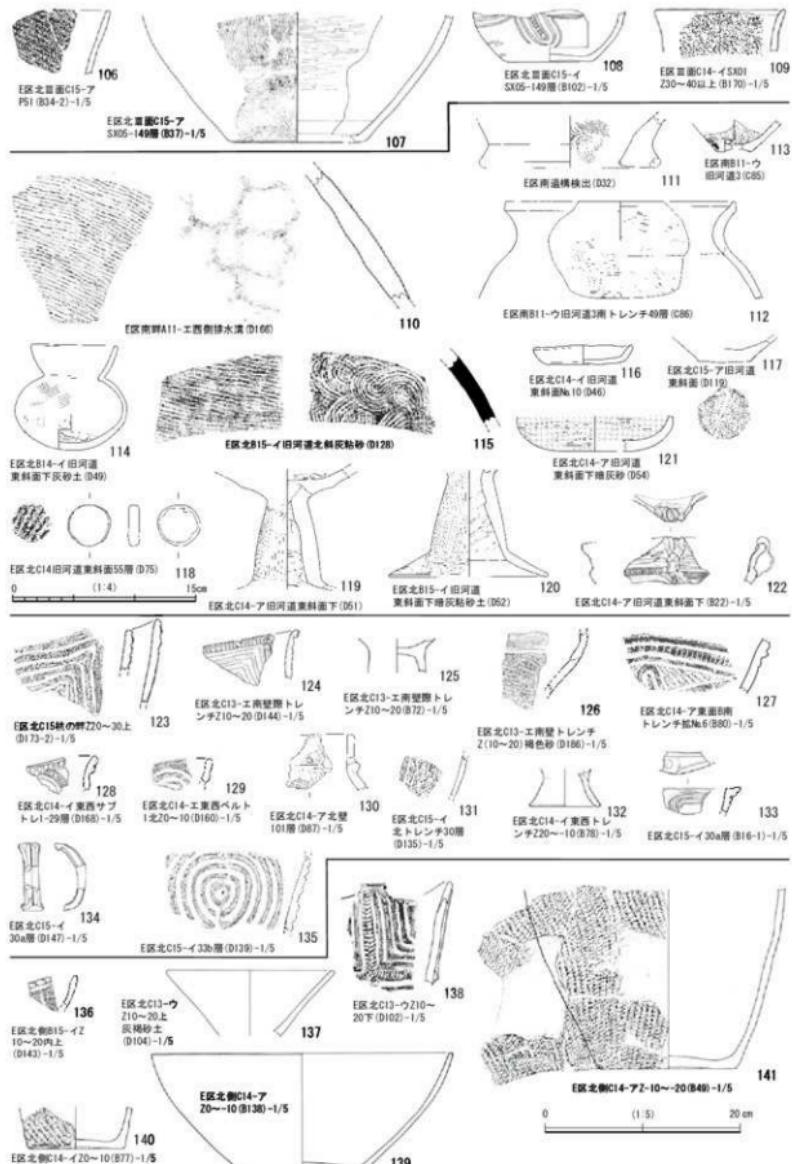
第6図 德丸遺跡出土土器補遺1



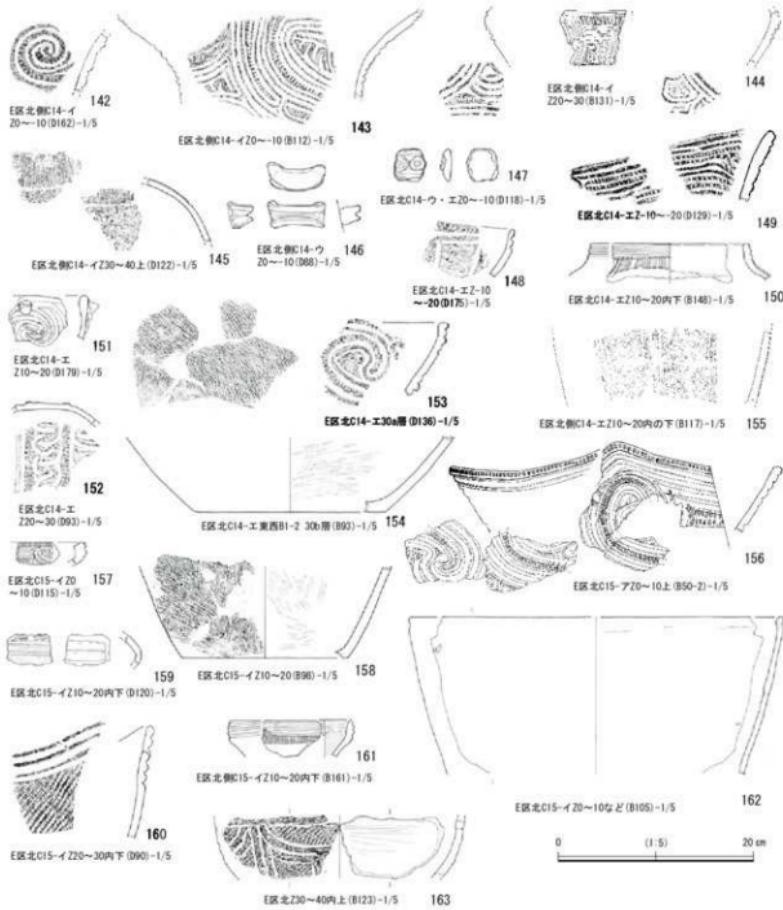
第7図 徳丸遺跡出土土器彌遺2



第8図 徳丸遺跡出土土器補遺3



第9図 徳丸遺跡出土土器補遺4



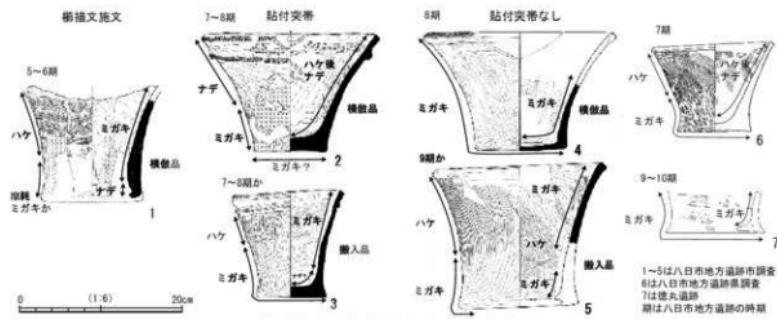
第10図 徳丸遺跡出土土器補遺5

4まとめ

1期の縄文土器は、中期中葉～後葉(上山田式～串田新式)であり、前田式は存在しない。上山田式は報告書3～5・7・9・102・104・108・151・152、本稿133・149、古串田新式・串田新式は報告書76～101・127～131、本稿92・152・159であり、報告書・本稿のその他は古府式であろう。外来系は報告書148～157が勝坂・大木・馬高式系の影響を受けているといふ。報告書153の口縁部内には細かいR L 縄文が施され、顔面表現を持つ深鉢であり、今回修正図を提示した(第13図)。文様は加曾利E式の影響を受けているかもしれない。報告書155・156は同一個体である。報告書157は、大木8期などの影響を受けたものであろうが、海綿



第11図 徳丸遺跡出土土器補遺6



第12図 西日本系の突出した底部を持つ鉢

骨針を含むので在地で製作されている。報告された底部圧痕は全て簾状圧痕であり、89も簾状圧痕を持つ。

1~2期の間の資料は多くはない。報告書198は堀之内2式併行、報告書208は八日市新保I式併行、報告書201・202・205~207・211は御経塚式、ヨコ条痕を施す56、報告187は晩期前半と思われる。報告186・214は弥生時代前期である。

2期は弥生時代中期後葉(八日市地方9・10期)であるが、未報告資料の中に八日市地方7・8期の可能性がある30・35・57、八日市地方5期23・100を確認した。23は条痕文壺であり、報告書98も条痕文壺(八日市地方4期)と報告書52も条痕壺(八日市地方5期)である。15・100も条痕文系であろう。報告書99・100も八日市地方7・8期の可能性もあり、報告書214は弥生時代前期の条痕壺なので、詳細に遺物を抽出すれば前期から中期後葉との間を埋める資料も確認されるのかもしれない。

第6図4は底部として実測されていたが、底部も含めて内外面のミガキが非常に丁寧なので山陰系の台形土器と判断した。西日本系土器で底部が突出した鉢として、小松市八日市地方遺跡では櫛描文施文や貼付突帯を持つもの・持たないものに分類(下濱ほか2016)されている。しかし、第12図2・3・5・6は体部下半、4は外面全体に(ハケ後)ミガキ調整である。2の底面はナデ仕上げであるが、他はミガキであると思われる。外面も(ハケ後)ミガキ調整が多く、ナデ調整も2・6にみられる。外面の体部下半・底部のミガキ調整と内面のミガキ調整が特徴であり、普通の鉢とは用途が異なるのである。

西日本系の木目沈線文が多く確認され、北陸地方では中期後半に確認(久田2001)されており、八日市地方9・10期にあたる。弥生時代中期の土製円盤が多く確認されたので、玉作りを行っていたと思われるが、玉作り関係の資料は出土していないようである。

東日本系の土器は、20と報告117・127・128が栗林系土器、報告129は川原町口式土器が確認されるが、20・報告129は撒入土器で、他は模倣土器である。

3期は弥生時代後期後半~古墳時代前期初頭であるが、3期以前の後期前半猫橋式(報告85・86)以外に、新たに(60・91・93・95・98・112)を確認した。4期は古墳時代中期宮地式であり、新たに68・71・80・102・111・114・115・119~121を確認した。5期は7世紀前半~9世紀であるが、新たに67・117の10・11世紀代を確認した。6期中世では、新たに110・116を確認した。

出土した遺物の資料化と報告書刊行には色々と困難が伴い、人員・予算などの関係で資料化されていないものも多いのが普通である。当センターでは、数年前から出土遺物箱数が収蔵能力を超えており、報告書刊行済み遺跡の再整理を実施中である。その中で、徳丸遺跡の遺物の中で資料化されていたものだけをここで紹介することにした。

本稿をまとめるにあたり、荒木智子、池田 拓、伊藤好美、下濱貴子、矢木奏美、安中哲徳、山崎嘉久氏の協力を得た。

参考文献

- 岡本恭一・横山 誠 2004 「徳丸遺跡」 石川県教育委員会・(財)石川県埋蔵文化財センター
下濱貴子ほか 2016 『八日市地方遺跡Ⅱ』 小松市教育委員会
浜崎悟司ほか 2004 『八日市地方遺跡』 石川県教育委員会・(財)石川県埋蔵文化財センター
久田正弘 2001 「北陸地方の木目沈線文と遠賀川式土器について」『石川県埋蔵文化財情報第6号』(財)石川県埋蔵文化財センター
福海貴子ほか 2003 『八日市地方遺跡Ⅰ』 小松市教育委員会

番号	実測年号	時期	種類	地区	出土上面	グリッド	出土遺構	外面	内面	備考
1	C-92	衛生中期	直	A区			直上斜方	ハケ、ヨコナヂ	ハケ、ヨコナヂ	
2	C-124	衛生中期	直	A区	I面	II-E	II-E	ハケ	ハケ、櫛状	外縁復
3	C-91	衛生中期	直	A区			II-E	ヨコナヂ	ヨコナヂ	
4	C-42	衛生	円形	B区	I面	45-A	基盤層	ハケ裏ミガキ	ハケ裏ミガキ・ナヂ	底面ミガキ・ナヂ
5	D-66	衛生中期	土製円盤	B区	I面	45-E	基盤層	ハケ	ハケ	
6	D-68	衛生中期	土製円盤	B区	I面	41-U	基盤層	ハケ	ハケ	
7	D-67	衛生中期	土製円盤	B区	I面	45-A	基盤層	ハケ	櫛状	
8	C-114	衛生中期	高円	B区	I面	85-I	902基盤層	ハケ裏ヨコナヂ	ハケ、ヨコナヂ	
9	C-47	衛生中期	直	B区	I面	86-A	基盤層	ハケ、ミガキ	ハケ、ナヂ	底部ケズリ、輪郭ヨコナヂ
10	C-125	衛生	直	B区	I面	86-U	基盤層	ミガキ	ナヂ	砂目、粗江底
11	C-126	衛生中期	直	B区	I面	86-E	基盤層	ハケ、ミガキ	ナヂミガキ	
12	C-123	衛生	直	B区	I面	86-S	遺構取出	ナヂ	ナヂ	砂目、底面底穿孔
13	D-61	衛生中期	土製円盤	B区	I面	87-A	鋸齿溝	ナヂ	ハケ	
14	D-62	衛生中期	土製円盤	B区	I面	87-A	鋸齿溝	ハケ	ハケ	
15	H-11	衛生中期	直	B区	I面	CS-E	基盤層	ナヂ		上製品?
16	D-70	衛生中期	土製円盤	B区	I面	CS-A	基盤層	ハケ、ミガキ	ハケ、ナヂ	
17	H-6	衛生中期	無縫直	B区	I面	CS-I	基盤層	ミガキ?	ナヂ?	櫛状。外縁微弱。末段状況未詳
18	D-58	衛生中期	土製円盤	B区	I面	CD-I	台形層	櫛状	櫛状	
19	C-96	衛生中期	高円	B区	I面	DE-A	基盤層	ハケ、ミガキ	ナヂ、ハケ	
20	D-1	衛生中期	直	B区	I面	など	基盤層など	ナヂ、調査	ハケ・ナヂ	茎林式織痕
21	A-21	衛生中期	台付	B区	I-2面	45-A	II-EW, H	ナヂ	ナヂ	外縁微弱
22	C-138	衛生中期	直	B区	I-2面	M-U	II-EW, 20-F層	ハケ、櫛状	櫛状	砂目
23	B-9	衛生中期	直	B区	I-2面	CS-I	SK20	条痕	条痕	外縁黒斑
24	C-136	衛生	直	B区	I-2面	43-I	SK22 No.16	ミガキ	ナヂ	砂目
25	C-135	衛生	直	B区	I-2面	43-I	No.1	ハケ裏ミガキ	ナヂ	砂目、粗江底
26	C-45	衛生	直	B区	I-2面	46-I	No.6	ハケ	ナヂ	底面内面黒斑
27	D-63	衛生中期	土製円盤	B区	I-2面	45-S	SK.25	ハケ	櫛状	
28	D-157	衛生中期	直	B区	I-2面	46-U	SK.30	ハケ	ナヂ	櫛状
29	A-28	衛生中期	直	B区	I-2面	SKII.周辺確認	ハケ裏ナヂ	粗ハケ裏ナヂ	山線ヨコナヂ、輪郭突起部	
30	D-182	衛生中期	直	B区	I-2面	43-E	遺構確認面	ハケ	ハケ	外縁復
31	C-98	衛生中期	台付	B区	I-2面	44-A	遺構確認面	ナヂ	ナヂ	上縁部底面文がコト
32		町	直	B区	I-2面	44-A	遺構確認面			
33	C-42	衛生中期	無縫直	B区	I-2面	46-U	遺構確認面	櫛状	粗いミガキ	もう1対あり
34	A-18	衛生中期	直	B区	I-2面	46-U	遺構確認面	ハケ、ヨコナヂ	ハケ、ヨコナヂ	砂目、上部底面溝面
35	D-5	衛生中期	直・櫛	B区	I-2面	46-U	遺構	ナヂ	ナヂ	毛刈り
36	C-66	衛生中期	櫛	B区	I-2面	46-U	遺構	ハケ	ハケ裏ナヂ	底面砂目・オサニ
37	D-64	衛生中期	土製円盤	B区	I-2面	46-A	遺構確認面	ハケ裏ミガキ	ハケ	
38	D-1	衛生中期	直	B区	I-2面	46-U	遺構	ヨコナヂ	ハケ、ヨコナヂ	遺狀文。口輪部に円形浮文
39	C-99	衛生	高円	B区	I面	47-A	遺構確認面	ミガキ	ナヂ	
40	D-20	衛生中期	直	B区	I-2面	48-A	遺構	ヨコナヂ		
41	D-92	衛生中期	櫛	B区	I-2面	48-U	遺構	ハケ裏ヨコナヂ	ハケ裏ヨコナヂ	底面砂目・オサニ
42	C-68	衛生中期	櫛・高	B区	II面	51-E	SK29 断面図1層	ハケ	ナヂ	細い平行短縦文
43	D-7②	衛生中期	櫛	B区	II面	51-A	SKII	ハケ	ナヂ	
44	D-93	衛生中期	直	B区	II面	51-A	高ら込みの後上面	ハケ裏ヨコナヂ	ハケ裏ヨコナヂ	底面文
45	A-27	衛生中期	直	B区	II面	51-E-9-E-I	SK29+SK30	ハケ	ナヂ	砂目
46	A-1	衛生中期	櫛	B区	II面	51-I	SK.09	櫛状、ハケ	ナヂ、ハケ	内面下半に凹凸物

第1表 德丸遺跡出土土器観察表1

番号	文献番号	時期	種類	地区	出土面	グリッド	出土遺構	外面	内面	備考
47	A-42	衛生中期	直	B区	Ⅱ面	55-ウ	3062	ハケ	ハケ、ナデ	砂目
98	A-34	衛生中期	円筒	B区	Ⅱ面	56-ウ	66.53-76	壁柱	壁柱	木目状沈漫文×2
49	C-69	衛生中期	直	B区	Ⅱ面	56-イ	77.19-10(底面)16~22層	ハケ箇毛ガキ	ハケ箇ナデ	底面ミガキ、P63.9
30	D-7②	衛生中期	楕	B区	Ⅱ面	56-エ		ハケ	ナデ	C-8.2
32	D-23	衛生中期	直+楕	B区	Ⅱ面	57-ウ	遺構検出	ハケ箇ココナデ	ヨコナデ	
32	D-7①	衛生中期	楕	B区	Ⅱ面	58-ア	検出	ハケ	ナデ	
53	D-65	衛生中期	土割円盤	B区	Ⅱ面	58-ウ	I面基盤層	ハケ	ナデ	
54	D-68	衛生中期	土割円盤	B区	Ⅱ面	58-イ	I面基盤層	ハケ	ナデ	
55	C-101	衛生中期	楕	B区	Ⅱ面	58-ウ	台石層	ハケ、ヨコナデ	ハケ、ヨコナデ	
56	D-77	調文	圓錐	B区	Ⅲ面	OB-イ	台石層	柔軟	ナデ	C-2.2、柄糸条紋2.
57	D-23	衛生中期	直	B区		4-3	直壁		ナデ	
58	C-59	衛生後期	直	B区		56-ア	抹水溝	ナデ	ナデ	
59	D-31	衛生中期	直	B区		56-エ	排水溝	ナデ	ハケ	ハケ斜面
60	C-6	衛生後期	高円・扁面	B区		OB-ア	抹水溝	ハケ、ヨコナデ	ハケ、ナデ	直?
43	C-58	衛生	直+楕	B区		C-6ア	抹水溝	壁柱、オサエ	オサエ	内面模
62	B-169-1	調文中期	圓錐	B区			排水溝	ナデ	ミガキ	
63	B-169-2	調文中期	圓錐	B区			排水溝	ナデ	ミガキ	
64	B-169-3	調文中期	圓錐	B区			窓の内寸			有縫目
65	D-71	衛生中期	土割円盤	B区	I面	810-ア	FIT15	ハケ	ナデ	壁柱
66	C-129	衛生後期	直+楕	B区	I面	89-イ	F-19	ハケ	ケズリ。ナデ上げ	B10-ア
67	D-82	古代系	有脊椎	B区	I面	810-ア	FIT21	ヨコナデ	ヨコナデ	
68	D-25	古墳中期	高円	B区	I面	810-イ	F22	ミガキ	ケズリ。ヨコナデ	
49	C-13	ミニチュア	B区	I面	810-エ	SD02-N2	ハケ、オサエ	ナデ		
29	B-5	衛生中期	楕	B区	I面	810-エ	SD02N3	ハケ	ハケ	
71	D-29	古墳中期	縄	B区	I面	89-ア	白河遺跡Ⅳ-10(底面)	ミガキ、ナデ	ミガキ	外曲面用、一部移動
72	C-9	古墳後期	楕	B区	I面	810-ウ	取り上げ9-17	ヨコナデ	ヨコナデ	外曲面
73	C-101	衛生後期	直	B区	I面	810-イ	直壁	ミガキ	ナデ	
74	C-129	衛生後期	楕	B区	I面	85-エ	基盤層	ハケ箇ココナデ	ヨコナデ	小型
75	D-26	衛生中期	直+楕	B区	I面	87-ア	基盤層	ハケ箇ココナデ	ヨコナデ	
76	C-13	衛生中期	直+楕	B区	I面	87-イ	基盤層	ハケ	ケズリ	ハケ箇ナデ
77	C-111	衛生中期	無輪轍	B区	I面	87-エ	ミガキ	ヨコナデ	ヨコナデ	底面ケズリ
78	C-14	衛生	楕	B区	I面	87-エ	基盤層、梁頭抹水溝	ハケ	ナデ	自動用
79	D-108	調文中期	深縫	B区	I面	89-イ・エ	排水溝	ナデ	ナデ	右上がり?
90	D-27	古墳中期	楕	B区	I面	810-エ	抹水溝	ハケ箇ナデ、ヨコナデ	ナデ、ヨコナデ	
91	B-169	調文中期	丸縫	B区	I面	88-イ	西側抹水溝	ナデ	ミガキ	調査状況・測定
92	D-142	衛生中期	直	B区	I-2面	88-イ	SD01	ハケ		
93	D-11	衛生中期	直	B区	I-2面	88-イ	SD01	ハケ	ハケ	
94	C-130	衛生後期	直	B区	I-2面	88-ウエ	白河道2	ナデ	ナデ	
95	D-10-②	衛生中期	直	B区	II面	810-ウ	白河道9・褐色斑跡			B-10-エ
96	C-60	古墳	丸縫	B区	II面	810-ウ	白河道13	ナデ	ナデ	B-10-エ
97	D-158	調文中期	深縫	B区	II面	810-エ	77.19-10(底面)13	ナデ	ナデ	
98	D-133	調文中期	圓錐	B区	II面	810-エ	77.19-10(底面)13	ナデ	ナデ	
99	B-25	調文中期	圓錐	B区	II面	810-エ	77.19-10(底面)13	柱、調文	ナデミガキ	
100	D-72	衛生中期	土割円盤	B区	II面	87-ア	遺構検出	壁柱	ナデ	
101	C-32	衛生後期	高円?	B区	II面	87-ウエ	検出	ヨコナデ	ハケ箇ココナデ	
102	B-17	調文中期	圓錐	B区	II面	89-ア	白河道6葉筋粗筋	ナデ	ミガキ	

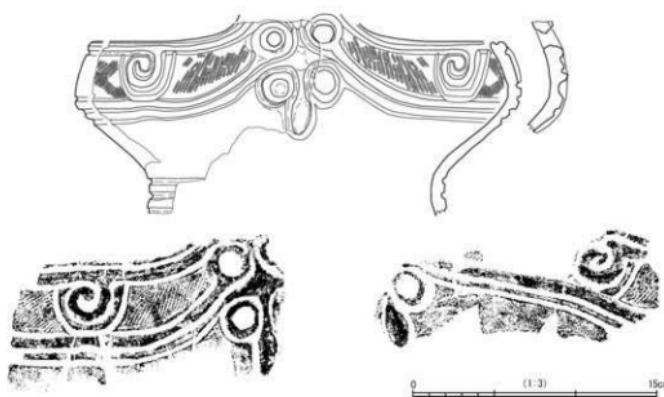
第2表 德丸遺跡出土土器観察表2

番号	実測点名	時期	種類	地区	出土面	グリッド	出土遺構	外面	内面	備考
90	C-24	衛生施設	高坪・浴場	D区	B面	B10-エ	日向遺6	ミガキ、ヨコナゲ	ミガキ、ヨコナゲ	近鉄供5
91	C-121	衛生施設	浴	D区	B面	B10-エ	日向遺6	ミガキ	ハケ	
92	C-128	衛生施設	便	D区	B10-ア	日向遺6付近付	ハケ、ヨコナゲ	ヨコナゲ		
93	C-104	衛生施設	便	D区	B10-イ	日向遺6	ミガキ	ナゲ、ミガキ	背面保少	
97	C-28	衛生施設	便	D区	B10-ウ	日向遺6	ミガキ	ハケ施ナゲ	近鉄供用	
96	C-20	衛生施設	便	D区	B10-エ	日向遺6	ヨコナゲ	ヨコナゲ	縦面保3条、背面保	
99			刀子	E区北	0面		白合側上、南側壁、切妻斜面	刀子		
100	C-89	衛生施設	便・便	E区北	0面	B15-ア	P-15	ナゲ	ナゲ	
101	D-74	衛生施設	土廻り便	E区北	0面	C14-イ	台笠場壁地砂土	ハケ	ハケ施ナゲ	
102	D-34	古墳中期	高坪	E区北	0面	C17-ウ	台笠場上31層	ハケ、ミガキ、ナゲ	ケズリ、ハケ	
103	D-73	衛生施設	土廻り便	E区北	0面	C15-イ	台笠場6～8層	ハケ	ナゲ	
104	C-88	衛生施設	便	E区	0面	B14-ア	台笠場3層	ハケ、摩耗	ハケ施ル	
105	B-158		食	E区北	1面	C14-イ	台笠場78層			新確認
106	B-242	藏文中期	周溝	E区北	0面	C13-ア	P15	絹、織文	ナゲ	
107	B-27	藏文中期	有孔排水	E区北	0面	C15-ア	SM05149層	ミガキ、モタル	ミガキ	
108	B-102	藏文中期	林	E区北	0面	C15-イ	SM05149層	ナゲ、ミガキ	ナゲ・ケズリ	近鉄供代泊ナゲ。内面保化物少
109	B-170	藏文中期	周溝	E区	0面	C14-イ	SM01	織文	ナゲ	
110	B-166	中井	残跡状態	E区北	0面	B11-エ	アゲ西跡水溝	平行タタキ	ナゲ	
111	B-22	古墳中期	塗	E区南			遺構投出	0層	ケズリ、ヨコナゲ	ハケ、ヨコナゲ
112	C-96	衛生施設	便	E区南		B11-ウ	日向遺3面引口	ハケ、ヨコナゲ	ケズリ、ヨコナゲ	
113	C-85	衛生施設	便	E区南		B11-ウ	日向遺2	ハケ、ケズリ	ハケ	
114	D-48	古墳	食	E区南		B11-イ	日向遺東面下砂質土・織面	ハケ、ナゲ、ヨコナゲ	ハケ、ナゲ、ヨコナゲ	背面保用
115	D-128	古墳中期	便	E区南		B15-イ	日向遺北面下砂質土・織	平行タタキ	誠心門タタキ	
116	D-86	中井	小堀	E区北		C14-イ	日向遺東面面No.10	ヨコナゲ、オサニ	ヨコナゲ、オサニ	
117	D-119	古代木	土解剖場	E区北		C14-ア	日向遺東面面	ヨコナゲ	ヨクロナゲ	田舎町切、金雲丹多
118	D-75	藏文中期	土廻り便	E区北		C14	日向遺東面面55層	絹、織文	ナゲ	
119	B-51	古墳中期	高坪	E区北		C14-ア	日向遺東面面下	ミガキ	ケズリ、ハケ施ナゲ	
120	B-52	古墳中期	高坪	E区北		C14-ア	日向遺東面下砂質土	ミガキ	ケズリ、ヨコナゲ	
121	D-144	古墳中期	周溝	E区北		C14-ウ	日向遺東面下砂質土	ミガキ	ミガキ	内外面保前
122	B-22	藏文中期	周溝	E区北		C14-ア	日向遺東面下		ナゲ	半截竹管、跡み
123	B-173-2	藏文中期	周溝	E区北		C15	軽の付E28～30上	ナゲ	ミガキ	
124	D-144	藏文中期	周溝	E区北		C13-ス	表面磨り付E2(10～20)	ナゲ	ナゲ・ケズリ	
125	B-72	藏文中期	古井	E区北		C12-エ	表面磨り付E2(10～20)	ナゲ	ナゲ	
126	B-166	藏文中期	有孔排水	E区北		C13-エ	表面磨り付E2(10～20)磨砂土	絹、織文	ナゲ	春彰
127	B-99	藏文中期	周溝	E区北		C14-ア	裏面E2(10～20)磨砂土	絹、織文	ナゲ	
128	B-168	藏文中期	周溝	E区北		C14-イ	裏面E2(10～20)磨砂土		ナゲ	
129	D-100	藏文中期	周溝	E区北		C14-エ	裏面E2(10～20)磨砂土	ミガキ	ミガキ	
130	B-87	藏文中期	有孔排水	E区北		C13-ア	走壁10層	ミガキ	ミガキ	内面保前組、背面保少
131	B-135	藏文中期	周溝	E区北		C13-ウ	走壁10～30層	ナゲ	ナゲ・ミガキ	日向御藏文
132	B-76	藏文中期	古井	E区北		C14-イ	裏面E2(10～20)	ナゲ	ナゲ	
133	B-16-1	藏文中期	浅跡	E区北		C15-イ	20s層	ミガキ	ミガキ	半截竹管
134	B-167	藏文中期	浅跡	E区北		C15-イ	20s層	ナゲ	ナゲ	
135	B-130	藏文中期	周溝	E区北		C15-イ	30s層	ナゲ	摩耗	
136	B-143	藏文中期	周溝	E区北		B15-イ	210～20内上	ナゲ	ミガキ	日向御藏文
137	B-104	藏文中期	林	E区北		C13-ウ	210～20上砂質土	ナゲミガキ	ナゲ施ミガキ	
138	B-102	藏文中期	周溝	E区北		C13-ウ	210～20下	ナゲ	ミガキ	

第3表 德丸遺跡出土土器観察表3

番号	形態番号	時期	種類	地区	出土層	グリッド	出土遺構	外面	内面	備考
139	B-138	縄文中期	鉢	E区北	CH4-ア	20 ~ 10		ミガキ	ミガキ	
140	B-77	縄文中期	鉢	E区北	CH4-イ	20 ~ 10		鉢、縄文	ミガキ、ケズリ	縄文直底手ナゲ
141	B-49	縄文中期	鉢	E区北	CH4-ア	20 ~ 10		ミガキ	鉢、縄文	内面全体丁寧にペンド。縄状凹痕 後ナゲ
142	D-162	縄文中期	鉢	E区北	CH4-イ	20 ~ 10		ナゲ	ナゲ	
143	B-132	縄文中期	鉢	E区北	CH4-イ	20 ~ 10		ナゲ	ナゲ	縄みも半載到留
144	B-121	縄文中期	鉢	E区北	CH4-イ	20 ~ 10		ナゲ	ナゲ	
145	B-122	縄文中期	有孔鉢付	E区北	CH4-イ	20 ~ 10		ミガキ	ミガキ	ヘラ跡
146	D-88	縄文中期	有孔鉢付	E区北	CH4-ウ	20 ~ 10		ナゲ	ナゲ	
147	D-138	縄文中期	土製河童	E区北	CH4-ウ・エ	20 ~ 10		ナゲ	ナゲ	上山物式、済文
148	D-175	縄文中期	鉢	E区北	CH4-エ	20 ~ 10		縄文後ナゲウ	ナゲ・ミガキ	報告140と同一個体
149	B-129	縄文中期	鉢	E区北	CH4-エ	20 ~ 10		ナゲ	ミガキ	
150	B-148	縄文中期	鉢	E区北	CH4-エ	20 ~ 10	内F	ナゲ	ナゲ・ケズリ	外反する直底か
151	B-179	縄文中期	鉢	E区北	CH4-エ	20 ~ 10		桃太郎ナゲ	ナゲ・ケズリ	
152	B-93	縄文中期	鉢	E区北	CH4-エ	20 ~ 10		ナゲ	ナゲ	
153	B-126	縄文中期	鉢	E区北	CH4-エ	20 ~ 10		ナゲ	ミガキ	
154	B-93	縄文中期	有孔鉢付	E区北	CH4-エ	20 ~ 10	内E・F	縄文	ミガキ	付加系
155	B-117	縄文中期	鉢	E区北	CH4-エ	20 ~ 10	内E	縄文	ミガキ	
156	B-93-2	縄文中期	鉢	E区北	CH4-ア	20 ~ 10	上	縄文	ミガキ	
157	B-115	縄文中期	鉢	E区北	CH4-イ	20 ~ 10		ミガキ	ミガキ	
158	B-98	縄文中期	有孔鉢付	E区北	CH4-イ	20 ~ 10		ミガキ	ミガキ	付加系
159	B-120	縄文中期	鉢	E区北	CH4-イ	20 ~ 10	内E	ミガキ	ミガキ	付加系
160	D-96	縄文中期	鉢	E区北	CH4-イ	20 ~ 10	内F	縄文	ミガキ、ケズリ	
161	B-181	縄文中期	鉢	E区北	CH4-イ	20 ~ 10	内F	ナゲ	ナゲ・ミガキ	
162	B-105	縄文中期	鉢	E区北	CH4-イ・CH4-エ	20 ~ 10・F 20 ~ 30		ケズリ	ナゲ・ミガキ	CH4-エ・F 8 ~ 20 内E・CH4-イ 220 ~ 30 内F・CH4-イ F 10 ~ 20
163	B-123	縄文中期	鉢	E区北			20 ~ 10 内E	縄文	ミガキ	内面に凹化物
164	B-17-1	縄文中期	鉢	D区	BP-ア	田川遺6 黒褐色		ナゲ・ミガキ	ナゲ	

第4表 徳丸遺跡出土土器観察表4



第13図 報告153修正図

古代加賀国分寺と古濱八幡社～伝承復元の試み

浜崎悟司

1 はじめに

加賀国分寺の所在地については国府庁とともに小松市古府町に比定され大勢として異論をみない。しかし伽藍が設けられた具体的な箇所となると百家争鳴の状況にあり、伝承乱立の感がある。少し考えてみれば直にわかることなのだが、伝承が乱立するというのはそれらの多く(少なくとも1つ(=真の伝承)を除く)が眞の言い伝えに基づいていないからであろう。それでは眞説Aが他説を論破できないのは何故でろうか。現状でも可能な筈の(異説B～Zも交えた)説同士の比較検討がみられないのは何故であろうか。

それは資料が乏しいことに加え、在地の事情に明るい古老がいなくなったことによるよう筆者には思われる。比較検討する際に各人が備えているべき判断基準に誰もが欠落感を抱えた状態なのではなかろうか。こうした状況は国分寺の所在に関心を持つ論者の間に疑心暗鬼を生じさせている⁽¹⁾。古来語り継がれてきた村の伝えが唯一正統なものであれば異説が生じる余地はない訳であろうから、現在の研究状況は生じない。国分寺址は遺跡であるから他国の場合のように発掘調査によって確認されることがあるかもしれないが、只闇雲に掘って見つかるわけでもなかろう。前提として歴史地理学的な検討を尽くした上で発掘調査に臨む必要がある。加賀国府・国分寺の場合、歴史地理学的な研究が進んでいいるとは筆者には思えない。ここでは伝承がより純粋な姿を留めていたと考えられる明治初期まで遡り、加賀国分寺所在地についての地元の伝承を検証してみたい。

なお、古府町のことを知らない人にしてみれば、そこ(例えば「天山社」)が「国府(こう)」なのか「国府(こくふ)」なのか「古府」なのか、はたまた「古濱」でいいのか、非常に分かりにくいことだろうと察する。筆者は種々の混乱の発生源だと感じることもあるが、どれも当地の歴史の中で生じてきた地名である。大小の地名は尊重されるべきだし、失われることがあってはならないことは勿論、それらを地域の歴史の文脈に位置付けるような研究—これは歴史地理学の主要領域ではないのか—が必要だと考えている。

なお考古資料による国分寺推定地でもある十九堂山所在の「古府廢寺」⁽¹¹⁾〔(11)は本文の参考文献番号、以下同じ〕については中世の西大寺末としての再興國分寺^[19]である蓋然性が筆者の中では依然高まっており⁽²⁾、古代国分寺の所在とは独立した問題として早急に捉え直す必要があると考えている。

筆者は古府町(旧古濱地区)に生まれ育ち、縁あって埋文センターに職を得、現在まで村で暮らしてきた。古府町の成り立ちを理解せずに説得力のある伝承の復元はできないと考える者だが、古府町の成り立ちを理解することは筆者にとってさえも実は容易ではない。地名辞書では産土の記述が省かれてしまい(角川版)、国府地区の記述に突然古濱の神社や現国分寺が現れたりしており(平凡社版)信頼を置けないと感じているが、そうしたことを指摘する声も耳にすることがない。実は筆者は小論の主題でもある古濱八幡社(通称天山社)

～古府町のなりたち～

古府町は国府(こう)村と古濱(ふるはま・ふらま)村が明治8年に合併して成立した古府村の後身(昭和31年小松市に編入された際に字を町に呼び変え)である。国府(こくふ)村は行政単位として存在した期間(1907～1956年)があり、消滅後も校区名などの地区名として現在でも国府(こくふ)は常用される。本稿で国府村というの「村史」や地区団体名等に用いられたものを除いて、明治初頭までの行政区、あるいはその流れで今日も使われる地名としての国府(こう)である。必要と思われる箇所についてルビを付したい。

の氏子(天山衆)の末裔でもある⁽³⁾。古府町の成り立ちを考える際、天山社の理解が一つのカギであろうことはその立地一つみても疑いない⁽⁴⁾。「石川県史」第1編には「加賀の国分寺址は今の能美郡国府村字古府なる古濱の八幡社地なりと伝えられ」と記されているが、周知のようにこの伝は考古学的な裏付けを全く欠く。にもかかわらず筆者の関心は八幡社にとどまる。何故「県史」は八幡社を国分寺比定地としたのか、その経緯についてみていただきたい。

2 「皇国地誌」の記載と現地比定の齟齬

『能美郡村誌』[10]古府村の段、社項と古跡項(同書29頁)には下記の記載がある。

『皇国地誌』は刊行されず、能美郡や石川郡の宿町や村方分について随分後になって控えが刊行されたものである⁽⁵⁾。県側は「多分、古濱の北方八幡社の地が加賀国分寺の址であろう」と明治政府に奏上していることになる。後掲の上田三平復命書や石川県史の記述は、県庁内で「郡村誌」の控えが参照されたことを示していると考えるが、未刊行であったこの記述を参考できなかった地誌類もあるように思われる⁽⁶⁾。県庁の外では「十九堂山」で盛り上がりをみせていた時期であるにも関わらず、「県史」は「十九堂山」には全く触れず、「加賀の国分寺址は今の能美郡国府村字古府なる古濱の八幡社地なりと伝えられ」と記述している。筆者には「能美郡村誌」の他には「県史」が示す「古濱の八幡社」を取り上げた文献が思い浮かばない。なので「県史」当該文については「郡村誌」を基にして記されたとみる。問題は、後述するようにこの「県史」の記述は八幡社について全く咀嚼していないため、こともあるうに「郡村誌」が示した場所とは異なる地点を示すことになってしまっていることである。この点は今までの研究

古 跡	社
加賀国府址	石部神社
国分寺址	郷社 東西二十間 南北三十間 面積六百一十坪 国府の南方にあり 柳日別祭を祭る祭日毎年九月十六・十七日 社地稱々高し 之を船見山と称す 国府の南にありたるを以て府南嶺と称すと云ふ
古濱の八幡社	八幡社
古濱の北方にあり 忠神天皇神功皇后比咩大神を祭る 祭日同上	村社 東西二十五間 南北十四間 面積一百七十六坪 本村の中央にあり 伊弉諾尊菊理比咩命伊弉冉尊を祭る 祭日毎年三月十七日九月一日・十七日
古濱の八幡社地なりと伝えられ、(以下略)	八幡社
無格社 東西二十八間 南北二十間 面積五百四十九坪	八幡社
村北の南方小名國府 民家の中地なりと云ふ	白山社
遺状存せず	白山社
址詳ならず蓋し古濱の北方八幡社の地これなるへし (以下略)	白山社

史料1『石川県史』抄文

史料2『能美郡村誌』古府村抄

状況に致命的に大きな影を落としているように思われる。

明治18年とされる国への「能美郡村誌」正本送致までの間に、村からの回答票に県の事務方がどの程度の加除や添削を加えたかは不明である。新政府が配布した記入要綱古跡項のトップに掲げられた例が国府址であった⁽⁷⁾ことから、県側が祭上げた可能性もあるかもしれない。それでも古府村は『能美郡村誌』中、国府・国分寺の所在を唱える唯一の村であり、これは当時の本県としての公式見解というべきものであったと筆者は思うのである。古府村に限らず回答票には多数の小字名が記されていたし、それらの中にはいわくありげなものもあったに違いない。古府村では4つの社が掲載されている。そんな中で何故に、加賀国分寺址は古濱村の「八幡社(A)之地」であろう、と奏上されたのであろうか。事務方にもそう考えさせるような何かがあったのであろう⁽⁸⁾。

上記の記述は『石川県史』の引用するところとなったが、後に吉岡氏らの否定的見解を機に氏に同調する見解が噴出し、声高に「八幡社説」を唱える論者は今では影を潜めた。十九堂山の「古府庵寺」が有力と考える考古学にも期待が寄せられるが、今では削平されてしまった遺跡の主体は視察に訪れた上田三平が一目で看破した[2]ように中世墓・中世寺院であり、考古学は強みを生かし切れていない。考古学的手法による解明の停滞は、不可知論を生じさせる結果ともなっている。

筆者は浅学にして管見の徒であるが、「郡村誌」で看過できないのは「古濱の北方」八幡社と2回も記されている点である。一般に大事なことは繰り返し伝えられるから、当時の県の事務方としても、要項の示す範囲のことではあるが、「古濱の北方」は大事に考えた事項だったのであろう。しかし現在の旧古濱地区在住者ならば「北方」には誰もが違和感を持つに違いない。何故なら古濱の北方は耕地整理⁽⁹⁾の結果とは言え低平な水田城であり、神社⁽¹⁰⁾があったと伝え聞く者は誰もいないからである。

八幡社は地元では所在地名から「天山」社と呼ばれる。天山社の場所が何処かを知る者にしてみれば「古濱の北方」とは「古濱の東方」の誤りではないか、との疑念を禁じ得ないだろう。また旧国府地区的在住で「天山社」が「八幡社」であったことを了知しかつ天山の場所を知っている者ならば『県史』の「古濱の八幡社」との表現に引っ掛かるところがあつて然るべきではないか。何故なら「天山社」は「テンヤマ」という国府地区の最中にある小丘にあったとされるが、そこは普通に考えれば古濱の土地ではないからである。「天山社」の氏子は全員旧古濱村の在住であったが、その所以や隣村立地という状況を素直に受け止めれば極めて特殊な事例であることになるはずなのだが、そのことを評する向きすら全くない。これもまた町外の人の目には不思議な状況に映るだろうと思うのである。

図式化してみると、①(大前提)「加賀国分寺址」＝「八幡社A地」、②(小前提)「八幡社A地」＝「天山社(址)」、③(結論)「加賀国分寺址」＝「天山社(址)」という3段論法の真偽判定問題である。吉岡氏は考古学的に見て③が偽であるとする⁽¹¹⁾。筆者も同意見だが、とすれば①か②、あるいは①と②との両方に誤りや論理の飛躍があることになる。筆者は①を疑うのではなく、②が怪しいとみる。祭祀の連續性は勿論承認した上で話だが、「八幡社Aの所在地」＝「天山社の所在地(天山)」は正しいだろうか。「古濱の北方」にあるのが八幡社Aであり天山は「古濱の東方」なのだから②は少なくとも所在地に関しては偽である。大前提としての①だけが真である可能性を残すことになる。より現地に即して具体的に言えば、調査回答の直後に「古濱北方の八幡社」が「国府の天山」に移転したと考えることによって②を真に変えることができる⁽¹²⁾。しかしその場合③が成り立たない。

『県史』は刊行年からみて「古濱東方の八幡社(天山社)址地」若しくは「古濱の北方の八幡社址地」と書くことができたはずであるし、地番で示すこともその気になれば難なくできたであろう。国分寺所在地の歴史地理学的探究は論理的に言って「八幡社A」の場所探しであるべきであろう。その際「古濱の北方」は「実質」であり、「八幡社の地」は「本質」である。『県史』の記述は本質にこだわる余り(かどうか

は知らないが)、実質を捨象した。単に「国分寺址は古浜の北方」と八幡社を削った記述にするだけでも「郡村誌」の意を損なわない。むしろ探索地が明確化することによって今日の混乱状況は避けられたのではないか。

古代国分寺の所在地といえども本県の歴史研究上かなりの重大事だと思われる。筆者の見るところ②から生じる齟齬に気付いた研究者はいない。気付いたとしても善意の地元民に「天山さんの氏子は皆、古浜の者だったから『古浜の八幡社』ですよ」と教えられ納得させられてきたのだろう。まあ、そんな研究者が実際にいたとも聞いたことはないのであるが、「郡村誌」の記述で重視しなければいけないのは「古浜の北方」だと思う。確定が困難な「八幡社の地」については当座の間、修飾語程度に考えておいても良いくらいであろう。それにしても近年までの加賀国分寺の所在地に論及したものの中で「郡村誌」に遡って記事を取り上げた者すらいなかった点は憂慮される。「能美郡村誌」刊行後既に40年以上が過ぎ、「県史」刊行からは実にもう100年が経とうとしている。古い地誌=即正解という訳でもなかろうが、歴史地理学的な検討の優先度は高いはずである。地域に根差した研究を標榜する身として、今まで未検討であったことは重大な落ち度であった、筆者は率直にそのことを認め反省したい。

上述の提起だけでは反省として不十分なので、従来とは異なった評価が可能になるかも知れない関連の史料・資料を紹介し、読者各位にとっては全く煩く面倒な話で恐縮だが、それらに検討を加えながら筆者自身が关心を寄せる「古浜の八幡社」の輪郭を少しでも明らかにしていきたい。検討するにあたっては、古文書や古地図類の正確な判読力や当時の社会制度についての知識が必要となるが、不幸にして筆者はそれらに対する訓練を受けていないしそれらの筋の専門家からの支援もほとんど期待できない。強みと言えば、土地勘があることと地元に多少の伝手があること位である^[13]。

3 検討資料の提示

史料1は『石川県史』第1編〔3〕169頁からの抜粋。管見で最も早くに公表された「八幡社」説である。

史料1は典拠を直には示していない。なぜこんな重大な問題に典拠も示さずさらりと「宣言」を下せるのか、それだけでも非難されるレヴェルの話だと思う。こんなところから推測しなければならないのは筆者にとって心底不本意だが、史料2〔10〕がその典拠ではないかとみられる。史料2は明治15年頃の古府村の状況について、調査回答を基にした調書である。能美郡管下の村方が正本として内務省に送致されたが、「皇國地誌」として未刊行に終わった。控えが県庁に残され、行政に用いられることがあったとみられる^[14]。控えは古府村が属した德橋郷分については昭和51(1976)年に公刊され、一般に利用可能になった。国府・国分寺の所在に触れた村は能美郡中、古府村のみである^[15]。地元住民でないと知りえないであろう小字名などが満載で、上奏された正本ではないとはいえ、これが本県に残っていることは多くの先駆が述べるとおり非常な幸運であったと筆者も感じる。

史料1・2ともに短文であるが、史料1は行政区画名について時点修正を加えただけであり、内容については実質的な付加事項が何もない。史料2古跡項の記述を端折っただけで、社項からは一言も引いてない。「郡村誌」が両項に記した「古浜の北方」が削られている。史料3によれば八幡社は史料1の発刊時には古浜の白山社(史料2にいう「本村の中央」にある社)に合併されてしまっている。史料1は短文だが筆者には多義的な解釈の余地を残す悪文としか思えない。

史料3上は県庁に保管されている神社明細帳で、旧古浜地区唯一の現存社白山神社の分である。合併神社として八幡社を挙げている。史料5の神明社については記載がない。なお被合祀社の記録は県庁には現存しない^[16]。地元にもない^[17]。史料3上は被合祀社としてはあるが、管見唯一の八幡社の存在を示す公的記録である。

史料3下は石川県嘱託上田三平が大正12年4月23日(月)～28日(金)に能美郡を視察した際の復命書の全文である。ここで必要箇所を拡大掲載しておく。当センターが原本を所蔵しているが、貴重なものなので普段は複製版を利用している。所蔵の経緯を直接知っている職員は既に退職している。筆者が伺った話では、県埋文担当の第1世代職員の某氏が間借り中だった当時の事務所にあった廃棄寸前文書の箱から直感的に救い出したものらしい。後、奈良県や国で史跡指定の調査にあたった上田本人が県署紙に直筆したもので、大正10年から13年に石川県に在籍していた頃の県内視察の復命書等を綴った簿冊である。ここで抜粋したのは「能美郡史蹟調査過程」と題された2葉4頁分で、原紙は簿冊から脱落しており残っているのは複写されたものである。「4月27日」「国府旧跡 国府村字古府」で始まり、「猪神社旧跡等をも実査せり」で終わる全7行分で上田在籍3年目、大正12年の記である。記された内容は翌年3月刊行の文献[2]の「加賀の経社址」にはほぼ同趣旨で収録されている。上田の当地視察は新氏先々代の「古墳発掘願」に応じたものでもあったことが文献[12]から判る。冒頭に「字古濱は古府と相接し」と記されるが、古府は国府(こう)の誤りである。なおこの誤りは文献[2]にも修正されることなくそのまま引き継がれている。

史料4は小松市指定文化財「村鑑」(天明5(1785)年)である。国府区には同史料の森家伝来を示す標柱が確か筆者が子供の時からあるが、実際に現物を目にした住民はほとんどいないと思われる。「小松市史」にはその全頁がカラー画像で収録されている[20]。ここでは古府村の母体となった国府村(10見開き)と古濱村(9見開き)の段からそれぞれ「宮」と「火葬場墓地」の項を抜粋した。本稿には掲載できなかつたが古浜村段末記の肝煎は「太郎左衛門」(=「もとや」=濱本家(天山衆の本家もとや))である⁽¹⁸⁾。なお、村鑑には記載がないが、前年である天明4年のこととして河田町下出区(当時の国府村出村)の八幡神社(本稿の八幡社B)の御神体発見の伝がある(『同社由来碑』『国府村史』)。史料4国府村の段には火葬場墓地は2箇所である。出村の当時の墓地については明らかではない。古濱村は「国府村と一所」とするが、これは現在につながる古府町の共同墓地のことであろう。明治地籍図には、国府府址とされる「民家の地」の北東80m付近に墓地が記されており、こちらが国府村2箇所の内のもう1箇所であろう。当該墓地については、耕地整理により完全に削平されてしまっている。国府の豪農家に照会してみたが、現当主にしても初耳とのことで、現在墓地の由来は不明である。

史料5は古濱白山神社の境内にある由来碑文を筆者が書き起こしたものである。撰文は北野勝次、昭和54年造立。神明社の伝えは文字化されたものとしては当碑文が管見唯一であり貴重。神明社(通称オシンメさん)は口伝としては今でも耳にすることがあるが、内容は当碑文の城を超えない。現在の神明社石祠は後年の改作。文中「国分寺の守護社として祭られたのが、この天山八幡社であろうと伝承されている」とあるが、町内では実際には聞かない話だと思う。先行研究への付度を感じさせるが、由緒書とはそういうものであろうと思い、本稿では当該部分への言及はしない。なお石部神社にも同氏撰文による同工同年造立の同神社由緒碑がある。

史料6は昭和61年4月の古府町公民館報に掲載されたもので、天山社の運営・祭祀についてのおそらく唯一の活字化された聞き書きである。平成5年刊行の町内誌『一ふるさと・人・おもいで一こふ』に再録されたものから文字起こしした。文中「国分寺の守護社」の行は、執筆者の濱本家(屋号もとや)当主・忠男氏に見せて頂いた元原稿にはない。史料5等を参照した『館報』編集側での加筆とみる。ここでは執筆者他から筆者が直接伺った事項(天山は今は平らな畠だが、かつては北方が高い山だった。参道は某氏子宅前から天山の南裾に真直ぐ伸びており、お参りの時には山裾で90度左に曲がってかなりの急坂を登った。社殿は南に面し、北方(共同墓地方向)に向かって参拝した。白山神社の現社殿は天山社の材を使つた。天山社には寺畠があり、現在も白山神社の社田なはず、北ヒラカの一筆で町生産組合が耕作し

ている。社殿も白山神社境内に移した、筆者の子供の頃(昭和40年代)まで白山神社の境内に残っていたはず。無名の宗教団体から天山衆の土地について売却の打診があった(靈感の強い人にはパワースポットに見えるらしい)も付記し、氏子家に関する個人情報を抹消して掲載する。なお、文末の「当時、…」も元原稿はない。(以下略)は濱本家当主系譜。

史料7は明治21年作成の古府村地籍図からの抜粋。当時イ～タまで小字があり小字ごとに1葉乃至2葉を費やし番地が記入され地目毎の彩色が施されている。小松法務局備え付け版と県立図書館蔵のものがある。法務局版は画像データであり、オンラインで閲覧できるが、筆者は閲覧用の打ち出しで必要な部分を把握して複写されたものを購入した。字イ之部(出村)に相当するとみられる図葉がなく、河田町分に移管されているものと思われた。凡例を記した図葉は購入を許されなかった。県立図書館蔵のものは事前に「貴重資料閲覧申込書」を提出して閲覧を許可された。法務局版と同サイズでこちらは和紙に鮮明に描かれていた。作成時に古河村長が預かった手書き控えの原本なのであろう。状態が非常に劣悪であったため破損が憂慮された。文書扱いには全く不慣れな筆者にしてみれば扇風機の風による飛散が心配される位の状態であり十分には開帳・閲覧出来なかつた。既に法務局版にて気になる箇所の目星は付けてあったので、意を決して開帳し恐る恐る何とか撮影できた関係分の画像を掲載しておく。県立図書館では地籍図類について現在修理中であり、作業終了後の再公開に期待したい。なお、筆毎に細かく記入された地番は現在のものとはほぼ全て異なっている。

資料8は国府(こくふ)歴史サークル作成の小字図。昭和末年頃作成。他に古府町の小字名を地図上に示したものに文献[13]中の「加賀国府地名図」がある。著者の坂下は天山社からほど近い家(石部衆)出身の所帯である。「加賀国府地名図」は記された小字名が小さくて判読にやや難儀するが、筆者の聞き覚えなどにもよりほぼ補完できると思われる。両者の間には齟齬もあるのだが、頃末なことであり、一つ一つ小字名を突き合わせて統合する必要を感じない。例えば坂下の「西の国府」は資料8の「西野」のことであろう。筆者は史料7上に八幡社A地を比定するが、その場所は資料8に「荒町」と横書きされた辺りになる。2つの小字図の下図は前者が国土基本図、後者が「大正期耕地整理時の現況図」である。後者は貴重なものであろうが筆者は実見したことはない。現存しておれば史料7と比較できるかもしれない。

資料9は地域研究者の論説からの抜粋である。新吉雄から2編[4][5]、田中稔から1編[17]引用する。新氏は真宗国分寺の先代住職、父は上田三平を現地案内した新吉郎で本稿では新氏先々代と呼ぶ。現住職の賛雄氏は吉雄の長子である。先代は晩年には筆者のところへ数度お見えになり、古代国分寺や耕地整理の時の話を熱く語っておられた^[19]。9Bは「国府村史」の古府村の節中、石部神社付近の伝承をまとめて記したくだりの抜き書きである。仏教関連の記事が多く注目される。「大崖」の場所は資料8も参照。氏が「国分寺は大崖にあり」の引用元とする『能美郡誌』に元記事を見つけることが筆者にはできていないため、興味深い記事ではあるが当該箇所の検討は今回できない。田中氏は国府(こくふ)地区歴史サークルの出版当時の会長であった。引用文は歴史愛好者向けの講演録であり、初出は1992年の『加南地方史研究』39号である。古府町在住者ではないが、小松市埋文と積極的に関わった地元研究者の草分け的な存在である。

資料10は「国府村史」[5]記載の「古府東部」「古府西部」の住宅地図から国府・古浜の境界線(昭和前半頃までの宅地についてしか区分できない)を示し、天山衆の居宅位置(★)(合併当時)や文献13の挙げた「大字的地名」などをプロットしたもので今回筆者作成。下図は近年の国土地図。天山衆は同社の参道が取付く国府一古浜境の南北の小道沿いに暮らす家が多かつたが、少数は在所反対側の北西端にもいたことがわかる。

資料11として本稿関係地点を昭和21年米軍撮影写真にプロットしてみた。下絵からは1回目の耕地整理が終わった古濱北方の状況が看取できるほか、丘陵西縁を南北に断層が走っていることが読み取れる⁽²⁰⁾。

4 提示資料の検討

史料3は八幡社が存在したことの公式記録である。社格・合併先・合併年月日などが判明する。被合併社の神社調などその他の記録は県庁には保管されていないという。史料7には「天山社」との表現はないが、ヨ之部「天山」に記された「小社」は消去法で八幡社でしかあり得ない。

史料1の典拠が史料2であると解すれば、史料2を十分に読み込まなければならぬはずなのに、加賀国府・国分寺の研究者はこの点を全く怠ってきた。『石川県史』には「…と伝えられ」として出典を何等示すことなく「加賀国分寺址=古濱の八幡社」説が述べられている。伝え「られた」のは県史執筆者を含む後世の人間たちであろう。ただし文献9Aも「加賀国府址(正しくは国分寺址)=古濱の八幡社」説への疑義を表明しているから、伝え「られた」先には新氏先々代を始めとする古濱地区の大正期青年会メンバー達、つまり地元は含まれていない、とみるべきだろう。では「伝えた」主体は地元の先人たちであろうか。前述の状況からすればそうとは考えられない。意地の悪い言い方かもしれないが、「…と伝えられ」とは、県庁に秘蔵された50年近くも昔の奏上文に書かれている(ことを我々県史執筆者たちは知っている)、位の意であろう。新さんらは明治期の地元からの回答内容ばかりでなくそれがどのように奏上されたかについても知らなかった／知らされることがなかった、というか、村方宛に元々の照会があったことすら知らなかったのが事の真相ではなかろうか。

史料2は「たぶん八幡社の地が国分寺址だろう」と記しているだけであって、当時の村人(当時の言い方でいうと「土人」)による推定を記したに過ぎないとも言える。但し、土を一切触らなくても作物が作れる現代とは異なり、農作業の度に頻繁に触っていたであろう明治初め頃には、土地の真価に触れる機会も多かったと思われる。土人たちにとっては国分寺八幡⁽²¹⁾とか言われても中々難しい話だったであろう。しかし、古濱の北方といえば古府シノマチ遺跡である。日々の農作業の中で「土人」たちはその片鱗に触れていたに違いない。今日まで地元では「国分寺八幡」ということを特に意識したことはないであろう。筆者は県の担当側で在地の状況を斟酌し、八幡社地を国分寺址候補地に抜擢したのではないかと思う。県の担当が行ったことは捏造とか改竄とかいう悪事ではなく、地誌編纂作業の上で必要不可欠な推定であったとみておきたい。ただし、地元に控えが残されたわけでもなく、上奏に際して特に地元への連絡もされなかったのであろう。

史料2では社項に八幡社が2社あり、「古濱の北方」の八幡社Aが古跡項の国分寺址比定地である。ちなみに「村地の東北」の八幡社Bは国府村出村(現河田町下出区)の八幡神社であろう。2つの八幡社の間には共通する記述もあるが、所在や面積形状が異なるため別社とみる⁽²²⁾。

史料4 天明5年「村鑑」の神社(宮)数は5(国府2・古浜3)柱である。国府については本村の石部神社と出村の八幡社(ともに現存)、古浜については白山社由緒(史料5)にある白山・神明・八幡の3社(すべて白山社に合祀)とすれば、史料の記載と伝承の間に過不足はない。明治15年頃とみられる史料2には神明社の記載はないから神明社は藩政期末80年位の間に合祀されたとも理解される。史料5中に神明社が元あったという「不動堂」とは通称「フンド」のことであろう。資料8では古濱西口の市道交差点付近に書かれた「不動堂」「フンド」とルビが付されている)であるが、筆記地点は正しくはもっと梯川寄りであるべきだと思う。周知の埋蔵文化財包蔵地「フンド遺跡」の辺りであり、「神明社には氏子はない」とは言われるもの、早くに衰退した「西の国府」の産土であった可能性がある⁽²³⁾。

天山社という名前の神社は史料2・4には登場していない。管見の史料による限り明治15年頃までに天山に神社が存在した形跡は認められない。もしこの推論が誤りで、国府村の「天山」に神社それも氏子が隣村古浜に集住する神社があったとすれば稀な事例となろう。史料4の神社比定にも修正が必要となるが、古濱3宮どれにも国府(こう)所在との記載はなく、八幡社についても史料2の、天山社については史料5の記す所により所在を考え、これらが両立できる案を探っていきたい⁽²⁴⁾。

史料4で古濱村は墓地について「国府村と一所」と上申し、そのことは藩も了承していたと解される。他には「他村と一所」とする村もないので、異例ではあろうが、そのこと自体は咎め立てられることではなく、公認のことであった。当村の歴史を考える上で見逃せない記述である。

明治21年作成の地籍図(史料7)には八幡社が小社(無格社)として現れている。当該地は国府の宅地に三方を開まれた国府区の地であることは不動であるが、明治8年以降国府村は合併により古浜村と同時に公園上では消滅しているから、産土があつても、隣村立地という異常な状態は回避されている。祭祀の継続性を鑑みれば古浜北方にあった八幡社が、明治15年頃(『皇國地誌』回答)~21年(地籍図作成)の間に天山へ移転したと考えるのが最も無難である。

以上、県庁等に残された史料・古記録類からは、八幡社Aは明治初め頃には「古濱の北方」にあったものが、明治地籍図の作成時までに「古濱の東方(天山)」に移転し(天山社)、大正末年には合併されて「本村(古濱)の中央」(白山社)に移っていたことになる。筆者が疑問に感じるのは、移転があったことを直接示す史料・伝承が無いことである⁽²⁵⁾。移転したとすれば何らかの原因があったはずだが、それも伝わっていない⁽²⁶⁾。筆者もまた八幡社が天山に移転したという伝承を全く耳にしたことがない。筆者は昨年自分と同年代、少し上、かなり上、最長老クラス、あらゆる村人に尋ねてみた。結果誰もが、「古浜の北方」に八幡社があったとの伝えを聞いていないことがわかった。

史料9A[4]に記された記事が管見唯一の八幡社の移転を伝える記事であるが、記事中の八幡社旧地は「古浜の北方」とは表現されがたい。これは新氏先代が筆者と同じく『県史』の記述を批判した興味深い記事である。ただし、先代は肝心かなめの批判の焦点について「国府庁」と「国分寺」とを取り違えるという珍しい凡ミスをしている。ミスの原因について一寸考えてみよう。新氏当主に確認したところ、家には『県史』はなく先代も原本を見ていたような風はない、とのことであった。つまり先代は原典を確認しないままこの部分を執筆した。(図書館等で確認した等の可能性もあるが結局は同じことになると思う)。新氏先代の頭の中では「国分寺は十九堂山所在」で確定していた(資料9Bなど)から、天山八幡社のところに何かあったと『県史』に記されているのならばそれは、国分寺ではなく国府、の方だと判断された、と筆者は推定する。つまりこの誤記は、古代の加賀国国分寺を十九堂山に比定することに由来するバイアスを孕んでいる疑いが濃厚だと言える。十九堂山を中世の再興国分寺と捉え直すとき、資料9Aは故地を何処と考えるかを別にすれば、他の誰もが言わない「幕末の八幡社移転」を伝えている点が頗る注目されると思うのである⁽²⁷⁾。資料9Bに依れば先代は「天山辺」に国府を想定している。位置を示すに不適切な「八幡社」辺とせず、地名としての「天山」を用いている点に、「伝説」に精通し当地を熟知した先代の配慮と信念を感じ取れる、と筆者は思う。と同時に先代は「郡村誌」の記述とはヒラカ道を挟んで南北逆の地点に国府跡があったと聞いていたこともわかる。なお9Aで先代は「古府の八幡社」と統けており、「古府」が『県史』の文言「古濱」と入れ替わっている。誤りではないし、むしろこの表現の方が町外者に対して誤解を与えない、少なくとも『県史』原文よりは良い記述になっていると筆者は思う。地元の者にすれば、『県史』の当該部分の記述は理解困難だと思われる。自分の身近に70年近く前に同様の指摘をしていた先人がいた(それも身近に)ことに筆者は驚愕すると同時に、背中を押される思いを禁じ得ない。

上田三平復命書は視察の模様を日記風に簡潔に記す。翌年刊行された『史跡名勝』[2]にはこの視察による知見もたくさん盛り込まれている。視察から1年を経ずに刊行されたことからも、「復命書」は十九堂山に関する記述の下書きとみることができる程である。そんな中目に留まるのは、「復命書」にだけ記され『史跡名勝』には全く言及のない「復命書」末文、「猶、神社旧跡等をも実査せり。」である。この「神社旧跡等」とは何処の何だろうか。

上田が視察に訪れたのは大正12年4月27日(木)のことである。在任3年目の春4月末の1週間に及んだ能美郡視察の4日目にあたる。新氏先々代の願い書[12]に呼応する形であった。この時点で石部神社と白山社は現役であり、天山社も大正14年に白山社に合併される2年前である。これら3社は「神社旧跡」には該当しない。石部神社については『史跡名勝』の記述では主役を占めるのであるから当然実査したと考えられよう。古社でもあるから「神社旧跡」と呼べないこともないが、通常なら「石部神社」あるいは「加賀国總社址」と記すところであろう。

「神社旧跡」には「等」がついており、本来の「神社旧跡」とは一寸異なる趣の場所が含まれていたと考えると筆者の腑に落ちる^[28]。となれば古濱北方の八幡社A地が上田の実査地候補として俄然浮上する。同地を含む古府村の耕地は未だ耕地整理前であった[14]から、実査は可能であつただろう。まさに「神社旧跡」と呼ぶに相応しい状況にあったのではなかろうか。上田は立場上史料2の古府村の記事に目を通すことができたはずである。視察前に行える予習(資料調査)のための資料が現代よりも2桁ほども少なかったであろう時代にあって、「多分、加賀國分寺址はココ！」とある記事に関心を寄せないはずがない。上田などの専門家ともなれば、新氏先々代との事前のやり取りの中で「十九堂山で見つかったのは中世墓」との感触を既に得ていたことも充分に考えられる。明治期に奏上済であった石川県の公式見解を実地に確認することが上田のもう一つの視察目的であったはずであろう、というかそうでないと可笑しくらいの話だと筆者には思える。

訪れた上田に現地を案内した地元メンバーの代表が新氏先々代であった。気象庁HP過去の気象データによればこの視察期間中、金沢市では火曜日を除いて雨は降らなかつたようである。先代が記した発掘願[12]によても我々は視察当日の様子に思いをはせることができるが、復命書に記されたような十九堂山の評価は案内人達に面と向かっては伝えられなかつたのでは無いかという気がする。視察官とはそういうものだろう。筆者が気になるのは上田が八幡社A地を実査してどのような感想をもつたのか、という点である。が、率直に言って上田が八幡社A地を案内されないまま視察を終えたのではないかという気もする。それは資料9Aにある新氏先代が記した八幡社の旧地に関する伝えは一体誰から聞いた話だったのか、という疑問に端を発する。筆者は先々代からだと思う。先々代は上田を資料9Aが記すところ一三味山の南西側の裾一に案内したのではなかろうか。場所は十九堂山から石部神社へ移動する道端にあたることになろう^[29]。もしそうだったとしたら、案内された上田はどう感じたであろうか。文献12に収録された先々代の手になる発掘願添付文書「十九堂の地を古墳と認むる迄の経歴」を上田は当然熟読していたであろうが、そこには「郡村誌」にいう国分寺比定地の八幡社地については勿論のこと、資料9Aの八幡社旧地についても何の記述もない。筆者が上田の立場なら、逆に新氏の立場であつたら、と考えさせられる。

新・上田両者ともこの件については何も記していない。同年9月1日の関東大震災により「郡村誌」正本が被災すると、県に残された控えが唯一の記録となることになる。翌年3月刊行の『石川県史蹟調査報告』には八幡社A地のことは何も言及されなかつた。翌年から上田は石川県を離れ奈良県他で仕事を統けた。石川県では資料2の記述をかいづまんだ資料1が新たな公式見解となって、勿論批判はあるが歴史地理学的には特に訂正されることもなく今日に至っている。一方地元では「天山社」が合併され、十九

堂山ばかりがクローズアップされてきた。多分上田は帰府後も新氏先々代等に向かっては自分の判断を伝えなかつたのであろう。「郡村誌」の時と同じく、県は地元との情報共有など元から念頭になかったのであろう。

上田は「足利時代のもの」と十九堂山の正体を的確に評価した。新氏先々代らが聞けば納得のいかない話ではあったであろうが、今日の研究状況に照らすと、西大寺末の再興國分寺とするには正に好適な資料が得られていたことになる。「十九堂」とは「ジキドウ」つまり「食堂」のことではないか⁽³⁰⁾。本山西大寺においても著名な中世寺院の中心建物が当地では転訛して地名になっていた、と考える訳である。

古浜の北方一帯には低平な水田が一面に広がっているが、耕地整理の結果である。明治21年の地形図によれば耕地整理の行われていない古浜北方一帯に桑畑や畠の地図記号が散見される。居住地に近い水田城南部では東半は行政区画上、隣村小野に属するものであり⁽³¹⁾、明治21年の地籍図上での八幡社A跡地の検索範囲はさほど広くはない。社項の割書きでは八幡社A地の土地形状について「東西28間 南北20間」「面積549坪」と記されている。1間×1間が1坪であり、計算上の面積は560坪となるからその差は11坪(減2%程度)となる。図は精密なものではないとされるが当地は条里地割の中にあることから長方形に近い平面形の土壇が予想される。検索の結果、図の地点を抽出できる⁽³²⁾。

地目と形状以外に比定の根拠は特がないが、資料8が伝える小字「さつきよ」の隣接地となることは傍証とできるかもしれない。「さつきよ」とは「写経」の転訛とも考えられ、寺院関連地名となるからである。国分寺址としての考古学的検証が可能か否か不明であるが、古府シノマチ遺跡の範囲が南にやや不自然に突出する部分にあたる点は何らかの古代遺跡の存在を示唆するものであり、上述の推定に対して少なくともマイナスには作用しないであろう。なお、坂下氏・新氏の小字「写経」はそれぞれやや地点を異にするように見えるが、資料8を含む3者ともにシノマチ遺跡内にある。

5 在所のなりたちについて

当地では「国府」と書いて「コー」と読み「古濱」と書いて「ふらま」と発声する。両村は明治7年合併を申請し、翌年10月付で認可された。名称としてそれぞれの村名の一文字ずつを採り「古府」とした⁽³³⁾。「国府(こくふ)村史」が引く「合村願」では合併理由として「耕地等の錯綜(錯雜)」を挙げている。「村史」によれば藩政期には「田畑は一枚はさみ位に交互に入り交つていた」という。「郡村誌」古府村の段冒頭記によれば明治初頭の大区小区制の下、両村が別々の大区に組分けされてしまったことがわかる。現在に直すと小松市と能美市とに振り分けられた位の話である。村方の事務には多大な不便を惹起したものと推察され、両村挙げて即時改正を求めるに至ったものであろう。

合併の前から両村で共同であった墓地(史料4)の配分にも錯綜が見られる。共同墓地では現状、大雜把に言って三昧山の西向き斜面を古濱の、南向き斜面を国府の在家がそれぞれ占地しているが、頂部の平坦面では両地区的家の墓地が大小様々な敷地形状で入り乱れている。史料4古濱村では「火葬場墓地は国府村と一所」としており、既に18世紀後半の「村鑑」の時点で両村の区分が不可能な状態であったことが窺える。天山衆の墓地は頂部の平坦面、主には在所に近い西寄りに分散していた。頂部平坦面は諸車両の接近が著しく困難である。近年では資材搬入の便や維持管理のコストを勘案し、頂部での新造を敬遠する向きが強く、管理放棄され無縁墓化した空地も散見され敷地の形状はかなり曖昧に見える箇所も多い。しかし、墓石を設置しない段階であれば逆に、地盤の安定や永息地に相応しい眺望といった観点から頂部平坦面での造墓の方が好まれたと考えられる。浜崎本家の例からすれば、無資産の家であり面積的には狭小な割り当てにもかかわらず、古濱本宗族墓所の上方に墓地があることに一寸驚く。本宗家は前田氏に従つて当村へ入植したとの伝えがあり(新氏談)、古濱では天山衆以外の家は大概本宗

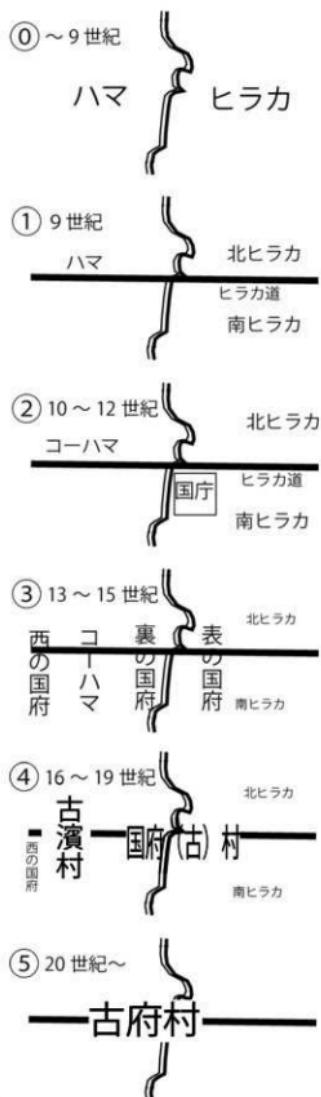
家の分家筋にあたるという⁽³⁴⁾。とすれば天山衆は本宗家入村以前からの先住民ということになろう。浜崎本家が彼の地を割り当てられたのも、単に昔から居たから、という理由以外考えられない。再興国分寺が退転して数世代しか経ていない頃、三昧山の頂部平坦面は古濱・国府の先住民達によって既に余すところない程に占められており、本宗家は先住民たちに墓地移転を強いることなく次善の地(古濱を見晴らす景勝の地であるが、元来斜面なので敷地を作るために切り盛りが必要)での造墓を甘受したと推察する他ない。再興国分寺の退転には文献12が伝える大地震の影響があったかもしれないが、修造すれば済んだ話であろう。退転の要因は当地においては真宗の波及によると考えられる。真言律宗の末寺であった再興加賀国分寺は真宗の教線が及ぶと檀越を失い存続できなくなった。一向一揆が鎮圧される頃までには共同墓地の特に頂部平坦面については、土着民達による戸毎の割り振りが完了しており、前田氏に従って入植した本宗族には家勢に相応しい広さの纏まつた空地が既に枯渇していたのであろう。見方を変えれば、三昧山頂部の平坦面には国府・古濱両区の過去およそ500年間の先祖達がひしめき合って眠っていると考えられるのである⁽³⁵⁾。

古府町では宅地の所属区分は整然としており、第1～第5班が旧国府、第6～第10班が旧古濱と認識されている。境界付近の宅地の入り乱れは概して昭和以降の新造による。両村入り乱れた耕作地であったところを順次宅地化したことによる当然といえば当然の帰結である。明治初期であれば宅地に関しては、両字は泰然と分かれていた。

古絵図の標記に依れば江戸時代以降、古府村は「国府」と「古濱」という2つの村として存続してきたことがわかる。それぞれの由来について考えておきたい。

坂下源征(こうせい)氏は著書[13]の中で「国衙城の大字的地名」として6つ([表の国府]「裏の国府」「北ヒラカ」「南ヒラカ」「古濱」「西の国府」([郡村誌]の「西のフルコ」のこと一筆者])を挙げておられる。「国府」は前4者(居住域としては表・裏の国府)、「古濱」は後2者(現在の居住域は古濱のみ)を包括する範囲である。

ここでこれらの地名の変遷を跡付けると、順序としては①丘陵部の「ひらか」⁽³⁶⁾と平地の「はま」があったところに、①東西に道(ひらか道)が通り「ひらか」が南北に分れた。②「南ひらか」に国府が設けられ、一円が「こう」化したもののが、③居住地の集中・偏在などにより分村傾向を強めた結果、氏が



参考図 古府村の変遷 (案)

伝える6つの大字(「表の国府」「裏の国府」「北ヒラカ」「南ヒラカ」「古濱」「西の国府」)となり、④それの中でも住人が多く、社をもつ(「表裏」国府」「古濱」が江戸時代以降も行政単位として把握されてきた、そして⑤明治維新を機に合併して「古府」と称することにした、といったものであろう。「古濱」のさらに西方に「西の国府」(資料8では「西野」とあるが、こちらは「nishimnkoh」の訛音と筆者は考える)があるということは坂下氏がいうような往時の「国衙城」のひろがりを示すものと考えられよう。以上で南北の「ひらか」地名(自然地形由来)を除く4つの大字的で地名を国府(こくふ)に絡めて理解できることになった。元々の地名と考えた「ひらか」は国府の居住域を外れた南北両脇の範囲に、「はま」は古濱にそれぞれ場所を得て存続してきた、と考えておきたい。

なお、慶長國絵図とされる絵図⁽³⁷⁾は古濱の東方、ヒラカ道の南方に「古村」と判読される⁽³⁸⁾村名を記す。後続の国絵図が何れも「国府村」と記す村であるから、字形からみて「古村」で読みは「コームラ」であろう。隣村は「古濱」であり明治期には「ふるはま」「ふらま」と発声されるが、慶長國絵図やそれ以前の段階ではひょっとすると「コーハマ」と呼ばれたものかもしれない。少なくとも、「古濱」に合わせて「古村」を「フルムラ」と呼ぶ、よりは断然蓋然性が高い。「古濱」のさらに西にあたる「西の国府」⁽³⁹⁾地名は国府の飛地という意味ではなく、一円が「こう」であったところから古濱が行政村として頭一つ抜け出した際に取り残された忘れ形見(ルジメント)くらいに理解できると思う。近世古濱村の成立は前田氏の代官支配構造の構築の一環であろう⁽⁴⁰⁾が、「コーハマ」がその母体となった背景には古代国分寺造営の副産物としての八幡社の存在も大きかったであろう。いずれも政治的意図が絡んだ人為的な分割と統合の歴史であり、耕地所有や墓地の割り当てに顕著に表れているように国府・古濱は元来1村と捉えられるべきとも言える。国府・古濱2村の発生は古代国府と古代国分寺がそれぞれおかれたことに端を発するといえよう。ただしこれ一2村の発端を古代に求める考え方一は八幡社が国府地内「テンヤマ」に古来ずっと存在してきたことを示すわけではないし、勿論それ一元来1村だから国府に古濱の社があり続けたという考え方一を正当化する理屈を与えるものでも全くない。

6 おわりに

本稿では、「石川県史」が加賀国分寺比定地と伝える「古濱の八幡社」について、その字面通りに受け取ることの問題点を論じ、その典拠と考えた「能美郡村誌」の記事に沿って再考してみた。浅学の身を省みず雑駁な推論を重ねてしまった。「明治前半の八幡社移転」案はそれなりの妥当性をもつように筆者には思えるし、非移転とする伝承の弱点も見えてきたよう感じる。非移転を唱える村人の論拠は「そんな話聞いたことがない」ことが全てであり、「移転したとすれば自分が聞いているこれこれの件との辻褄が合わなくなる」という反証提示の方向には行かない。無理からぬことであり、筆者も自戒したい。八幡社非移転の立場に立つ研究者にはさしあたり、①藩政期においても「古濱の八幡社」であり続けたことについての制度面の説明、と、②郡村誌が加賀国分寺址について、「多分古濱の北方八幡社の地」と上乗したことについての経緯なり裏事情、という筆者にとって難解極まりない2点についてお示し願えれば幸いである。

国府・国分寺研究者(特に考古学研究者)にあっては「古府廃寺=再興国分寺」説についても検討される必要があるが、その際、諸伝承の再評価も怠らないようになされたい。

近代化の中で、それまで夫々の持つ時間のはほとんどを村で過ごした「農」民層が、商工業や公務・教育・運輸などといった「商業」に流れ、交通手段の充実に反比例して人々の在村時間は減少した。家族労働や炉端での夜なべ仕事といった伝承の場や機会が失われて実は相当に久しいのではなかろうか。地域にとどまることが比較的多い男性高齢者層の動向が現代では地域の伝承にとて大きな影響をも

つと思う⁽⁴⁾。小論にどれほどの需要があるか甚だ心許ない限りだが、記述の不都合・不具合も含め筆者の愛郷心の発露と受け流し、御海容いただければ幸いである。

註

- (1) 北陸中日新聞 2018年4月19日朝刊投稿欄「平安期に分立加賀国府どこ」。投稿者のことも統編の有無も知らないので論評は控えるが、研究史上のデブリとして後世に禍根を残さないことを願う。こうした一見論議としか思われない誤にも即刻的確に対処できるのが古者というものであろう。なお筆者が再評価した「加賀郡大洪水」説(『石川考古』343号2020年)は加賀国分置以前に洪水が生じたとするものであり、投稿者の想定する「大洪水」には該当しない。なお、筆者の再評価には立案者の木田清氏が対象見解を寄せている(同紙統号・統々号)。再評価のみならず投稿者説に対する否定とも受け取れる。筆者は難解だが併説頂ければ幸いである。
- (2) 松山と彦氏の御教示により文献19を知り得た。文献19は考古資料を全く扱っていないが、加賀國の場合、既存の知見や伝承の新しい評価が「古府廃寺=再興加賀國分寺」説によって可能になることに筆者は驚いており、(自分が古文書を読めたり過去の社会制度に精通している訳でもないから)ほぼ(をつけるが)、正しいとの確信を日々深めている。原本(末寺傳の当該部分)を確認したいと考えているが、稀刊本であり果たせていないのである。
- (3) 浜崎家は明治11年浜崎本家から分家し、筆者で4代目である。2代目の初者の頃以来の白山神社の氏子(白山衆)である。本家が大正年間(天山社が合併される前)に絶え、当地では浜崎姓が一軒になったことから古株とみられることがあるが正しくない。本家の本家がどこなのかについても何も伝わっていない。筆者は天山衆の末裔と称してはいるが、浜崎家では初代の早瀬と神社合併の前後に在所を長期間留守にしていたことが最なり、天山社のことは實はきちんと伝わっていない。他の旧姓衆に照会しても伝わっていることは僅かであり、それらも本稿史料6の城を出ない、天山社の在りし日の姿を覚えているには、大正14(1925)年時点での物心がついていた必要がある。該当者が健在ならば早急な聞き取りが急務である。
- (4) 天山は通称古府台地の西縁、丘陵崖上に(再興)国分寺址・国庫址・總社址が凡そ南北に並ぶ部分のうち。(再興)国分寺址と国庫址の中間に位置する。特に屹立度合いの高い小丘であり、各時代の居住や理葬に好適とみられる。どことなくだが、加賀市富塚町の丸山(富塚丸山古墳)と似たイメージが筆者の中にはある。
- (5) 「皇国地誌」の企画と頓挫、石川県分の刊行に至るまで経緯については文献9を参照。
- (6) 「能美誌」「石川県能美郡誌」など。これらは国分寺比定地としての八幡社について全く触れるところがない。後者は十九堂山を推しており、上奏した「公式見解」が郡にすら全く届いていなかったことを示唆する。文献2は十九堂山説を否定するが、現地を視察した県順託上田三平の「復命書」(後掲)の末尾には「猶、神社旧跡等をも実査せり」とあり、上田の当地の社に対する扱いには他説とは異なる意識が働いていた可能性はある(後述)が、八幡社については結局のところ何も語られなかった。
- (7) 文献8 26頁
- (8) 文献16に明快に説かれているように各国に国分寺八幡というものがあったとされる。このことは日本歴史や神社史の常識なのかもしれないが、明治前期の地方官僚がもし知っていたとすれば、埋れた学識レベルの高さを示す例ともなる。單に村方の伝えをそのまま記した、ということもあり得なくはないが、その場合それまでの伝承が現在には全く伝えられていないことになる。推測するしかないが、何故「八幡社A」が加賀国分寺址とされたのかは(少なくとも筆者の)興味を搔き立てる課題である。
- (9) 文献14によれば国府(こくふ)村古府工区では耕地整理組合が大正13(1924)年4月30日付で61町余りを対象に施認可を受けている。これを初回に古府町では過去3度の大規模な耕地整理が実施された。昭和21年の米軍写真を初めとする近辺の空中写真では古浜の北方は全面が低平な水田となっており、旧情を窺うことはできない。
- (10) 古府町を含む旧能美郡東部丘陵寄りの地域は、近代の神社整理の際に「大字一社」の大方面が不徹底だった地域として由谷裕哉氏が注目している[文献21]。古府町における神社の現況は以下の通り。「村地の東北」は「枝村出村」に相当する。現在の小松市河田町下出区である。原土寺であった八幡社(本稿でいう八幡社B)が現存する。国府本村の神社は式内の旧郷社石部神社であり、古浜の神社は旧村社白山神社である。石部神社には合併社は伝えられていない。白山神社は古浜域内の神明社と国府本村地内にあった無格社八幡社(通称天山社・氏子は古浜在住)とを合併している。本稿の課題は末尾に挙げた無格社八幡社(天山社)の明治初期における所在地である。当時の八幡社Aが「テンヤマ」と呼ばれる場合があったことが明らかになれば、郡村誌の方所取り違えや古浜の飛地という意味での「古浜の八幡社」地の存在が言えるようになるが、現状ではそうした史・資料は見当たらぬ。
- (11) 文献11の注36は「『石川県史』第一編等は、古府台地でも十九塔山の南約一〇メートルの古浜の八幡社地を国分寺の所在地にあてているが、現地を踏査すると古代寺院を營造する空間は存在せず、遺物も全く出土していない。」として否定する。吉岡氏が踏査した場所は「石川県史」第一編等に示された通りであろうと「テンヤマ」と標図上に表してもいい。否定の論調には筆者も全く同意する。氏は加賀国分寺の所在を検討するに際して県の「公式既往比定地」ともいえる同地について、「県史」に倣って「古浜の八幡社地」と呼んだだけのことだろう。もし吉岡氏が、「郡村誌」の記事も目にされておれば、研究史は多分今とは大きく異なっていたことと思う。
- (12) 上奏された「施美郡村誌」において「古浜の北方」が繰り返されたのは、当時地元(合併後の古府村)で八幡社移転の

計画が確定していたため、移転によって生じるに違いない『皇国地図』刊行後の混乱を累側が予防しようとしたため、ではないだろうか。一方『県史』は八幡社と白山社とが合併した2年後の刊行にもかかわらず、八幡社が魔社となったことなどお構いなしの記述である。「北方」を削除することについて何の躊躇も感じられない。手許の古い資料（郡村誌）をところどころ揃んで短くしただけの記述である。このことが例えば文献17のように神社合併後の白山神社の奉納物に記された「白山八幡神社」を根拠とする「加賀国分寺址」＝「白山社」地説という、奇想天外な推論を生んでいる。加賀国分寺の所在に関する県史の記述は、一般人からは迷惑、疑問視されたデータの改竄であると言われても仕方ない。控え目に言つても、データの改竄紛いである。

- (13) 本稿では触れることができなかった国府については、「郡村誌」に「小名国府 民家ノ地」とある。現状では比定に大きな問題はないと思われる。「慶長國給岡」の「古村」位置が比楽道の南方であること、坂下氏の大字国府であろうこともこの記述と齟齬はない。なお同地は昭和30年代前半の開田工事で大きく削平されてしまっているが、明治地籍図において宅地を示す色彩が認められる。「国府村史」425頁の「古府東部住宅地図」(昭和30年版)に敷軒の居住者が記されていることからも、「郡村誌」時点では「民家ノ地」であったことは確実であろう。私見だが文献6は加賀国府建物跡についての唯一無二のレポートである。筆者は文献6図中口地点（「民家ノ地」付近）で施工時に見つかったという一辺4尺規模の「中田の言葉」埋葬穴が、政府建物の柱穴であった可能性が強いと考えている。文献6はタイトルが残念だが、加賀国府研究者（特に考古学研究者）におかれても、中味を正当に吟味されるようお願いしたい。
- (14) 文献9-6頁
- (15) 回答記載のための要項があり、古跡の記入例として最初に挙げられたものが国府址である（文献8-26頁）。
- (16) 被合併神社の神細帳等は合併後廃棄されたらしい（文献21）。
- (17) 往時「天山」の麓に居住し神主を務めた家が被合併後神職を廃業し近隣村に転居している。記録がないか問い合わせたところ「これまでにも何回問い合わせがあり、度々聞いていてるがない」とのこと。
- (18) 「伏姫」には中田恒夫による白文書き起こしがある（文献7）が、肝煎名の当該文字については「左」を「右」と誤認している。なお、太郎左衛門・太郎左衛門ともに天山衆である。濱本家当主によれば、中田は濱本家の親戚（従兄）である。太郎左衛門なら濱本家であることを中田は知っていたと思われるが、ここは他意のない左右の読み間違いとみる。藩政期における衆頭の活躍を伝える史料ということができる。なお、新氏先代も中田と同じく「太郎左衛門」と謹んでいる（『国府村史』など）。
- (19) 史料9A引用冒頭の「国府序」は「国分寺」の誤りである。執筆時点で新氏先代が『県史』を確認しておらずまた国分寺八幡の意義も理解されていなかったことを強く示唆する。この点、後年、現地を案内された吉岡氏はさりとて国分寺の話に戻している。研究者として流石といるべきである。筆者は引用文に忠実に、「国府序」の所在記載を求めて、大冊『県史』の中を丸一日以上も摸索して回って途方に暮れたことがある。以上は余談だが、資料9Aの注目点は「古浜北方八幡社」に全く触れることなく、八幡社の天山への移転について幕末という（史料の検討から導かれる年代ともかなり近い）年代を示して述べている点にある。
- (20) 丘陵（ヒラカ）端に北から直列に配される古府庵寺、天山社、国府、石部神社は別の言い方をすれば、断層に沿って崖の上に並んでいることになる。一般に断層付近では震度が大きいとされるから、文献12に紹介された十九堂山の震災伝説はかなりの部分史実に基づくのではないかと思う。被災した堂舎が再興國分寺のものとして考え直すことができるならば、前田氏に従って入植した本家の初期分家の一つとされる新家にとってみれば近い過去の話となる。なお、三昧山と天山の間の谷口に認められるやや異軸の地表面の段については考古学的な手法を用いてでも、断層との関連を知り得ると思う。
- (21) 文献16 太田奈「国府・国分寺関係の神社」は古代国分寺の守護社として八幡社が勧請された場合が多かったことを本山たる東大寺の手向山八幡の例を筆頭に述べ、全国の国府関係神社について列挙している。加賀国については小松市能美の能美八幡社を挙げているが、「能美郡村誌」徳橋郷能美村の段には白山神社（現存）が挙げられるのみで、「能美八幡社」に関する記述がない。苗代郡八幡村（小松市加賀八幡）の八幡神社のことを指したものかと付度されるが、「能美郡村誌」八幡村の段には社項も含め、国府・国分寺との関連に触れるところはない。『県史』刊行後さほど時を経ない頃の論考であり、無格社で既に祀られていた古浜八幡社の存在についてまで太田の了知が及ばなかったものであらう。碩学角田文衛が50年を経てなおそのまま再録する程の論考であるのだから、論旨は間違いないものと筆者は信じている。但し、地元には全く伝わっていない知識であり、もし地元で国府八幡・国分寺八幡の話をする人がいたとしてもそれは伝承というよりも個人的努力によって得られた「学識」と呼ぶ方が相応しいものであろう。
- (22) 八幡を冠する神社は多く、結構混亂させられる。『石川県能美郡誌』には大正4年大典記念事業として「真榦用具」を行った神社として字古府の無格社八幡社が石部神社・白山社の次に表記されている（317頁）。これは天山社ではなく、（のち村社に昇格した）出村の八幡社（本稿の八幡社B、現在は河田町下出村）であろう。そう考えないと引き続き表記される字河田の神社数が不足してしまうからである。1334頁の国府（こくふ）村神社各説において両八幡社（本稿の八幡社AとB）は一字一句違わない各32文字で記述されている。（大正7年刊の『石川県の研究』（神社編））も記述は2社全く同文である。在地の情報を知らないと重出を疑つて時間を浪費するかもしれない。なお『石川県能美郡誌』における加賀国分寺の比定地は、「田及び山林地」一部は丘陵」「石碑及び灯篭」といった表現から十九堂山であろう。
- (23) 「フンドト道路」は和鏡が出土したことで注目されるが、この和鏡は国土基本図にも記された畠中の送電鉄塔（ほぼ同位置に現存）を建設中に不時発見されたものである旨、筆者は国分寺先代から直に教示頂いたことがある。なお神明社の石祠は谷本慎吾『日・月』の石の祠の分布と謡を考える2001年に収録されている。
- (24) 史料4中の「宮」は他村の場合も含め何れも「御田畠之外」である。（藩からお預かりしている大切な、従つて）年資

- が賦課される田畠」とは別ですよ、と公租がかからないことを主張したものであろう。テンプレートじみてはいるが、免税されない／处罚される、では村役人としては非常に困るから、正しく申告されているものと考えたい。「山王」は他村の例では「八種」の場合が多く、祭神を表すかに思えるが、筆者には正直不明である。ただ現在の神社名とは一致しない場合が他村の場合にもかなり見受けられる。「○本松木、○本雜木」の記載は藩政下の伐採禁止令「七木之制」に関わるものか。古濱3宮のうち末尾の宮には「一本松木」とあり、「郡村誌」所載で現在構の名にもなっている小字「一本松」を連想させる。調書作成にも関わったであろう古濱村肝煎は註18に記したように天山衆の頭である「もとや」こと濱本家の先祖・太郎左衛門である。濱本氏に話を伺いにくくと、屢々树木（御神木）のことが話題になる。『村鑑』の頃から受け継ぐ何かがあるのかもしれないが、樹木を資産として捉えるのは「七木之制」停止後の近代的な発想かもしれない。
- (25) すべての伝承が伝え続けられる訳ではない。忘れることも大事、というのは正論であろう。資料9Bに「府序の如きは、社寺と違って信仰の対照でなかったためその廃止と共に地図されたものと思われます」とあるが、「墓じまい」のように一定の儀式を経れば呵責を減じて忘れるができるシステムもある。信仰の対象であったとしても別地に後継の対象が新設されれば、崇敬者は新設物件に注目するしかない訳であるから、旧地自体が信仰に対して特に重大な意味を持たない場合には、旧地のことは伝承されなくなりがちだろう。人々が求めるのはいつの時代も「本質」の方だと思う。研究者がまず実質を追究しなければ仕事にならないことはズバである。
- (26) 桶川と鍋谷川の合流点内角部に位置する古府村は渋水の常襲地であった。古府村民の水防意識は一種偏執狂的で、鍋谷川の対岸千代村の住人から「古府の君は雨が3粒落ちていただけで（出水を警戒して）半鐘を鳴らす」と揶揄されていたそうである。明治期の洪水記事が『国府村史』古府の段に複数採録され、古濱区ばかりでなく国府区の下町である「裏の国府」住民多数の御救助申請記事があることに筆者は注目している。古代国分寺やその守護社（あるいは国府閑倉集落としての「古府シノマチ遺跡」でも良いが）が渋水の常襲地にあったとは考えにくい。時代によって環境は変化するものであろう。常襲地化は比較的の近年来のことではないかと思う。なお、洪水問題は国分寺の再興時の立地にも影響を与えたことが充分考えられる。
- (27) この注目点は、例えは不適切かもしれないが、刑事案件の捜査における「真犯人にしか知りえない秘密の暴露」のようなものに筆者には感じられる。新氏先代・先々代の伝承による記事も、再興国分寺との関連を考えた方が良いものが多いのかもしれない。新氏は古濱本宗家の初期の株分けであり天山衆ではない。僧職という仕事柄、在所の事情に明るく在村時間も長い。現在に至るまで入植当時の伝承を直に引き継いでいる可能性のある希少な筋節である。
- (28) 筆者は「神社旧跡」と一括りにして読んでいるが、「神社」・「旧跡等」と分けることができるかもしれない。その場合、「神社」は石部神社であろうが、「旧跡」は国宇址を指すことだろう。その場合でも「等」は残る訳であり、本文中以下に記した理由で上田は八種社A地を実査する意図があったと筆者は考える。八種社A地そのものかどうかは不明だが少なくともそれに類した場所を案内されたのではないかと思う。
- (29) 資料9Aでは文意が通じにくく「その線の結んだ点の地」のあたりに何か言葉を補うとすれば、「十九堂山と總社（を結ぶ線）」であろう。「總社」を「八種社」（天山社）（=先代のいう国宇址）に置き換えて示す所は同じとなる。なお、新氏先々代の没年と年齢からすると先々代が上田よりも2歳ほど年上であったことになる。
- (30) これは筆者の案ではない。当センターと田龍介主幹の案を頂いたものである。再興国分寺説とは独立した状態で、本稿資料8のルビから提唱して頂いた。筆者が「ジキドウ山」と聞くのは和田氏からが初耳ではないような気がする。そのこともまた当該説の信憑性を高めるものと思う。
- (31) 文献11並びに文献15それぞれ第2図の「旧古浜」キャッシュの置かれた地点は隣村小野地内である。
- (32) 場所は現在の「古府」バス停の北約15m、古府町の町名看板のあるあたりか。現況は水田と市道とみられる。県立図書館版の土地台帳の修復作業が終われば地番照合の上、当時の地主が誰々なのか特定できるかもしれない。なお、あくまでも「郡村誌」が述べたところの古浜八種社地の候補ということである。実際にも国分寺守護社としての国分寺八種の後身であれば、古代国分寺址はその近傍、つまり「古府シノマチ遺跡」で探査されることになろう。文言から想像される「郡村誌」の八種社A地と現在目にする天山社址地とは面積や形状の点においてそれほどかけ離れたものではなく、どちらかと言えば似ているように思われる。このことは、非移転一方指向説に有利そうに思えるが、移転説の側から「当然、類似形状の地を遷して置遷したもの」との反論が予想される。
- (33) 石川県には同名異音の「古府」町が七尾市と金沢市にもありそれぞれ「フルコ」「コブ」と読まる。3つの「古府町」の中で筆者が居る小松の古府町は最も人口が少なく最もマイナーな存在であろう。小松の古府について「フルコ」と読む人はいないだろうが、「コブ」は結構耳にする。绳文時代中期の標識遺跡は「こぶ」遺跡であるが、加賀国府・国分寺開基の遺跡は「こふ、○○遺跡」と呼ばれるべきである。これはローカルルールの押付けではなく、固有名詞一土地や一人を大切にすることである。
- (34) 史料6が伝える白山社と八種社の合併時（大正14年）～昭和51年の氏子総代のうち、2名は天山衆、3名は白山衆である。白山衆の総代は何れも本宗家若しくはその古い株分けの家筋である。白山社は本宗家の勧進によると考えられ、從って16世紀末以降の創建であろう。筆者から見れば充分古いが、合併された八種社と国府の石部神社はさらに古い歴史であり。これらの社が経てきた年月や出来事に想いを馳せると目が眩む思いがする。なお、八種社と石部神社との間での合併話は一切伝わっていない。
- (35) 耕地ばかりでなく墓地も両村で贈請しているのだから、明治7年合村願の「耕地等贈讓」の等が一つには墓地を指していると理解できる。これに準じて八種社地も「諸難」の内であろうか。今後の課題にしたい。
- 再興国分寺の解明を諒って今後共同墓地の発掘調査を始めようとする動きがあるかも知れないが、筆者は墓地破壊を伴う発掘調査の実施を歓迎する気にはなれない。大正期以来の耕地整理で、村の先人たちは少しでも耕地を増やしたかった

にもかかわらず、三昧には手を付けなかった。筆者の概算（村の年平均死者数×墓石造立までの共同墓地の推定存続年代）（6人×500年）によれば、3000人前後が埋葬されていることになる。このうちのおよそ2/3、2,000人が頂部に埋葬されたと推算する。史料2無税地項に記載された墓地は約4,000m²程度であるが、別箇所分を差し引いて3,600m²。頂部平坦面をこの半分の面積とすると1,800m²。墓塚（平均1m²とする）の重複を考えなければ頂部平坦面の地山率はほとんど0。従ってそこで行われる発掘調査はほとんど墓地調査の意味しかもたないことになる。共同墓地は当地で過ごした先人たち、つまり当地的歴史そのものであり、欠け替えない墓地をそこなうことは将来世代に対する裏切り行為である。

(36) 「ヒラカ」の意味については坂下氏が詮索しているが、地勢である「平らな丘」の意と単純に解釈することができよう。なお、南ヒラカ付近の開田工事前（1955年頃）の旧地形については文献6に貴重な叙述がある。

(37) 文献18「本編図1「加賀国図」により筆者は作業してきたが、文献20の方がより精細な画像で作業できる。

(38) 「加賀国図」を拡大した筆者の判読による。筆者は古文書読解の訓練を受けたことのない素人である。同資料の公刊または高精細画像の公表並びに然るべき判読による字形と読みの確定を持ちたい。なお、史料4古演村の段では末尾に列記された村役人の篆頭が「吉村肝煎太郎左衛門」となっている。こちらは「演」脱落とみる。

(39) 埋蔵文化財としては「フンド道跡」に相当する。表面採集が容易な地点であったが、近年の新堤防築造に際しては発掘調査に至らなかった。白山神社境内の神明社は合祀年代が不明であるが「不動堂」に元あったとされることから「西の国府」地区の社であったものか。筆者の姓「はまさき」と関連するかもしれない気が一寸するが不明。

(40) 古浜本宗家が前田氏に従って入村したとすれば、一向一揆後の在地を掌握するための政策の一環であったと考えられる。本宗家は藩政期のうちに国府にも分家を出している。同分家は石部衆である。

(41) 生物学の本川達雄博士は數多の著書の中で、「おばあちゃんの知恵」が人類文化の進歩に大きな役割を果たしてきたとして継り返し高く評価している。筆者は「おじいちゃんのつぶやき」もまた同様に評価できる可能性があると思う。世に「12,13歳くらいまでに民族の神話を学ばなかった民族は、例外なく滅んでしまう」と言われる。民族を家族や地域に、神話を伝承や共同墓地の由来といった字句に置き換えても相似が成り立つのではないか。

参考文献

- (1) 『石川県史美術誌』 1923年
- (2) 『石川県史諸名勝調査報告』 第2輯 1924年
- (3) 『石川県史』 第1編 1927年
- (4) 新吉雄「加賀国国府庁の推察」『加南地方史研究』創刊号 1955年)
- (5) 新吉雄「古府」(『国府村史』1956年 407~408頁)
- (6) 中田恒夫「弥生式住居址と近世代理葬趾」『加南地方史研究』第5号 1958年)
- (7) 中田恒夫「村謫帳」(1~10)『加南地方史研究』第1965年~18号(1972年)国府村分は12号 1968年、古浜村分は13号に掲載。
- (8) 石田龍次郎「皇国地誌の編纂：その経緯と思想」『一橋大学研究年報 社会学研究』8 1967年)
- (9) 矢ヶ崎孝雄「皇国地誌解題」(『石川県史資料』近代編) 1974年)
- (10) 石川県立図書館『石川県史資料』近代編4 能美郡誌・付録地図 1976年
- (11) 吉岡康暢「平安前期の地方政治と国分寺(上)一加賀国分寺をめぐる問題」『金沢大学日本海城研究所報告』第八号、1977年)
- (12) 新吉雄「十九堂発掘墓石の整理」『加南地方史研究』第27号 1979年)
- (13) 坂下譲征「加賀国府」1980年
- (14) 石川県農林水産部耕地建設課『石川県土地改良史』1986年
- (15) 吉岡康暢「加賀」(『新修国分寺の研究第三巻 東山道と北陸道』1991年)
- (16) 太田亮「国府・国分寺関係の神社」『新修国分寺の研究 総括編』1994年 旧版1938年)
- (17) 田中稔「国府の庁、国分寺跡をたずねて」(国府地区歴史サークル編『ふるさと国府』1998年 73頁)
- (18) 『金沢市史』資料編18 総図・地図 1999年
- (19) 松尾剛次「中世収斂教団と泉涌寺末寺の築後国への展開―新発見の中世西大寺末寺帳に触れつつ―」(『山形大学大学院社会文化システム研究科紀要』第10号 2013年)
- (20) 『新修小松市史』資料編13 近世村方』2017年
- (21) 由谷裕哉「小松市内の神社合祀研究・序説」『小松短期大学論集』第25号(復刊第4号) 2018年)

合併神社

(社格)	(釋社名)	(祭)	(例)	(遷座地)	(合併社)
舊舊社	八幡社	正月	例	遷座地	合併社

五月十五日奉
五正月廿五日奉

大正十四年八月廿七日合

遷

宇吉府

大正十四年八月廿七日合遷

大正十四年八月廿七日合遷

備考	八幡社	正月	例	遷座地	合併社

トテ得不圖を事トシテノ要素ニ缺クル所アリ諸社社頭
跡等ヲモ審査シテ!

史料3 上：白山神社明細帳（県庁保管） 下：上田三平瘋託復命書（抄）



史料4 「村鑑」(小松市立博物館 提供) 拝

白山神社由来碑文

古府町又 87番地顕座

古府町は西部の「古瀬」と東部の「国府」が明治8年（1875）に合併したのであるが、両集落は古く時代から深い関係にあった。古瀬は、棘谷と鍋谷川の合流点で、水運の便がよく、船着場で物資の集散地として栄えた。国府は、弘仁14年（823）に加賀國が越前國から分かれて、独立の一団となつたとき、その政府が設けられた所である。

加賀國府の南にあった右石神社は、一名府南社とも呼ばれ、加賀國の總社であった。その近くに加賀一宮の白山権現の神堂を有していたのが、古浜白山神社であると伝えられている。従て当時は国府庁官人の奉納は見えなかったという。その後当社は、この集落の鎮守の神として人々の深い尊崇をうけ、御神の誠を挙げ奉祀されてきた。

また通称「天山」(古府町北 32番地) の北に八幡社が祭られていた。承和8年(841) に加賀國勝興寺が國分寺にあてられたが、その國分寺の守護社として祭られたのが、この天山八幡社であろうと伝承されている。この社は大正14年5月15日に、白山社の地に移され合祀された。

昭和4年6月7日、白山社を白山神社と改称された。昭和5年9月17日に現在の社殿が建設され、盛大に慶祝の祭が行われた。

御才神は次の6座の神である。

伊弉諾神・伊弉册神・菟理媛神・応神天皇・神功皇后・比咩大神
なお境内には、八幡社と不動堂から移された神明社の石祠があり、天照大神を祀る。

手有余年の古い歴史と伝統をもった当社の御神体は、いよいよ高く、とこしえに町民の平和と町の繁榮を祈り育てている。

昭和59年3月吉日

撰文 小松市文化財調査委員長 北野勝次

史料5 白山神社由来碑文 (筆者翻刻)

もとやの神様

八幡神社、通称「天山」(古府町北 32番地、社地面積・約350坪、田130坪)の地に八幡神社が祀られていた。

承和8年(841)に加賀國、勝興寺が國分寺にあてられ、その國分寺の守護社として祀られたのがこの天山八幡社であると伝承されている。氏子は、・・・(中略)・・・、計12家の氏子で祀られ春祭り3月17日、秋祭り9月1日に行なわれていた。祭りが終ると三宝、旗などが浜本の蔵に保存されていた。

現在の□□□の前に旗木を立て天山八幡神社まで参道があったが、大正14年5月15日に白山神社の地に移され合祀された。昭和4年6月7日に白山社を白山神社と改称されたのである。翌、昭和5年9月17日に現在の社殿が造営され、盛大に慶祝の祭りが行なわれた。又、造営費用に天山八幡神社の松林が伐採され当てられたそうである。

合併時に□□□、□□□□氏の二名が天山八幡神社の氏子総代で白山神社の氏子総代、□□□氏、□□□□氏、□□□□氏の三名の方々と計5名で昭和51年秋まで統いて来ましたが、□□□□界のため□□□□氏に繼がれ、現在では各班一名づきの総代の方がおられ祭事が行なわれております。

「室谷助作夢の告」

白山神社と天山八幡神社の合併前夜に、八幡神社の近所に住んでおられた、大変正直な室谷助作さんという方の夢枕に、神様が白馬に乗って来られ「室谷さん、永らく御世話になったが、いよいよ明日、白山神社に行く事になったのでお別れに来た」と云うお告げがあったと聞いております。

当時、何年も前から合併の話があったが、大変一概な、浜本太郎左衛門が返事をせずに通して來たので、「もとやの神様」と云われたそうです。

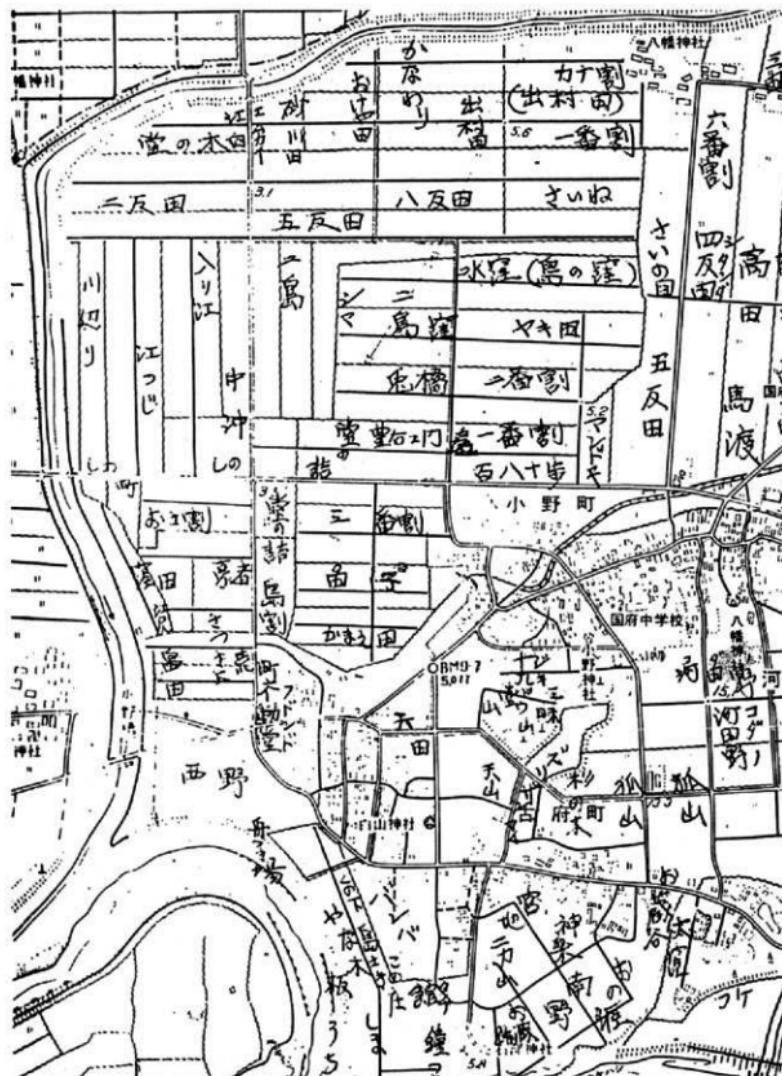
十代目もかなり一概者の様です。(以下略)

(S61・4・5)『簡報こふ』No. 102 より

史料6 氏子頭による八幡社覺書



史料7 明治21年地籍図（石川県立図書館蔵）（部分）（縮尺不同・上が北）



資料8 古府町小字図（国府歴史サークル作成）

資料9 A

第四に、不明な点は、石川県史である。県史には『国府庁は古府の八幡社のところにあったものだ』と記している。八幡社は現在、古浜（古府は明治8年国府と古浜と合併せしもの）の白山神社と合併している。伝説によると幕末まで、この八幡社は■■■■■宅の北方で□□□□宅後方の線を東へひき、その線の結んだ点の地に在った。それを天山に遷座申し、再び昭和の初期に白山社に合祀したものである。編纂者はこの経過を知ってか否かは知らないがもし知っての上からとすれば、どの地点を指されたものかとおもう。

（新吉雄「加賀国国府の推察」『加賀地方史研究』創刊号 1955年）

資料9 B

国府庁の遺跡は古くより探査されていますが確証される地点が決定されていません。

これは府庁の如きは、社寺と違って信仰の対照でなかったためその廢止と共に地均されたものと思われますが、府南社の北方、天山辺と古くから考えられています。国分寺跡は十九堂山と伝えられています。

・・・、一夜の雨の南方桃川添いの地を「大崖」（おうがけ）とも呼んでいます。

明治二十九年の大洪水で今は埋もれましたが、その岩の绝壁をなしている處に磨崖仏の觀音が彫刻されていたと伝えられています。

註 能美郡誌には「国分寺は大涯にありたり」と記されてあります。

（新吉雄「古府」『国府村史』1956年）

資料9 C

・・・加賀国分寺の位置も現在の古浜区域の中心の白山神社にあったのではないかと推定します。理由は同社はもと「白山八幡神社」と称しています。そして地形的に・・・。

（田中稔「国府地区の歴史散歩」（国府地区歴史サークル『ふるさと国府』1998年））

資料9 地元研究者の論説（抄）



資料11 本稿関連地点（昭和21年空中写真に加筆）



資料10 古府町地図

石川県埋蔵文化財情報

第46号

発行日 2022（令和4）年3月29日

発行 公益財団法人 石川県埋蔵文化財センター

〒920-1336 石川県金沢市中戸町18番地1

TEL 076-229-4477 FAX 076-229-3731

URL <https://www.ishikawa-maibun.or.jp>

E-mail address daihyou@ishikawa-maibun.or.jp

印 刷 前田印刷㈱

© (公財) 石川県埋蔵文化財センター

